

2019年度 IMF年次報告書

私たちのつながった世界

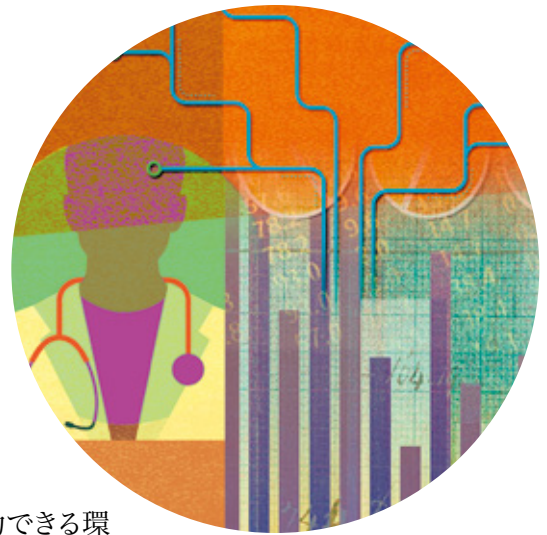


専務理事代行 からのメッセージ

皆さま

世界経済はデリケートな局面を迎えています。2018年初頭の景気拡大は、貿易摩擦の激化が大きな要因となり、勢いを失いました。金融の脆弱性や地政学的な不確実性の高まりに伴う脅威もあります。こうした困難な状況は、政策当局者に過ちを回避し、国内で、国境を越えて、さらにはグローバルに正しい政策措置を講じることを求めています。

政策は、人々が
成功できる
環境を
整えるべき



政策は何よりもまず、人々が成功できる環境を整えなければなりません。優れた財政政策は、経済成長、債務の持続可能性、社会保護の間に正しいバランスを実現し、不平等を改善します。適切に調整された構造改革は、生産性向上を加速させる一方で、誰もが恩恵を受けられる長期的な成長を促進します。これは成長から取り残された人々にとって特に重要です。様々な形態の腐敗の撲滅に取り組むことは、政府がインフラを構築し、公共サービスを拡充する能力を高める上で決定的な意味を持ちます。それは信頼回復にも役立つでしょう。

国際社会に今、最も暗い影を落としている問題が貿易です。貿易統合は長期にわたり、世界中に途方もない恩恵をもたらしてきました。しかし、万人が貿易の恩恵を享受できたわけではなく、貿易システムには正すべき歪みもあります。国際貿易体制を維持し、現代に合ったものにするためには一緒に行動を起こすことが重要です。

法人税制の国際枠組みについても、公平性を高め、国際経済の変化を反映させ、新興市場国や発展途上国の利益に資するように、再考すべき時期が来ています。

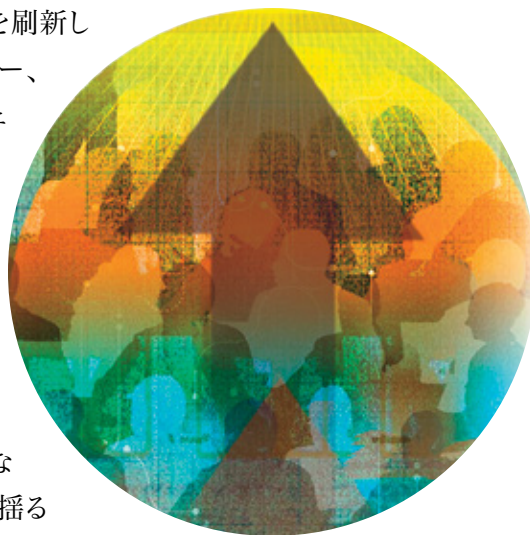


今、国際社会に
最も暗い影を
落としている問題は
貿易である

最後に、各国は協力し、気候変動から急激な技術変化まで、様々な共通課題に立ち向かわなければなりません。

この年次報告書にも記載されているとおり、IMFの理事会と職員は加盟国を支えるため、政策助言、融資プログラム、能力開発に真摯に取り組んでいます。IMFのコンディショナリティ、経済と金融の監視、融資制度に関して重要な再検討をいくつか行ったことに加えて、貿易の波及効果と金融安定性に関する分析を深化させ、さらに低所得国や市場で資金調達可能な諸国に対する債務持続可能性評価の枠組みを刷新しています。金融テクノロジー、デジタルエコノミー、仕事の未来に関する分析を強化し、格差とジェンダーの問題への取り組みを主流化させました。持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けて、加盟国との協力も継続しています。

このほど、クリスティーヌ・ラガルド専務理事が新たな道に進むことを決意されました。8年にわたる在任期間中、IMFの目的、有効性、評価は大きく変わりました。世界経済の大切な時期に、ラガルド専務理事は優れたビジョンと揺るぎない決意をもたらしました。この場を借りて、専務理事の素晴らしいリーダーシップに感謝します。正しい方針、そして協力によって、IMFは今後も加盟国が世界経済のデリケートな局面を乗り切っていくのを支援できると確信しています。



共通の
課題に
立ち向かうために
各国は協力すべき



専務理事代行
デビッド・リプトン

目次



第1章 概要

はじめに.....	1
専務理事代行からのメッセージ.....	1
IMFについて.....	4
スポットライト 共通の責任、恩恵の共有.....	4
貿易の推進.....	5
金融安定性分析の向上.....	8
債務問題への対応.....	11
デジタル化の恩恵を享受する.....	14
世界的な機会の拡大.....	17
地域別ハイライト.....	20
アジア太平洋.....	20
サブサハラアフリカ.....	22
ヨーロッパ.....	23
中東と北アフリカ.....	26
西半球.....	27



第2章 IMFの活動内容

経済サーベイランス.....	30
はじめに.....	31
国別サーベイランス.....	31
地域別サーベイランス.....	32
多国間サーベイランス.....	32
政策助言.....	33
金融セクター.....	34
財政問題.....	35
その他の問題.....	38
データ.....	38
融資.....	42
非譲許的融資活動.....	43
譲許的融資.....	50
政策調整インストルメント.....	51
政策支援インストルメント.....	52
プログラム終了後のモニタリング.....	53
能力開発.....	54
はじめに.....	55
ハイライト:財政.....	57
ハイライト:金融政策と金融セクター政策.....	59
ハイライト:統計.....	60
ハイライト:法律.....	62
数字で見るIMFの能力開発.....	65
能力開発のためのパートナーシップ.....	68
能力開発のためのグローバルなテーマ別基金.....	69
地域能力開発センター.....	69

図

1.1 貿易摩擦の代償.....	6
1.2 高まったリスク.....	10
1.3 政府の資産と負債.....	12
1.4 世界の産業用ロボットの65%がアジアで稼働している.....	16
1.5 資金不足に立ち向かう.....	19
1.6 ブレグジットの長期的な影響.....	23
1.7 自動車と自動車部品 アメリカへの輸出.....	25
1.8 自動車と自動車部品の輸入に課される米国関税がもたらす損失の分布.....	25
1.9 持続可能性を回復させる.....	27
2.1 2010~2019年度に承認された一般資金勘定下の取極.....	44
2.2 2010~2019年度における非譲許的融資残高の推移.....	44
2.3 2010~2019年度における譲許的融資残高の推移.....	50
2.4 IMFの運営経費 主要な活動別の内訳(2019年度).....	64
2.5 能力開発への支出(2015~2019年度).....	64
2.6 能力開発支出の地域別内訳(2016~2019年度).....	65
2.7 能力開発支出の所得グループ別内訳(2016~2019年度).....	65
2.8 能力開発支出の分野別内訳(2016~2019年度).....	65
2.9 所得グループ別の研修参加者数(2015~2019年度).....	67
2.10 出身地域別の研修参加者数(2015~2019年度).....	67

73

第3章 財務、組織、説明責任

組織	73
IMF組織図.....	73
IMF理事の集合写真.....	74
2018年の理事定期選挙.....	76
マネジメントチーム.....	78
幹部.....	80
人事と優先事項.....	83
IMFの財源とガバナンス	84
予算と収入.....	84
収入モデル、手数料、報酬、負担分配、純利益.....	85
クォータ:IMFの財源.....	88
特別引出権.....	88
説明責任	89
IMFにおけるリスク管理.....	89
監査メカニズム.....	89
独立評価機関.....	91
透明性.....	95
外部関係者へのアウトリーチと交流.....	95
参考情報.....	100
頭字語と略語.....	103
総務会への送り状.....	104

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。本報告書の分析と政策に関する考察はIMF理事会のものである。

IMFの会計単位は特別引出権(SDR)である。IMFの財務データの米ドル換算額は概算であり、便宜的に示したものである。2018年4月30日現在の換算レートは、1ドル=0.721626SDR、1SDR=1.38576ドル。1年前(2018年4月30日現在)の換算レートは、それぞれ1ドル=0.695380SDR、1SDR=1.49783ドルであった。

各項目の数値の合計と合計数値のわずかな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される、国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

表	
2.1 一般資金勘定下で2019年度に承認された取極.....	43
2.2 IMF一般資金勘定からの融資の条件.....	46
2.3 譲許的融資制度.....	48
2.4 貧困削減・成長トラストの下、2019年度に承認または拡充された取極と融資.....	51
2.5 IMF能力開発のためのテーマ別基金と国別基金.....	71
2.6 IMFの地域能力開発センター.....	72
3.1 主要支出項目別予算(2018~2021年度).....	84
3.2 運営費用.....	85
3.3 IMFへの返済が6か月以上遅延している国の延滞金額とその種類別内訳.....	87

ボックス	
2.1 加盟国によるGDP推計基準年変更に対する能力開発.....	62
2.2 コーカサス、中央アジア、モンゴルのための地域技術支援センター.....	68
2.3 太平洋金融技術支援センターの25周年.....	70
2.4 ASEAN諸国での金融政策に関する高官級フォーラム.....	71
3.1 退任・新任の幹部職員の経歴.....	82
3.2 HQ1ビル改修工事の進捗状況.....	86
3.3 5大プロジェクト.....	87
3.4 セーフガード評価によるリスク管理.....	90

IMFについて

国際通貨基金(IMF)は、世界経済の健全性を促進するために創設された国際機関で189か国が加盟している。IMFは、国際通貨協力の推進、金融安定性の確保、国際貿易の円滑化、雇用水準の向上、持続可能な経済成長の促進、そして、世界的な貧困削減のために活動している。国際通貨制度の効果的な運営を監督する機関として、外国為替の安定性や国際貿易の拡大とバランスのとれた成長の促進などを主な目的に掲げる。IMFの使命は国々やその国民が他国の財やサービスを購入することができるようにすることであり、持続可能な経済成長を実現し生活水準を向上させる上で不可欠な役割を果たしている。全加盟国を代表するIMF理事会は、各国の経済政策が国レベル、地域レベル、また世界レベルに及ぼす影響を議論する場であるとともに、一時的な国際収支上の問題に対処する国々への融資や、能力開発の取り組みを承認する場でもある。本年次報告書は、2018年5月1日から2019年4月30日までの会計年度の間にIMFの理事会と役職員が行った活動を報告するものである。本報告書は、IMF理事会の見解と政策に関する議論が反映されている。なお、理事会は本報告書の作成に積極的に関与している。

IMFの主な役割

IMFが果たす主な役割は次の3つである。

マクロ経済の安定性を実現し、経済成長を加速させ、貧困を緩和するための政策の採用を加盟国に助言する。

対外支払が外貨収入を上回った際に生じる外貨不足を含めて、国際収支上の問題に対処する加盟国を支援するために融資を準備する。

要請に応じて技術支援と研修を提供し、加盟国が健全な経済政策を実施できるように専門技能と制度の構築や強化を支援する。

IMFは全世界的に活動を行い、加盟国政府との緊密な関係性を維持するために、ワシントンDCに本部を、そして世界中に事務所を置いている。IMFと加盟国に関する詳細は次のホームページからご確認ください。
www.imf.org

スポットライト

共通の責任、恩恵の共有

経済、金融、政治の不確実性が高まる中、IMFは加盟国のニーズに対応する一方、国際協調を支援する取り組みを強化してきた。ここ1年は以下の分野での政策助言に力を入れた。

1 貿易の推進

ルールに基づく貿易制度を支持し、時代に合わせた改善を呼びかける

2 金融安定性分析の向上

世界金融システムの安全強化を目指す

3 債務問題への対応

経済の脆弱性を抑え、国民の未来に投資する

4 デジタル化の恩恵の享受

経済・社会政策の改善を通じて、あまねく恩恵をもたらす

5 世界的な機会の拡大

人間中心の国内・国際政策を支援する

貿易の推進

国際貿易というエンジンはうまく機能してきた。
ただ今、アップデートの必要性が生じている。

貿易は成長の強力な推進力となってきたが、このところその役割に疑問符が付けられている。貿易の恩恵は当然視されがちで、ときとして恩恵に代償が伴うことは見過ごされがちである。そうした中、数世代にわたって先例のない経済成長をもたらしてきた国際貿易ルールのシステムは今、緊張状態にある。その根本にあるのは、長らく未解決のままとなってきた問題だ。IMFの研究は、こうした問題の明確化に努めてきた。

2018年10月の「世界経済見通し (WEO)」は、貿易が国境を越えた技術の流れを生み出し、所得や生活水準の向上につながることを示した以前の研究を踏まえ、アメリカと中国の貿易摩擦が激化した場合に想定される影響を具体的なシナリオとして示した。この分析は、悪影響が世界全体に及ぶことを示している。長期的な世界GDPは0.4%減少し (2018年のドルベースで3,400億ドルの減少に相当)、2019年の減少幅はアメリカで1%近く、中国では1.6%に達する見通しだ。減少の大部分は、関税が信頼感に及ぼすマイナスの影響 (投資の減少) と、金融市況のタイト化 (スプレッドの拡大) から生じると見られる。

さらに2019年4月のWEOは、二国間の輸出額と輸入額の差である貿易収支には、関税よりもマクロ経済政策のほうが大きな影響を及ぼすことを明らかにした。こうした政策は、総需要を増大させて貿易赤字の拡大につながるような、過度に刺激的な財政政策のかたちを取ることでもあれば、国有企業に外国企業に対する競争優位性を与え、貿易黒字を増大させるような補助金制度のかたちを取る場合もある。さらに4月のWEOは、二国間の関税は貿易転換につながり、対外不均衡の解決には効果がないことを明らかにした。そして、投資と成長を維持する上で、開かれた貿易体制が極めて重要であると主張している。

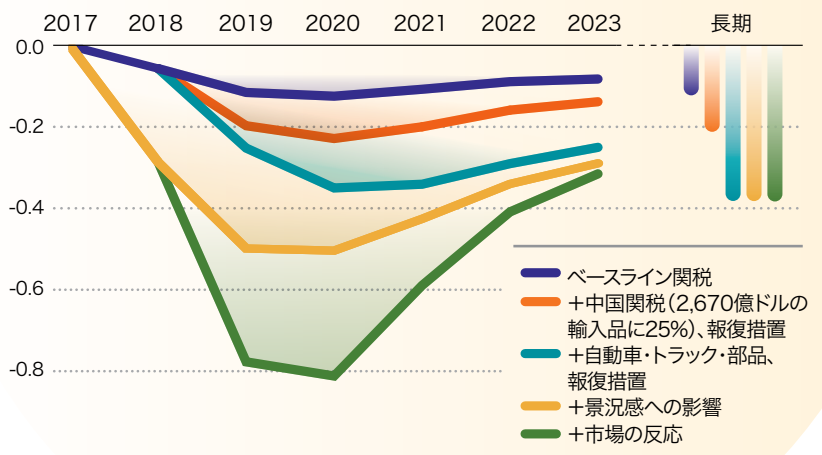
同じような結果は、2018年の「対外セクター報告書」でも示されている。世界の経常収支不均衡は世界GDPの約3.25%となったが、このうち40~50%が過剰とされ、ほとんどが先進国に集中していた。放置すれば、このような過剰な対外不均衡の拡大は、世界の金融安定性を脅かすおそれがある。

第2次世界大戦後に確立された貿易ルールのシステムは、多大な恩恵をもたらしてきた。だが今は改善の必要性が生じている。IMF理事会は貿易に関する広範な議論の一環として、世界貿易機構 (WTO) の交渉、透明性、紛争解決機能を現代化することに重点を置いたスタッフによる継続的な分析を議論した。国有企業を含む様々な実施主体による産業補助金と農業補助金、そして技術移転に関するWTOのルールを改善することは、どの国にとってもより好ましい貿易体制を構築する上で、重要な要素となる。

図1.1
貿易摩擦の代償

貿易摩擦の激化は、財の流れを阻害するだけでなく、より重要な要因として景況感や金融面での悪影響を通じて、世界GDPを縮小させるだろう。
(統制値からの逸脱%)

出典: 2018年10月「世界経済見通し(WEO)」第1章





学ぶ

マグレブ地域での貿易統合



地域的な貿易統合は、経済的繁栄の強力な推進力となりうる。その最たる例が、アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジアから成るマグレブ地域だ。域内貿易は貿易全体のわずか5%と、世界で最も低い水準にある。地政学的な緊張と貿易や資本フローを制約する政策によって、地域統合は停滞してきた。

地域統合が進めば、域内人口約1億人、名目ベースで1人当たり年間所得4,000ドル、購買力平価ベースで同12,000ドル近い市場が生まれる。それによって国外からの直接投資の対象として、マグレブ地域の魅力は高まり、財、資本、労働力の域内移動にかかるコストは低下し、資源配分は改善するだろう。域内統合は、マグレブ各国の長期的成長率を平均1%押し上げる可能性がある。

舞台裏では

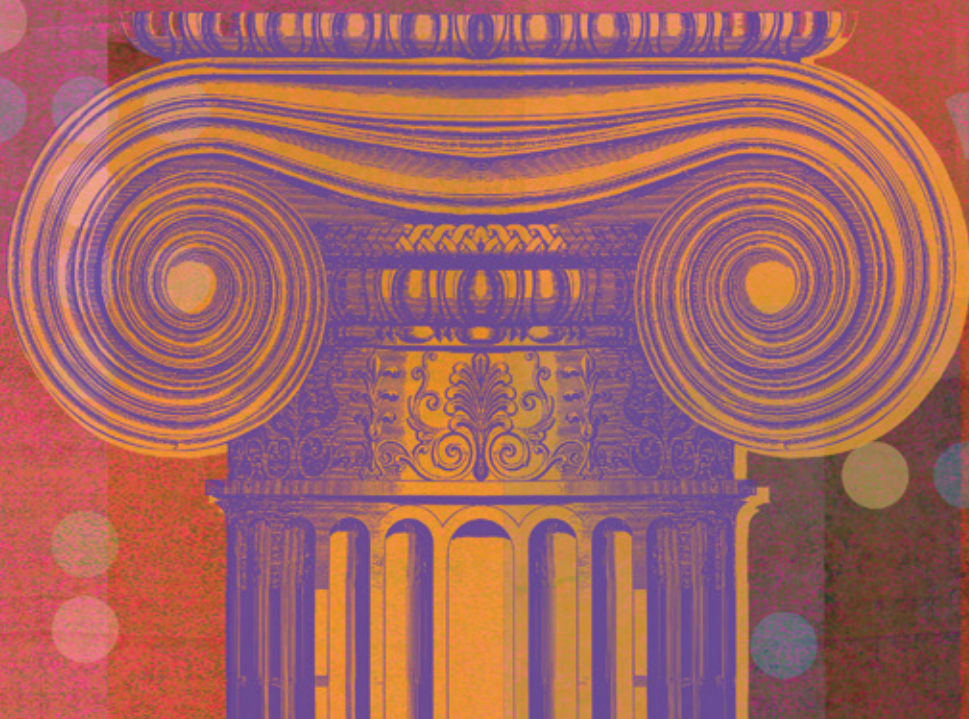
ルールに基づく国際貿易制度を時代に合ったものに

1994年にWTOが創設された当時、eコマースはほとんど存在しなかったことをご存じだろうか。今日、グローバルな企業間(B2B)eコマースの売上高は23.9兆ドルに達する。このように国際ルールの整備が遅れている新たな領域において、交渉を進めることが急務となっている。例えば「有志連合」のような柔軟な方法を使った、eコマースや投資の円滑化が求められている。こうした分野での前進は、多国間貿易体制が変化に適応し、妥当性を維持できることを示すのに大きな効果があるだろう。2019年1月に76か国がeコマースに関する交渉を開始すると発表したことは、新たな交渉方法が極めて有望であることを示している。



金融安定性分析の向上

世界金融システムの安全性を 高める取り組みに終わりはない。



政策当局者は、危機の予測や予防に役立つ水晶玉を手に入れたいと願うものだ。世界金融危機の爪痕が依然として残る中、IMF職員と金融専門家はまさにそれを目指して努力を続けてきた。

2019年4月の「国際金融安定性報告書 (GFSR)」は、政策当局者が住宅市況悪化の可能性を計測し、悪影響を抑えるために早期に対処するのを支援する新たな分析ツールを提示した。「住宅価格のリスク量 (House-prices-at-risk)」と命名されたこのツールは、金融状況をもとに短期から中期の重大な景気後退リスクを導き出す「成長のリスク (Growth-at-risk) モデル」に反映される。この分析では過去の価格上昇や信用拡大といった住宅相場に影響を与える5つの条件に基づき、サンプルに含まれる先進国では2017年末時点で、インフレ調整後の住宅価格が大幅に下落する確率は10年前より低くなっていることが示された。対照的に新興市場国の多くでは、2017年時点のリスクは世界金融危機の直前期よりも高かった。

世界金融危機が、私たちの時代に最も重大な影響を与えた出来事のひとつであることに変わりはない。危機が経済的・社会的に深刻な影響をもたらしたことから、金融システムの世界的な規制改革に向けた協力が不可欠となった。それから10年を経て、2018年10月のGFSRは、金融業界の規制と監督は大幅に強化されたと評価している。ただ改革アジェンダはすべて完了したわけではなく、特に「シャドールーピング」と呼ばれる金融システム内で規制の及ばない領域で顕著だが、新たなリスクが生まれている。こうした新たな状況は、世界中の規制当局者に慢心せず、各国が政策の選択肢を充実させることを求めている。リスクは好況期に上昇する傾向があり、また金融システムのなかでも新しく予想外の領域に移っていくものであることを、心に留めておく必要がある。



**金融システムには、
新たなリスクが
生じている。
規制の緩い領域で
これは特に顕著だ。**



学ぶ

レバレッジド・ローンとは何か

金融業界の成長分野の1つに、多額の債務を抱えた企業、もしくは信用格付けの低い企業に対する融資がある。通常は複数の銀行がシンジケートを組んで実施する。こうした融資が「レバレッジド・ローン」と呼ばれるのは、借り手の資産あるいは利益に対する負債の比率が、業界の一般的水準を大幅に上回るためだ。こうした融資の世界的な市場規模は現在1.4兆ドルに達する。政策当局者やアナリストはこうした事態を受けて、融資基準に危うい劣化傾向が見られると警鐘を鳴らしている。

その理由は、こうした融資の多くは引受基準が緩く、投資家保護は弱く、透明性も低いからだ。それに加えて、今では投資信託や、貸出債権を証券化して他の投資家に再販するものであるローン担保証書の運営会社が、こうしたレバレッジド・ローンの相当部分を保有しており、こうした会社が銀行業界とどのようにつながっているかは必ずしも明らかではない。このため政策当局者が、与信基準の劣化に対処するために新しいツールを開発し、採用することが極めて重要である。10年前、金融システムにおける想定外の脅威について厳しい教訓を学んだ政策当局者は、新たな脅威となりうる要因を見逃してはならない。

舞台裏では

リスク発見ツール



2019年4月のGFSRは、金融システムの脆弱性を定量化するIMFの方法論について、詳しく説明している。政策当局者が脆弱性を監視し、必要な場合にはリスクを抑えるために予防的措置を講じられるようにするためのものだ。この定量化の枠組みには、企業、家計、政府、銀行、保険会社、「シャドバンキング」を含むその他金融機関の6部門を網羅している。

この枠組みでは、レバレッジ、資産・負債の期間と流動性のミスマッチ、通貨のミスマッチなど脆弱性の源となる要素の水準や変化を捉えている。脆弱性の集計は29のシステム上重要な国を対象に、地域別と世界全体で行われる。

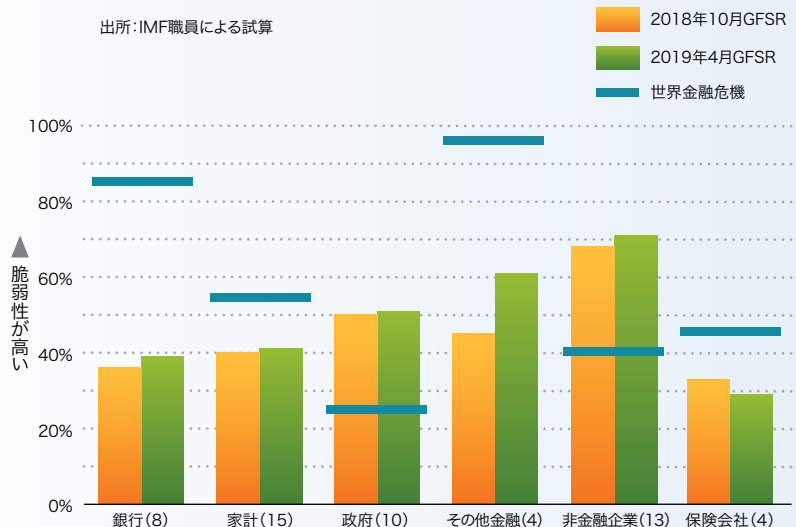
この枠組みにより、どのようなリスクが発見されたのか。先進国では、企業債務と金融的リスクテイクの増大が、借り手の信用力低下と組み合わさったところに脆弱性が生じていた。新興市場国では、ベンチマーク指標を基準に動く投資の流入が増えており、それによって資本フローが突如反転した場合のリスクが増大していた。

図1.2 高まったリスク

世界金融危機以降、政府と非金融部門の脆弱性が高まっている。

GDPで見ても、システム上重要でかつ脆弱性が高いか、やや高い国々が標本中に占める割合を%で示している。括弧内の数値は該当する国の数である。

出所：IMF職員による試算





-222,0075.50
-550,0777.25
-990,0044.75
-600,0032.25
-100,0009.35
-189,0052.25

債務問題への対応

巨額の債務は、
国家が人々の未来に
投資する能力を圧迫する。

公的部門と民間部門を合わせた世界の債務は、史上最高の水準にある。2017年末時点では184兆ドルに達した。これは世界GDPの225%に相当する。適度な水準で、成長を促進する活動に効率的に使われるのであれば、債務そのものが悪いわけではない。ただ高水準の債務は、必ずしも危機のシグナルではないとはいえ、より生産的な用途に資源が回らない原因となることが多い。

政府の場合、債務の利払いによってより持続的で公平な成長のための投資である教育、医療、インフラの支出が抑えられる。企業の場合、債務水準が高ければ、事業や雇用を拡大するための投資資金が少なくなる。

また公的債務の水準が高ければ、政策当局者が経済成長の弱さを補うために歳出拡大や減税を実施する能力が制約される。こうした施策が取られることによって金融市場が否定的反応を示すおそれがある場合、あるいは長期的な公共財政の健全性が損なわれる場合はなおさらだ。要するに、債務は国の財政余地を縮小させる。2018年5月、IMF理事会は財政余地を測定するための新たな枠組みを評価した。この枠組みの重要な原則は、財政余地は国の公的債務の水準のみで決まるものではなく、また静的概念でもないということだ。市場や経済の状況とともに、ときには急激かつ大幅に変化することもある。このためこの枠組みは、財政余地を活用するか否かの判断が、各国固有の状況によって決まることを認めている。

2019年4月の「財政モニター」も、高水準の公的債務に対応しつつ、人々の未来に投資を行う上で財政政策が持つ重要性に光を当てている。次の景気後退に備えて予算上の余力を確保するために、債務水準の高い国々は歳入を増やすか、過剰な歳出を抑えるべきである。財政政策は成長と所得分配に影響を及ぼす、人口動態的变化や新たなテクノロジー

ーにも備えなければならない。これはインフラ、医療、生涯教育において成長を促す投資に支出を振り向けることと同時に、非効率なエネルギー補助金のような無駄な支出を削減することを意味する。税の累進性を高めることは格差是正に役立ち、またデジタル企業を中心とする大規模な多国籍企業への税制見直しは、低所得国が切実に必要としている歳入を奪う利益移転の抑制につながる可能性がある。

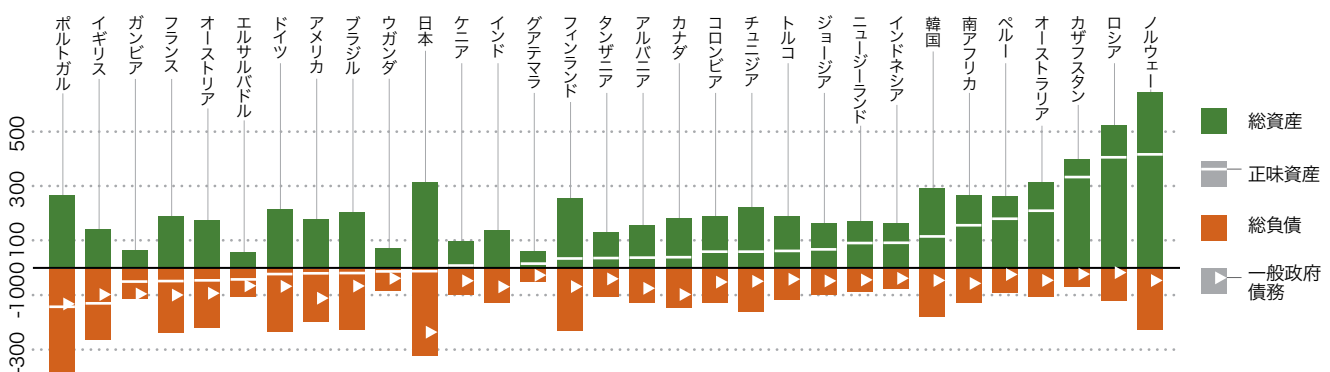
高水準の債務や債務増加という脆弱性に対応する国々を支援するIMFの取り組みは、急速に進展した。主要先進国・新興市場国で構成される20か国グループ(G20)は、債務の透明性を高め、債権国による持続可能な融資の実施を促すためのペーパーをとりまとめた。債務持続性分析を強化するため、2018年7月には低所得国を対象とする新たな債務持続可能性の枠組みが導入された。それは公的債務をより広範にとらえ、報告することを推奨している。さらにIMF理事会は「市場からの資金調達が可能で国のための債務持続可能性の枠組み」を更新するために、同様の議論を進めている。

ただ高水準の債務は、必ずしも警戒すべきものとは限らない。結局のところ、政府の債務と同様に、政府の資産も重要なものだ。2018年10月の「財政モニター」は、特定時点の資産と負債の明細であるバランスシートが強靱であれば、景気後退期に重要なバッファーとなることを示した。問題は、自らにどれだけの資産があるか、あるいはそうした資産を人々の幸福のためにどう使うべきかを理解している政府が少ないことだ。政府の資産をより有効に活用することが重要であり、それによって毎年の歳入がGDPの約3%増加し、リスクが低下する場合もある。

図1.3 政府の資産と負債

バランスシートを用いて、政府の富を分析する(対GDP比、%)

出所: IMF職員による試算 注: 2016年末のデータだが、例外として次の国は括弧内の年のデータを用いた。アルバニア(2013年)、オーストリア(2013年)、ブラジル(2014年)、コロンビア(2016年)、ガンビア(2016年)、グアテマラ(2014年)、ケニア(2013年)、ペルー(2013年)、ポルトガル(2012年)、ロシア(2012年)、タンザニア(2014年)、チュニジア(2013年)、トルコ(2013年)、ウガンダ(2015年)。





舞台裏では

財政余地はあるか

財政余地とは、各国が市場へのアクセスや債務の持続可能性を損なうことなく、一時的に財政赤字を拡大する余地の大きさを指す。それは市場や経済環境に応じて変化する、動的概念である。こうした理由から、IMFの財政余地を評価する枠組みは、公的債務の構成や推移、資金調達の実現性や借り入れの容易さ、財政制度の強靭さといった複数の要因に依拠している。

相当な財政余地を有する国々もある。これは金融市場から資金を安定的かつ安価に調達できること、公共財政の健全性、強固な制度といった要因を例えば反映している。しかし他の国々では、財政余地は重大な制約を受けている。これは金融市場からの資金調達に関連するリスクの高さ、そして借り入れ、資金調達、あるいは債務返済の必要性が比較的高水準にあることを反映している。

財政余地があるというのは、銀行に預金があるようなものだ。その余地を使うべきか否かとは、まったく別の問題である。国家経済の長期的な健全性を損なうことなく、財政余力を十分に高め、賢明に使うことは政府の責任である。

学ぶ

国家の富とは何か

個人と同じように、政府も自らの財政状態が把握できなくなることがある。債務は厳格に管理していても、自らが保有する資産については債務ほど明確に把握していない。IMFの研究は、31か国について政府の正味資産を分析した。

こうした国々では、負債の合計は公的債務そのものよりはるかに大きく、GDPの約198%だった。公的債務は負債全体の半分以上にとどまり、残りの大部分は年金債務が占めていた。ただ年金債務を負債として記録している国は少ない。一方、総資産は101兆ドルと、GDPの219%に相当した。そこには政府が銀行に預けている現金や金融投資、道路、橋梁、下水管などの物的資産、さらには地中に埋蔵されている天然資源などが含まれている。

これは一体、何を意味するのか。たとえば中国の例を見てみよう。2016年の債務総額はGDPの247%だった。しかし、中国は長年にわたって高水準のインフラ投資を続けてきたため、相当な政府資産を保有している。こうした資産は負債を上回り、資産と負債の差である政府の正味資産はGDPの100%を優に超える。これは新興国の中で最も高い。したがって、中国の債務関連リスクは大きい、その一方でバッファもあるのだ。

デジタル化の恩恵を享受する

技術革命を積極的に
受け入れるためには、
より強力な
政策が必要だ。

テクノロジーは急速に私たちの生活を変えつつある。例えば、経済モデル、仕事上の関係、金融取引のあり方を再定義するなど、様々な変化をもたらしている。このような破壊的創造力は、金融包摂を促すなど、多くの機会をもたらす可能性がある。しかし、とりわけ機械による自動化に伴って雇用を失うリスクに直面している労働者にとって、それは不安の源泉にもなりうる。IMFはデジタルデバイドを解消し、デジタル化の恩恵を享受するための政策に注力してきた。

世界で17億人もの成人が金融サービスへのアクセスをまったく持たない中、状況を一変させる勢力として台頭しつつあるのが金融テクノロジー（フィンテック）だ。それが最も顕著なのはアフリカである。モバイルマネーの使用はここ10年で飛躍的に拡大し、この地域はモバイルマネーのイノベーション、採用、使用において世界のリーダーとなっている。GDPの10%近い取引がモバイルマネーを通じて行われるのも、この地域だけだ。この割合はアジアではGDPのわずか7%、他の地域では2%に満たない。

暗号資産やブロックチェーン技術のような金融イノベーションも、世界中の中央銀行の関心を集めている。例えば中央銀行のデジタル通貨を、今日の物理的通貨のような法定通貨として使用できるのかを検討されている。それに関連して、マクロ経済統計において、暗号資産を現行の統計基準や分類に基づいてどう扱うべきかという問題もある。ビットコインのような暗号資産やデジタルトークンには対になる負債が存在せず、金融資産の定義に合致しないためだ。フィンテックが世界中で金融サービスを民主化していることは疑いようもないが、これは固有のリスクや課題も伴う。各国が恩恵を享受し、リスクを管理するのを支援するため、IMFは世界銀行とともに2018年10月、「バリ・フィンテック・アジェンダ」を策定した。

デジタル化は企業が財やサービスを生産し、販売する方法も変えつつあり、その測定はきわめて重要になっている。IMFは「Handbook on Measuring Digital

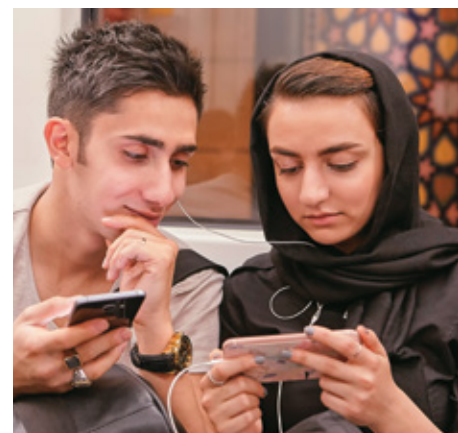
Trade(デジタル貿易測定ハンドブック)」を策定した専門家グループに参画している。

テクノロジーは包摂を促す要因であると同時に、経済格差の原因にもなりうる。その一例が、きわめて生産的で革新的なデジタル企業が、独自の無形資産とネットワーク効果を通じて手に入れる市場支配力であり、それは「勝者総取り」ならぬ「勝者大取り」とでも呼べる力学を生み出す。テクノロジーは私たちの働き方も変え、その結果として取り残される人々も出てくる。人工知能、自動化、ロボティクスのような、人間の持つ広範な技能を代替しうる新たなテクノロジーは、労働市場、特に女性の雇用に破壊的影響をもたらす可能性がある。

世界的に女性の就労者が多い職種で、約1億8,000万の雇用が失われるリスクが高い。これは女性が自動化の対象になりやすい、定型業務主体の職種に就く傾向があるためだ。しかしIMFの研究は、すべての雇用が機械と代替可能なわけではなく、人工知能は仕事を陳腐化させるというより変革する可能性があることを示している。技術進歩は生産性を高め、ゆくゆくは新たな雇用を創出し、所得や生活水準の向上を可能にする。

それではテクノロジーの破壊的想像力を活かすために、各国に何ができるだろうか。労働力の再配置を促し、また労働者が無職である期間を短くする政策が必要だ。ただもっと本質的なこととして、人材に投資し、機会を提供する必要がある。これは教育への公共支出の有効性を高め、市場の要請に機敏に対応できるようにするとともに、生涯学習の機会を提供すること、それに加えて適切な再分配政策を講じることを意味する。さらにデジタルインフラに投資し、またテクノロジーの恩恵が公平に共有されるように競争の枠組みを改善することも必要だ。

技術の進歩は、経済的、社会的に素晴らしい機会を提示している。ただし、それが万人に恩恵をもたらすようにするには、適切な政策による後押しが必要だ。





学ぶ

バリ・フィンテック・アジェンダとは何か

世界中の国々が、銀行業務のあり方を変えつつあるフィンテックの急速な進歩の恩恵と機会を享受すると同時に、フィンテックにつきもののリスクを管理しようとしている。IMFと世界銀行がまとめた「バリ・フィンテック・アジェンダ」は、各国が政策オプションを評価し、自らの置かれた状況や優先事項に適應させるための枠組みを提唱している。枠組みを構成する12項目は、加盟国の実体験から抽出されたもので、フィンテックの活用、金融部門の耐性の確保、リスクへの対応、国際協調と情報共有の促進に関連する広範なテーマを包含している。

舞台裏では

労働の担い手は人間か、ロボットか



自動化で世界の最先端を行くのがアジアだ。推計では、2017年の世界の産業ロボット使用でアジアが65%を占めていた。アジアでは100万台のロボットが使用されており、労働者1万人あたりの産業ロボット数を示すロボット密度は世界最高である。

アジアは産業ロボット活用において世界のリーダーであるだけでなく、ロボット製造でもトップに立つ。日本と韓国が世界の2大ロボット製造国であり、市場シェアは日本が52%、韓国が12%に達する。

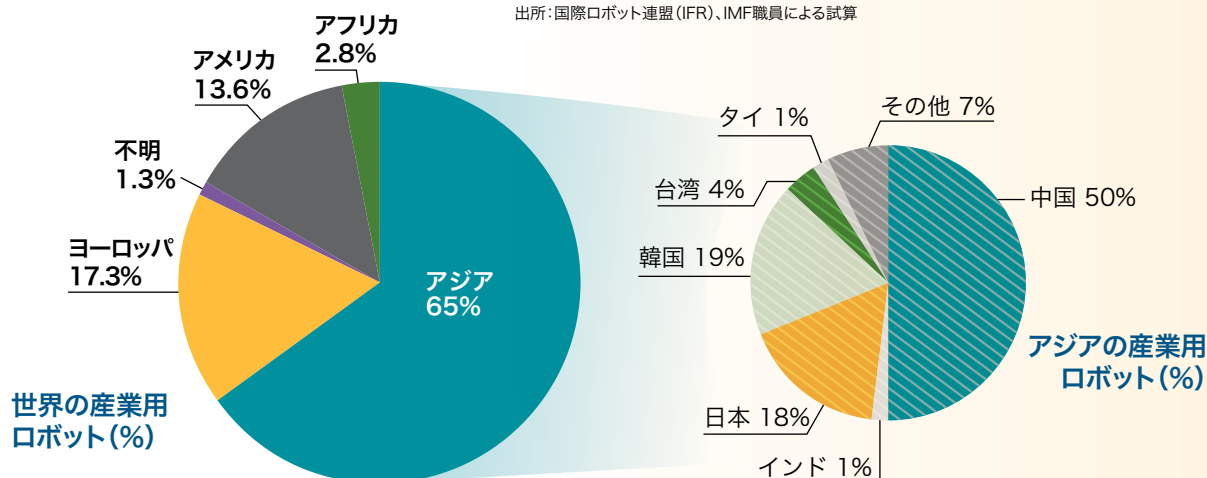
ロボティクスと自動化は、この地域にとっての成長機会である一方、そこには経済的なリスクもある。特にこの地域の「世界の工場」としての役割を支えてきた、低コストで低技能の労働力にとってのリスクである。

デジタル化の恩恵を享受するためには、政策当局者はイノベーションの芽を摘まずに、雇用創出を支援することを通じて、自動化とロボットが引き起こす破壊的変化に対処する必要がある。例えば教育改革、起業やイノベーションを後押しする物理面・規制面でのインフラ投資、労働市場の課題への対処、そして所得再分配とセーフティネットの整備である。

図1.4

世界の産業用ロボットの65%がアジアで稼働している

出所：国際ロボット連盟(IFR)、IMF職員による試算



世界的な機会の拡大

人間中心の政策を 国内でも、国際的にも



世界が急速な技術進歩、人口動態的变化、気候変動に直面する中、過去数十年にわたって多大な恩恵をもたらしてきた国際協力と経済統合のシステムから離脱しようとする動きが広がっている。国際統合と技術進歩が弱い立場の人々に経済的、社会的に及ぼす悪影響を緩和するために、国内政策と国際政策のあり方を見直すのは、政策当局者の責務である。

政策は、人々が国内で成功できる環境を整えなければならない。新興市場国と発展途上国では、人数の多い若年層に正当な収入の得られる雇用を提供することが課題となっており、特にこの点があてはまる。こうした国々の多くでは、就業年齢の若年層の最大20%が就業、就学、あるいは職業訓練もしていない。若年層の非活動率を先進国並みの水準に引き下げること、GDPは5%伸びるだろう。雇用市場の柔軟性や雇用の質を高めるだけでなく、重要なのは総需要と経済活動を支える政策である。

政府や制度への信頼を回復するには、包摂を強化し、あらゆる人々の機会を拡大するような政策的枠組みが必要だ。腐敗と格差の原因を是正することが重要である。IMFの研究では、腐敗度が低い政府は、経済発展が同程度でも腐敗が最も深刻な国と比べて、対GDP比で税収が4%多いことが示されている。これは学校、道路、病院に投じられる資源が多くなることを意味する。市場競争を活発にし、貿易やテクノロジーの恩恵がより公平に行き渡るようにする政策も必要だ。

IMFは、パイロット諸国における格差に関する自らの取り組みを評価した。格差が成長に及ぼす影響を評価し、また政策や改革が再分配に及ぼす影響を調べるため、政策対話の範囲を広げた。同じように、ジェンダー平等に関するIMFの取り組みを評価したところ、ジェンダーは国家レベルでも国際レベルでもマクロ経済に決定的な意味を持つ問題であり、能力開発の重要な構成要素になりつつあることが示された。

それぞれの国単独では手に負えない大きな課題に立ち向かい、また国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けた各国の取り組みを支援するためには、共同行動をさらに強化することが不可欠である。IMFの研究は、人的、社会的、物理的な投資に関するSDGsのアジェンダを実現するために、低所得途上国で0.5兆ドル、新興市場国で2.1兆ドルの追加支出が2030年に必要であると示している。IMFは今後もより充実した政策診断と能力開発を通じて、各国が2030年までにSDGsを達成できるよう支援を続けるとともに、国内歳入確保、国外からの援助、民間部門など多様な資金源からの資金調達戦略の設計を支援する。



人々が国内で
成功できる
環境を政策は
整えるべきだ。

学ぶ



銀行業界の リーダーシップ・ ギャップを埋める

世界中の金融システムにおいて、預金者、融資の借り手から、銀行の取締役や規制当局まで、どこを見ても女性の割合は低いままである。金融機関の最高経営責任者（CEO）に占める女性比率は2%に満たず、取締役会に占める女性の割合は20%に届かない点を考えてみよう。リーダー層のジェンダーギャップを埋めると、銀行の安定性は確かに向上する。取締役会の女性比率が高い銀行ほど、資本バッファーが高く、不良債権の割合が少なく、ストレス耐性も高いことが示された。これはダイバーシティが強さをもたらすためである。金融サービスの利用者、提供者だけでなく、規制当局にも女性の存在を増やすことは、ジェンダー不平等の是正以外にも様々なメリットをもたらすというのが結論である。

舞台裏では

SDGs アジェンダに 必要な資金を 確保する



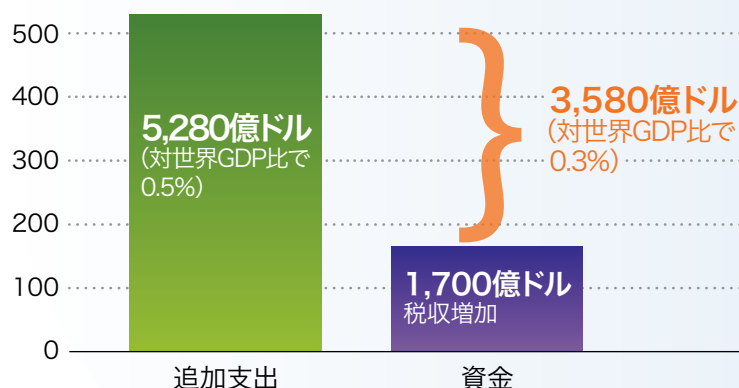
SDGsの達成に向けて前進できるかは、各国が医療、教育、インフラなど重要分野への支出を増やせるか否かにかかっている。IMFの推計では、SDGsの主要項目を達成するために2030年に追加で必要な年間支出は、平均的な低所得国でGDPの15%ポイント、新興市場国ではGDPの4%ポイントという数値が出ている。

低所得国に必要な追加支出の合計額は0.5兆ドルと、世界GDPの0.5%に相当する。国内歳入の拡大でまかなえる可能性があるのはこのうち3分の1で、世界GDPの0.3%分が不足する

図1.5 資金不足に立ち向かう

低所得発展途上国がSDGsを達成するためには、税収だけでは足りず、他の資金を確保する必要がある。
(単位: 10億米ドル、2016年)

注: 下の「追加支出」は、2030年の1年間に低所得途上国全体で、医療、教育、道路、電気、水、衛生の分野で意味のある進歩が実現されるために追加で必要となる支出を示している。
出所: ガスパール他に基づくIMF職員の試算(2019年)



この不足分を埋められるかは、公共支出の効率化、そして透明性、開かれた貿易、地政学的安定性など様々な世界的公共財にかかっている。民間部門、政府開発援助、慈善事業、国際融資機関の協力があれば、不足分をより迅速に埋めることができるだろう。

アジア太平洋

インドネシアで2018年年次総会を開催

2018年10月にインドネシアのバリ島で開催されたIMFと世界銀行グループの年次総会には、世界中から11,000人以上が参加した。

2006年にシンガポールで開かれて以来となった東南アジアでの総会は、成長が頭打ちになり、また貿易摩擦が激化していることへの懸念が高まるなかでの開催となった。IMFはこうした状況に対応し、貿易、混乱、信頼をめぐる課題に対処するため「新たな多国間主義」を呼びかけた。この精神に基づき、IMFは世界銀行をはじめとするパートナーとともに、「バリ・フィンテック・アジェンダ」を発表した。新たなリスクを管理しつつ、フィンテックが万人にもたらしうる恩恵を享受しようとする政策当局者のための青写真という位置づけた。

年次総会は、世界の舞台で拡大しつつあるインドネシアの役割と、その豊かな文化を示す格好の舞台となった。また東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟する10か国の指導者が初めて年次総会で顔をそろえるという、歴史的機会にもなった。

インドネシアでの年次総会に先立ち、IMFのアジア太平洋局は、東南アジアの経済成長に関するIMFの政策提言をまとめた2冊の書籍、『Realizing Indonesia's Economic Potential (インドネシアの経済的可能性を実現する)』と『The ASEAN Way (アセアン・ウェイ)』を刊行した。



Realizing Indonesia's Economic Potential

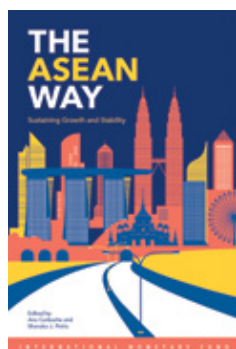
本書は包括的かつ統合的なマクロ経済分析を通じて、インドネシアが過去20年に経験した目覚ましい進歩を明らかにしている。堅実な政策と構造改革は、力強く安定的な経済成長を生みだし、何百万人もの人々の生活水準を高めた。ただ同書は、繁栄を続けるためには、常に経済状況の変化に合わせて政策を適応させていく必要があることも強調している。さらに財政改革、構造改革、金融改革を組み合わせた優れた政策パッケージによって、インドネシアは年間成長率を1%ポイント押し上げ、中期的に6.5%まで高められる可能性があることを示している。





The ASEAN Way

本書は「ASEAN5」と呼ばれるASEAN創設メンバー5か国、すなわちインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの過去20年の経済復興の物語を綴っている。そこにはアセアン経済共同体の実現に向けて、貿易、金融、労働市場の協力と統合を進めていく、コンセンサスに基づく「アセアン・ウェイ」も描かれている。この手法は過去20年にわたり地域に恩恵をもたらし、それは今後も続く可能性が高い。



中国の改革アジェンダを支援する

中国が高成長から質の高い成長へとシフトし、同時に企業のレバレッジをコントロールしようとするなか、資源を企業の所有形態(国有か民間か、外国企業か国内企業か)や規模にかかわらず、効率的に配分することの重要性はかつてないほど高まっている。

このような「競争の中立性」を持った環境の創出は困難であり、様々な国家や国際組織が力を入れてきた。中国当局は近年、競争の中立性を改革アジェンダの筆頭に掲げている。それを支援するため、IMFと中国人民銀行は2019年4月、「開放と競争の中立性に関する第7回ハイレベル会合」を開催した。これまでの進展を評価し、当局の改革計画を議論し、さらに国際的経験に基づいて改革を提案するのが目的だ。

この会合には国内外の専門家、金融部門の規制当局者、国際機関、民間部門の代表者が集まった。会合の成果は、2019年4条協議の重要な構成要素となる。また、新たに発足した中国IMF能力開発センターを通じて、一部政府機関との協力協定に基づき、IMFの能力開発活動に反映される可能性が高い。

サブサハラ アフリカ

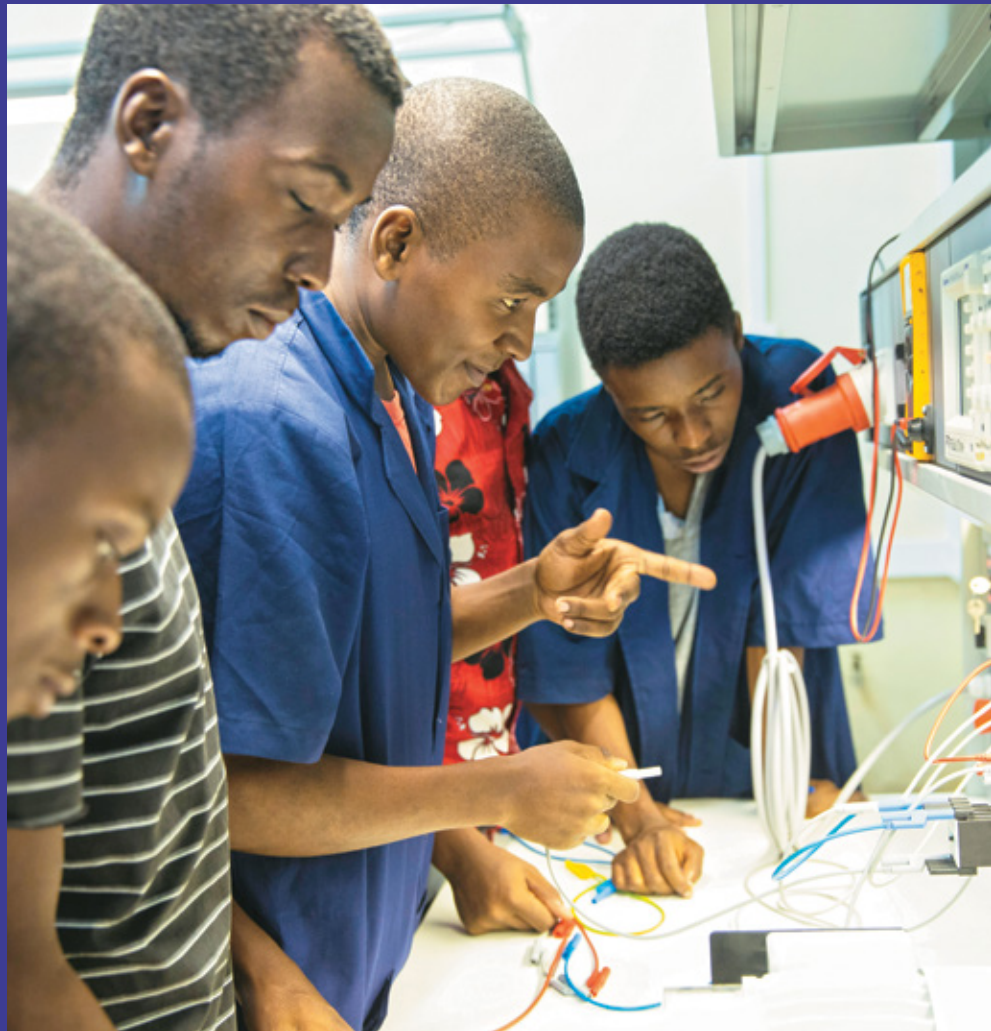
仕事の未来

サブサハラアフリカは増え続ける労働力を吸収するため、20年以上にわたって毎年2,000万人の雇用を創出しなければならない。「Future of Work in Sub-Saharan Africa (サブサハラアフリカにおける仕事の未来)」と題したアフリカ局の研究は、この地域の経済構造と賃金水準は先進国とは異なるため、自動化による雇用喪失は比較的小さいかもしれない、と指摘した。しかし自動化によって、高い技能を必要としない雇用機会は減少する可能性が高い。雇用創出の鍵を握るのは統合と接続性だ。包摂的な成長には、伝統的インフラとデジタルインフラ、必要とされる技能の変化に対応できる教育制度、スマートな都市化、変動の激しい雇用市場のためのセーフティネット、貿易統合が不可欠だ。



中部アフリカ経済通貨共同体地域と IMFの関与

中部アフリカ経済通貨共同体(CEMAC)の戦略は、絶え間ない逆風の中にありながらも危機を回避する上で役立ってきた。金融政策の引き締め、金融政策の新たな枠組みの完成に向けた前進、そして為替規制が、マクロ経済調整を支えてきた。しかし、まだ2か国がIMFと融資取極を結んでいない。原油価格が予想を上回ったにも関わらず、外貨準備は伸び悩んだ。CEMAC諸国の経済回復には、景気後退リスクへの対処が不可欠である。コンゴ共和国、赤道ギニアによるIMFの支援するプログラムの採用が遅れていること、原油価格の下落、世界的な金融状況のタイト化によって、回復が阻害されるおそれがある。経済の多角化、事業環境の改善、腐敗のイメージの緩和は、CEMAC諸国の成長見通しの改善に役立つだろう。



ヨーロッパ

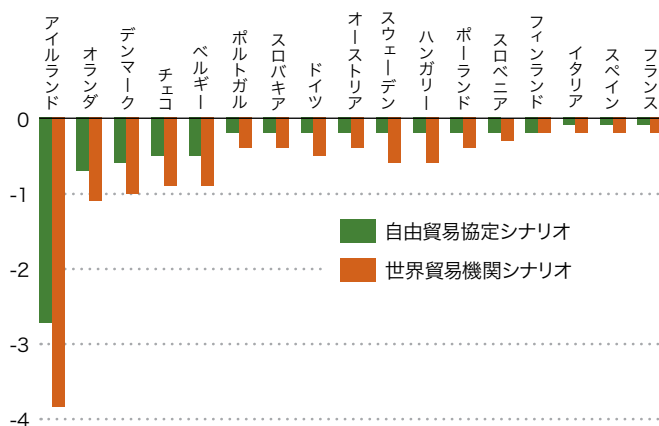
ブレグジットが欧州連合に及ぼす長期的影響

欧州連合(EU)とイギリスの経済を結ぶ絆は深い。ブレグジット(イギリスのEU離脱)は経済関係の摩擦を悪化させるため、負担は双方に発生する、とIMFスタッフの研究「Euro Area Policies(ユーロ圏政策)」は指摘する。ブレグジット後に標準的な自由貿易協定が結ばれた場合、ブレグジットがなかった場合の基準値と比べて、「EU27(イギリス離脱後にEUに残る加盟国)」のGDPは長期的に0.8%減少すると見られる。一方、世界貿易機構(WTO)ルールというデフォルトの状態になった場合、減少幅は1.5%と見込まれる。重要なのは、正確な影響は現在行われている交渉の結果に左右され、また国によって大きな違いが生じるとのことだ。貿易チャネルだけに注目すれば、長期的なGDP減少が特に深刻になるのはアイルランド、ベルギー、オランダである。

図1.6

ブレグジットの長期的な影響

イギリスがEUを離脱しないシナリオと比較したGDP減少(%)



出典: IMF Euro Area Selected Issues; "Long-term impact of Brexit on the EU," IMF Country Report No. 18/224



アンゴラとルワンダ

サブサハラアフリカでIMFが2019年度に行った活動を代表するのが、アンゴラ、ルワンダとの取り組みである。

アンゴラに対する37億ドル(IMFクォータの361%)の拡大信用供与措置(EFF)は、2018年12月に承認された。プログラムの目的は、財政規律の強化、インフレの抑制、為替の柔軟性の促進、金融部門の安定性向上、コルレス銀行関係にかかるプレッシャーへの対処である。プログラムは政策の規律を高め、ステークホルダーにポジティブなシグナルを発信している。

ルワンダは政策支援インストルメント(PSI)に基づくIMF取極を成功裏に完了させた。IMF理事会は2018年11月に最終となる10回目のレビューを承認し、5年間にわたるプログラムは2018年12月1日をもって終了した。このプログラムはマクロ経済の安定性を維持すると同時に、包摂的な成長と貧困削減を支援した。ルワンダ当局とIMFスタッフは、政策について職員レベルの合意に達しており、それは今後予定されているIMFの支援する後継プログラムの要請に役立つ可能性がある。

ヨーロッパ (続き)



ヨーロッパにおける構造改革とレジリエンス

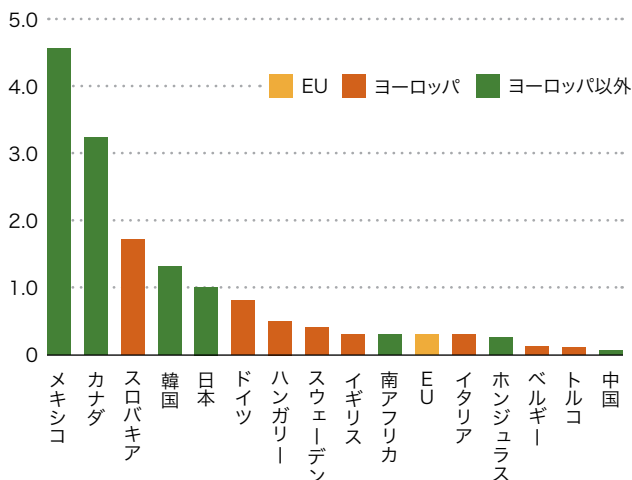
経済ショックが起きた場合に持ちこたえ、適応する能力を示す経済的レジリエンスには、ユーロ圏のなかでも依然として国によって大きな差がある。その一因は、ショックに適応するメカニズムとして、国ごとに名目為替レートが存在しないことにある。IMFスタッフは、銀行同盟、資本市場同盟、一元的な財政機構のようなEU全体としての構造変革によって、国際的なリスク共有が進むと主張してきた。ただこうした変革を実施したとしても、あらゆるショックに備えられるわけではない。このため、国内政策には重要な役割がある。IMFスタッフのディスカッション・ノートは、国内構造政策はユーロ圏の国々が経済ショックに対処する能力を高めるのに役立つと分析している。

このディスカッション・ノートは実証的アプローチとモデル化を通じて、各国固有の状況に合わせて雇用市場や製品市場で成長を促す規制改革を実施することがユーロ圏諸国が経済ショックをうまく乗り切る上で役立つことを示した。質の高い破産制度は、ショック発生後の効率的な生産要素の再配置につながる。さらにディスカッション・ノートは、構造政策と景気対策には相互作用があることも明らかにした。硬直性が高いと経済は脆弱になり、財政政策への負担が高まる。特に通貨統合に加盟している国々ではそうだ。各国は好況期に財政余地を生み出し、硬直性の問題に取り組むことで、不況期の景気対策の必要性を抑えるとともに、景気対策を実施した場合の効果を高めなければならない。

図1.7

自動車と自動車部品 アメリカへの輸出国

(2017年、総輸出ベース) (対GDP比、%)



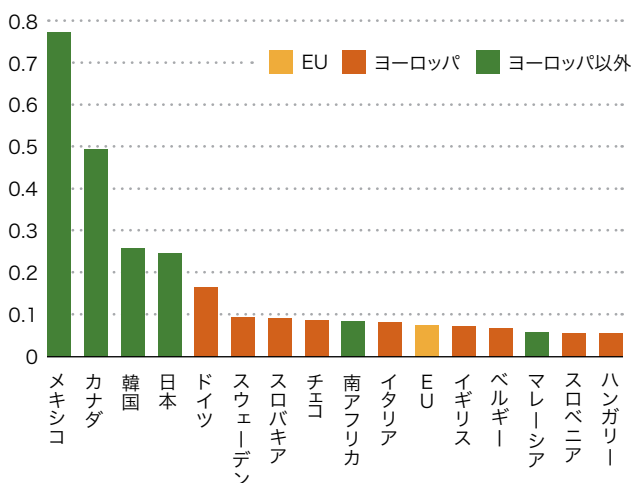
出所: EORAデータベース、UN Comtrade、IMF職員による試算

注: 本シナリオではアメリカが輸入する自動車と自動車部品に25%の関税が課されると想定している。

図1.8

自動車と自動車部品の輸入に 課される米国関税がもたらす 損失の分布

(対GDP比、%)



出所: EORAデータベース、UN Comtrade、IMF職員による試算

注: 本シナリオではアメリカが輸入する自動車と自動車部品に25%の関税が課されると想定している。

グローバル・バリューチェーン、 貿易摩擦と波及効果

ヨーロッパは域内外のグローバルなバリューチェーンにしっかりと組み込まれている。ヨーロッパからの輸出の70%近くは、サプライチェーンの前後方と関連しており(図1)、新しい関税など貿易障壁の導入は、こうした複雑な貿易の結びつきを通じて欧州諸国に影響を及ぼす。

IMFの研究は、外的貿易ショックへのエクスポージャーを測るため、従来型の総輸出と、付加価値輸出を区別することの重要性を示している(図2)。というのも、ヨーロッパの場合、この2指標の差がかなり大きいからだ。

この研究は、ヨーロッパからアメリカへの自動車と自動車部品の輸出を例として取り上げている。全体として、これらの輸出はEUのGDPの0.3%を占める(図1.7)。アメリカ当局が示唆するように適用される関税が25%増えた場合、その後のサプライチェーン全体の生産高の減少をマッピングすると、EUへの影響はGDPの約0.1%となり、欧州諸国に分散される減少分の総額は総輸出データが示すより多くなる。総輸出と付加価値輸出を見た場合、分散される減少額にどのような差が出るかを端的に示すのが、チェコ共和国の例だ。

チェコのアメリカへの自動車と自動車部品の総輸出はごくわずかだが(図1.7にはチェコの国名もない)、サプライチェーンの結びつきを考慮すると、チェコがアメリカの自動車関税によって受ける影響はEUで4番目に大きい(図1.8)。簡単に言えば、EUの他加盟国が行うアメリカへの自動車輸出には、チェコが生み出す相当の付加価値が含まれているわけだ。

中東と北アフリカ

万人のための機会創出

2018年1月にモロッコのマラケシュで開かれた会議「万人のための機会」で、「行動への呼びかけ」が行われた。それを受けてIMFは2018年7月にレバノンのベイルートで開催されたアラブ経済フォーラムで、包摂的な成長に関するペーパー「万人のための機会：中東および北アフリカの成長と包摂を促進する」を発表した。このペーパーには、政策によってより包摂的な成長を実現する方法について、詳細な助言を提示している。この地域全体から改革の実例や教訓を集め、ガバナンス、競争と貿易とテクノロジー、社会的支出と公平な税制、雇用創出の各分野でのより迅速な改革の実施を優先項目に挙げている。

発表の場に立ち会った政策当局者や民間部門の代表者は、包摂的な成長アジェンダを、この地域の新たな社会契約のための青写真になりうるものにとらえた。こうした認識は、その後2日間にわたって開かれた市民社会団体やジャーナリストとの会合にも共通しており、そこでもIMFプログラムにおいてこうした優先分野にさらに注力することが要請された。

2021年年度総会

2018年4月、モロッコのマラケシュが2021年10月に行われる世界銀行グループとIMFの年次総会の開催地となることが発表された。IMFと世銀の合同チームがモロッコを訪問し、当局と「モロッコへの旅路」について議論するなど、すでに精力的な準備が始まっている。



中小企業の金融包摂を推進する

中東および中央アジアでは、民間部門の雇用を増やすことがきわめて重要な課題となっている。この地域では毎年数百万人が新たに雇用市場に加わり、しかも失業率はすでに高水準にある。こうした取り組みの基礎となるのは、活力ある中小企業部門の育成であり、その手段として特に重要なのは融資を受けやすくすることだ。

2019年2月、IMFはカイロ・アメリカン大学で「中東および中央アジアにおける中小企業の金融包摂」と題したペーパーを発表した。そこでは中小企業が融資を受けやすくすることで、この地域に相当のマクロ経済的恩恵がもたらされ、さらに2025年までに1,500万の雇用が新しく創出されることが示された。



西半球

エクアドル

2019年3月に、エクアドルとIMFは、拡大信用供与措置に基づいて、3年間、総額42億ドルの取極を締結した。計画には、成長と競争力の促進、エクアドルによるドル化政策の制度基盤強化、債務持続可能性の維持、貧しい人々の保護、腐敗撲滅の推進が含まれている。こうした措置は、エクアドルの人々の誰もが恩恵を受けられるような、さらに包摂的で活力ある経済の構築を目指している。

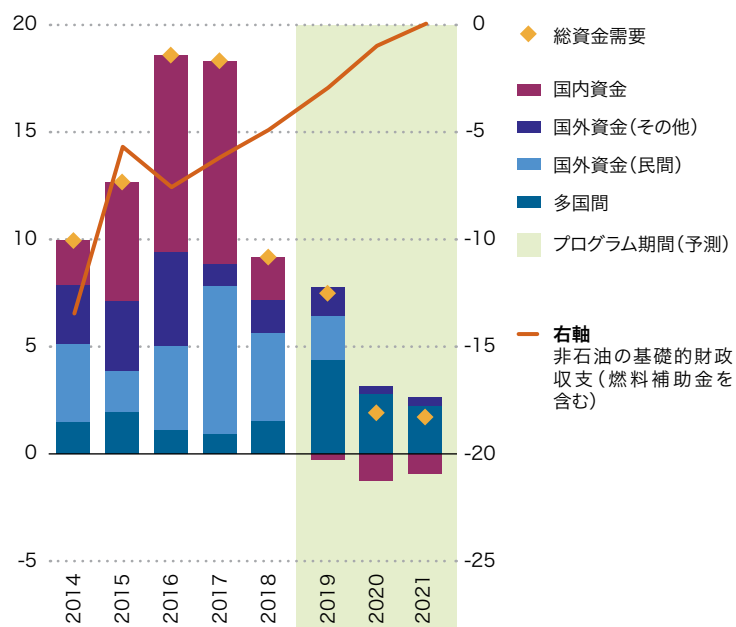
ソマリア 安定性への道

IMFは2013年にソマリア連邦政府を承認して以来、政策助言と技術支援による取り組みを通じて、同国が数十年にわたる内戦を経て、経済安定への道を歩むのを支援してきた。まだ多くの課題が残されているものの、ソマリアは3回にわたり継続実施されたスタッフ・モニタード・プログラムの完了に成功し、大幅な進歩を遂げた。IMF理事会によって、ソマリアが高次クレジット・トランシュ取極の融資条件基準を満たしたのものとして、後継のスタッフ・モニタード・プログラムが2019年7月に承認され、同国が重債務貧困国(HIPC)イニシアチブ下での債務免除に向けて前進している点が明確になった。ソマリアは今後もIMFによる技術支援の最大の受益国のひとつであり続けると予想される。



図1.9
持続可能性を回復させる

エクアドルの財政赤字と国外からの資金調達
(対GDP比、%)



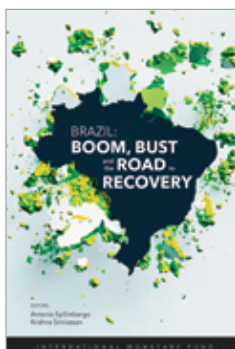
出所:エクアドル中央銀行、財務省、IMF職員による試算

西半球(続き)



ブラジル バブルと崩壊、 そして回復への道

ブラジルは現在、岐路に立たされている。途方もない経済バブルの後、歴史的な景気後退に陥り、そこからゆっくりと回復しているところだ。新刊『Brazil: Boom, Bust, and the Road to Recovery(ブラジル: バブルと崩壊、そして回復への道)』は、ブラジル経済を評価し、生産性向上と成長力回復に必要な政策を論じている。2019年3月には、ブラジルのリオデジャネイロとサンパウロ、ワシントンDCのウィルソンセンターで同書出版を記念するイベントが行われた。



カリブ海地域における災害と 気候変動への耐性強化

2018年11月、ワシントンDCにて、IMF、世界銀行、米州開発銀行との共催で「カリブ海地域の災害と気候変動へのレジリエンス強化に関するハイベル会合」が開かれた。

会合の目的は、災害や気候変動に前もって備える事前的なレジリエンスの構築に向けて政策の焦点を広げ、こうした変化を支える改革やツールを特定することにあった。参加者は気候変動の影響に一段と緊急性をもって対処することを全会一致で求めた。ここでは複数の課題が浮き彫りになった。たとえば能力面での制約、気候変動への耐性が高いインフラ整備の費用や災害リスクをヘッジするための保険料の高さ、事前的レジリエンス構築のための援助資金の少なさ、リスクを見積もるのに必要なデータの不足、巨額の先行投資と長期に及ぶ効果をバランスさせる上での政治経済要因などだ。参加者は主要ステークホルダー間の調整強化を目的とした「大交渉」を強く支持した。財政の持続可能性を回復させる一方、レジリエンスのための先行投資とその長期的恩恵をマクロ財政的枠組みに組み込むことで、国際的支援を促すための国主導の取り組みがこれに含まれる。この会合の内容は、2019年5月にIMF理事会が議論した理事会ペーパー「Building Resilience in Small States Vulnerable to Natural Disasters (自然災害の危険にさらされる小国のレジリエンス強化)」に反映された。



第2章

IMFの活動内容

IMFが果たす主な役割は次の3つである。

経済 サーベイランス

1 IMFは国際通貨制度を監視するとともに、加盟国189か国を対象に経済政策や金融政策のモニタリングを行う。サーベイランス(政策監視)と呼ばれるこのプロセスは、多国間レベルと国レベルの双方で行われるが、IMFはサーベイランスを通じて、安定性を損なうリスクを明確にして、必要な政策調整について提言を行う。

**119か国を
対象に経済の
健全性を調査**

8か国に 700億ドルを融資

さらに低所得途上国4か国に
3億2,570万ドルを融資

融資

2 IMFは、国際収支上の問題を抱えているか、その可能性がある加盟国に対して融資を提供し、根本的な問題の解決を図りながら、加盟国が外貨準備を再構築し、自国通貨を安定化させ、輸入決済を継続して、力強い成長を実現する条件を整え直せるように支援する。

能力開発

3 IMFは世界各国政府と協力して、経済政策や経済制度の近代化を図るとともに、政府機関職員に対して研修を実施し、包摂的な経済成長の促進に貢献する。

実践的な技術支援、
政策志向の研修、
ピアラーニングに

**3億600万ドルを
支出**



経済 サーベイランス

「サーベイランス(政策監視)」を通じ、IMFは国際通貨制度の監視と世界経済情勢のモニタリングを行うとともに、加盟国189か国について経済政策と金融政策の健全性調査を実施する。くわえて、IMFは加盟国の安定性を損ないうるリスク要因に光を当て、必要な政策調整に関して各国政府に助言する。このようにして、各国間における財やサービス、資本のやりとりを促進し健全な経済成長を持続させるという、国際通貨制度の目的の達成を図っている。

はじめに

IMFのサーベイランス(政策監視)は、加盟国ごとに政策の評価と助言を行う「国別サーベイランス」と、世界経済全体あるいは一定の共通特性を有する国々のグループについて分析を行う「多国間サーベイランス」で構成されている。国別サーベイランスと多国間サーベイランスを一体的に実施することで、IMFは「波及効果」、つまり、ある国の政策が他の国々にどのような影響を及ぼすかについて、より総合的で一貫した分析を確実に行うことができる。IMFはさらに、地域金融取極や通貨同盟のサーベイランスも実施している。

国別サーベイランスにとって重要な要素はいわゆる4条協議である。これは、IMF加盟国それぞれの経済情勢や経済政策の審査を義務付けた国際通貨基金協定の条項にちなみ、このように呼ばれている。

多国間サーベイランスには、世界レベル・地域レベルの経済動向の監視と、加盟国の政策が世界経済に及ぼす波及効果の分析が含まれる。

IMFはまた、地域レベル・世界レベルの経済動向の監視と、加盟国の政策が近隣諸国や世界全体にもたらしうる波及効果を分析する。IMFはこうした動向と分析結果に関する報告書を定期的に公表している。「世界経済見通し(WEO)」では、世界経済の情勢と成長見通しを詳細に分析し、世界的な金融の混乱がもたらすマクロ経済への影響や世界経済に生じうる波及効果の可能性を検証する。とりわけアメリカ、中国、ユーロ圏といった世界的に経済が重要な国・地域の経済政策、財政政策、金融政策に伴う波及効果を取り上げている。「国際金融安定性報告書(GFSR)」では、世界の資本市場や、金融の安定性のリスクとなりえる不均衡や脆弱性を評価する。「財政モニター」は、中期的な財政見通しの最新情報を提供するとともに、財政の動向を評価する。さらにIMFは、世界主要地域の詳細な分析を行う「地域経済見通し(REO)」も公表している。

国別サーベイランス

4条協議のプロセス
年次の経済政策評価

4条協議では、財政や金融、外国為替、通貨、構造といった一連の重要なマクロ経済課題を取り上げ、リスクや脆弱性、政策対応に焦点を当てる。エコノミストをはじめとするIMFの多くの分野の職員が4条協議プロセスに関与している。協議は、政策に関するIMFと加盟国政府当局の対話によって成り立っている。対象国の経済政策や経済的な方向性を評価するにあたり、IMF職員は、政府や中央銀行などの当局に加え、国会議員やビジネス界、市民社会、労働組合の代表といった利害関係者とも協議を行う。IMF職員は協議後、理事会にその報告書を提出する。通常、理事会は報告書について議論する。そして協議終了後、会議の要約が加盟国当局に送付される。大半の場合、加盟国との合意の上、理事会の評価はプレスリリースとして関連するスタッフレポートとともに公表される。2019年度は、119件の4条協議が行われた(Web Table 2.1)。

金融セクター評価プログラム

加盟各国の金融セクターの健全性を確認することは、世界的な金融安定性を維持する上で重要である。IMFは、加盟国のうち、システム上重要な金融セクターを持つ29の国・地域に対して5年ごとの評価を義務付けており、その他の任意の加盟国についても金融セクターの評価を行っている。金融セクター評価プログラム(FSAP)では、リスクと耐性について詳細に分析するとともに、金融セクター政策枠組みと金融セクターのセーフティネットを評価し、金融の不安定化を防止するために重要な一連の政策提言を行っている。

2019年度に理事会は、FSAPの一環で行われた12件の評価(アルメニア、オーストラリア、ブラジル、ユーロ圏、ジャマイカ、クウェート、マルタ、北マケドニア、ペルー、ポーランド、ルーマニア、タンザニア)について説明を受けた。

2020年に予定されるFSAPのレビューは、急速に変化するマクロ金融環境の中で実施されることになる。主要先進国における金融政策の正常化やフィンテック等の金融イノベーション、そしてデジタル化やサイバーリスクに伴って生じつつあるリスクは、金融安定性に新たな課題を突きつけている。こうした現実に合わせて、レビューでは次の点に焦点が当てられる。すなわち、FSAPの下で行われる金融安定性評価の範囲の検討、FSAPの分析的基礎の強化、IMF金融サーベイランスの他要素との一体化などによる影響力の向上、評価義務付け対象国リストを含めた評価への参加の見直し、予算制約下でのコスト精査である。

地域別サーベイランス

共通の政策

通貨同盟加盟国に対するIMFの政策助言では、不安定な世界を背景として、成長を持続させるという課題が強調された。西アフリカ経済通貨同盟(WAEMU)諸国では、原油価格が上昇し、安全保障上の懸念が高まっているにもかかわらず、平均6%の経済成長が7年連続で続いている。しかし、財政赤字や公的部門の活動が今も大きく、公的債務とその返済負担が増加している。そのため、良好な見通しを維持できるかは、財政を強化し、ビジネス環境改善のための改革を実施する努力の継続にかかっている。

そのような改革は、厳しい経済状況が続く中部アフリカ経済通貨共同体(CEMAC)諸国においてはさらに急を要する。政府による支払遅延が大きく銀行セクターの状況が悪化する中、経済成長は緩慢なままである。中期的な見通しの緩やかな改善を持続させる上では、ガバナンス改善と金融セクター強化のための改革も等しく重要である。

東カリブ通貨同盟(ECCU)諸国では、2017年にハリケーン「イルマ」と「マリア」による壊滅的な影響を受けた後に、緩やかな回復が見られる。ハリケーン被害を受けた国々では観光客数が徐々に上向いており、その他の国々では依然堅調である。経済成長にとって良好な環境が変わらず維持されているものの、大きな財政赤字と長引く金融セクターの弱さに起因するリスクが増大している。理事会の議論では、気候変動と自然災害に予め備えるための耐性を構築することが最優先事

項であるという点で一致した。これには、災害による被害・損失を減少させ、民間投資を促進し、そして国外移住を抑制することにつながる強靱なインフラへの投資が含まれる。

多国間サーベイランス

早期警戒演習

早期警戒演習(EWE)はIMFのサーベイランス活動で重要な位置を占め、「世界経済見通し」「国際金融安定性報告書」「財政モニター」といった旗艦報告書の作成と連携して年に2回行われている。

この演習の結果は極秘とされ、IMF・世界銀行の春季会合と年次総会の際に、国際通貨金融委員会(IMFC)の委員に対してのみ提出される。早期警戒演習のフォローアップは、国別サーベイランスと多国間サーベイランス活動の枠組みの中で実施される。IMFと金融安定理事会(FSB)は早期警戒演習で密接に協力し、テールリスクと脆弱性に関して一貫した見解を提示する。IMFはマクロ経済やマクロ金融、マクロ構造、テクノロジー、ソブリンリスクに関する懸念事項で主導的な役割を担う一方で、金融安定理事会は金融システムの規制や監督に関連する事項に焦点を当てる。

対外セクター報告書

「対外セクター報告書」は、為替相場、経常収支、外貨準備、資本フロー、対外バランスシートといった加盟国の対外セクターについて、全加盟国を対象とする統一基準を適用して評価を行う。この報告書は、「世界経済見通し」「国際金融安定性報告書」「財政モニター」と並び旗艦報告書のひとつである。2012年以降、毎年作成されており、世界GDPの約90%を占める主要な29の国・地域とユーロ圏を対象としている。対外セクター報告書は、過剰なグローバル・インバランスとその原因について綿密で率直な評価を行うために、また、加盟国の諸政策がグローバルな対外的安定性に及ぼしうる波及効果に対処するために、継続的に行われている取り組みの一環である。

理事会は、2018年7月の公式協議で、各国経済の評価と併せて作成された2018年の報告書について議論した。理事たちは報告書の結果と政策提言を概ね支持し、方法論を洗練させ報告書の影響力を拡大する努力を歓迎した。



半年ごとの報告書

「世界経済見通し」「国際金融安定性報告書」「財政モニター」では、最新の世界経済情勢に関する分析を提供している。さらにIMF職員は、年2回、G20会合のためにサーベイランスノートを作成している。

政策助言

専務理事のグローバル政策アジェンダ

2019年4月にIMFのクリスティーヌ・ラガルド専務理事は、理事会の非公式協議において、グローバル政策アジェンダ(GPA)「共同の責任と成果の共有」を発表した。このアジェンダでは、過去数十年に国際協力や経済・金融統合、技術進歩によって地球全体に莫大な利益がもたらされた一方で、これらの利益が十分に共有されず、諸機関への信頼が揺らぎ、こうした利益創出を可能にした世界制度への支持が弱まっていることが強調された。

こうした信頼喪失と時を同じくして、世界は急速な技術進歩から生じる課題や仕事の未来に関する不確実性、人口構造の変化、環境悪化、気候変動に直面している。これらの課題への取り組みは、誰もが持続的な解決策のコストと成果を共有するという信頼を根付かせる、新たな多国間主義を通じてのみ可能となる。政策担当者には、自らの行動が世界にどれほどの影響を及ぼすかを十分に考慮しながら、国際統合と科学技術の進歩によって生じる経済面・社会面の影響により適切に対処していくために、国内政策と国際政策の方向性を見直すことが求められている。

新たな多国間主義の概念は、互いに効果を高め合う政策措置3分野を軸としている。すなわち、耐性のより高い経済の構築と経済機会の促進に向けた国内政策、国境を越えてより平等な条件を実現する強化された国際協力、そして、気候変動など、より広範な世界課題のために協働しようという強い意思である。





実践における資本フローと IMFによる資本フロー管理政策の分類

2018年7月にIMF職員は、ペーパー「実践における資本フローに関するIMFの機関としての見解」を公表した。このペーパーでは、各国固有の状況を考慮に入れつつ加盟国の資本フロー関連政策に一貫した助言を行うためのIMFの枠組みとその実施について概観している。2018年9月に公表された「2018年IMF資本フロー管理政策分類」は、2012年の機関としての見解の公表以降に各国で資本フロー管理のために実施されてきた様々なタイプの資本フロー政策にとって参考となるものである。これら2本のペーパーは、機関としての見解とその実践への応用について理解を促進するためにIMFが行っている取り組みの一部である。

金融セクター

資金洗浄・テロ資金供与対策に関する戦略

2018年11月に理事会は、資金洗浄対策に関する戦略の見直しを行った。IMFでは、多面的なアプローチにより、資金洗浄やテロ資金供与、大量破壊兵器拡散資金供与のほ

か、より広範な金融健全性に関連する諸課題に対処することが可能となっている。こうした金融健全性課題には、例えば、コルレス銀行取引や金融テクノロジー（フィンテック）に関連するものなど、新しく台頭しつつある問題も含まれている。また、IMFによる資金洗浄・テロ資金供与対策の取り組みの効率性を向上させるべく、サーベイランスやIMF支援プログラム、金融セクター評価プログラム（FSAP）、能力開発活動など異なる業務間で相乗効果を高めるための努力がなされている。

理事会は、資金洗浄・テロ資金供与対策の評価作業にIMFが関与する範囲全体を拡大し、その影響力を最大化するために、IMFが主導する評価の件数を減らすと同時に、その他の評価の質・一貫性レビューや、研修の取り組みへの関与を強化する方向への方針転換を支持した。

国際金融安定性報告書(GFSR)

理事会は、2019年4月に公表された「国際金融安定性報告書(GFSR)」を確認した。この報告書では、直近2四半期に大きな変動があったものの金融環境は依然として緩和的であるとされた。その結果として、一部のシステム上重要な国において、政府、企業、ノンバンクの各金融セクターで金融脆弱性の蓄積が続き、中期的なリスクが高まっている。報告書では、こうした脆弱性について、特に先進国の企業債務やユーロ圏における政府と金融セクターの相互連関、中国の金融不均衡、新興市場国への資本流入の不安定性、住宅市場の下振れリスクに焦点を当てつつ、全体的な評価を行っている。

「イスラム金融銀行業規制のためのコアとなる諸原則」に関する決定をIMFが採択

イスラム金融セクターは拡大を続け、規模と複雑性の面で変化を続けている。世界のイスラム金融資産は2兆ドルに達しており、全資産の約85%を銀行セクターが占めている。イスラム銀行は60か国以上で業務を行っており、今や13か国でシステム上重要となっている。

イスラム金融の拡大は、新たな形態の金融を提供し、これまで金融システムに参加してこなかった銀行非利用者層を引きつけることにより、金融包摂を推進し金融市場を深化させる上で重要な機会となる。イスラム銀行は、リスク特性やバランスシート構造が通常の銀行とは重要な点で異なる独自の業務を行っており、金融安定性にはこれに伴う影響がある。

2018年5月に理事会は、イスラム金融サービス委員会がバーゼル銀行監督委員会の参加を得て作成した「イスラム金融規制のための重要原則」利用に関する提案を承認した。この諸原則は、イスラム銀行業のためのプルーデンス枠組みの改善を国際的に促しつつ、金融安定性のための国際制度を補完するものとなる。この諸原則を利用することは、サーベイランスやプログラム設計、技術支援の公平性と一貫性の向上に資するだろう。

財政問題

財政透明性イニシアティブ 天然資源管理問題の統合

財政の透明性と良好なガバナンスは、再生不可能な天然資源の公平で持続的な管理を促進する上で特に重要である。天然資源の枯渇可能性や経済的レントの大きさによって、天然資源関連の歳入管理はその各段階において財政の透明性に関する問題が提起される。再生不可能な資源の採掘機会には限界があるため、各国政府がそれに伴う歳入を今の世代と将来世代の両方のために利用することが困難となっている。天然資源セクターは、潜在的にレントが大きいため、汚職に対して特に脆弱であり、強力な説明責任の仕組みが必要となる。

2018年12月に理事会は、「財政透明性規範」に天然資源歳入管理に関する第4の柱を新たに取り入れるという提案について議論した。第4の柱は、採掘産業においてすでに確立している透明性に関する慣行と、資源関連支出・契約の公表や資源権利の実質的な所有者に関する情報公開など、新たに成立しつつあるルールを反映させることを意図している。また、ペルーやメキシコなどで実施された財政透明性のパイロット評価から得られた教訓や、広範な利害関係者からのフィードバックも反映される。「財政透明性規範」には2014年に公表された第1の柱から第3の柱があるが、これらの柱はより一般的に財政報告や財政見通し、財政リスク分析、予算編成に焦点を当てている。新しい第4の柱は、これら第1から第3の柱を補完するものである。

理事会は財政余地に関する作業を評価

2018年5月にIMF職員は、2017年から18年に24か国で試験的に適用された財政余地枠組みの経験について、理事会に最新情報を提供した。財政余地は、それまでの計画と比べて、市場へのアクセスや債務の持続可能性を危険にさらすことなく裁量的財政政策を実施する余力だと定義される。財政余地枠組みは多面的なものとなっている。各国固有の要因を織り込みつつ、最終判断においてはIMF職員による判断が重要な役割を担う。

レビューでは、この枠組みが概してよく機能したことが確認されている。この枠組みによる財政余地評価は、枠組みの基礎となっている論理や指標と概ね一致するものとなっており、また、各国に関する文書について、根拠に基づき、強化されたかたちで内部レビューが行われたが、これとも合致した。この枠組みでは、財政余地が利用可能であることは必ずしもそれ

が利用されるべき、あるいはそのさらなる拡大が避けられるべきことを意味しない点も強調された。

この枠組みはさらに、公的債務の水準が高いにもかかわらず、大半の国で多少の財政余地が見られることを示した。一般的に先進国は、高い信頼性や強力な制度などを背景に資金調達がより確実であることを主な理由として、新興市場国に比べてより多くの財政余地を持っている。

財政余地枠組みの適用を通じて、偶発債務の正式な組み入れや、一次産品国と低所得国の特殊事情を捕捉するための調整など、修正が必要となるかもしれない分野がいくつか明らかになった。

公共投資管理評価(PIMA)

レビューと改訂

公共投資は経済成長の重要な触媒となりうるが、投資強化による利益は投資の効率性に大きく依存している。新興市場国や低所得国における公共投資の増加により、社会インフラの質やインフラへのアクセスに関する格差は豊かな国と貧しい国の間で部分的に縮小した。しかし平均的な国では、公共投資プロセスの非効率性ゆえに投資の価値の約30%が失われている。インフラガバナンスの改善により、各国はそうした「効率性ギャップ」を3分の2程度解消することができる。

「公共投資管理評価(PIMA)」は、投資サイクル全般に係るインフラガバナンスを評価し経済制度の構築を支援する上でIMFの主要なツールとなっている。2018年5月、IMFのペーパーにおいて、30か国以上で実施されたPIMA枠組みの経験についてレビューが行われた。第1期の評価から得られた教訓や結果に基づき、当初の枠組みは若干変更されている。変更版の評価では、計画立案・配分・実施という3段階構造など2015年枠組みの主要な特徴が維持されるとともに、ガバナンスに関するいくつかの重要な側面がより明確に強調されている。そうした側面には、メンテナンスや調達、独立した案件レビューなどのほか、法的枠組みや職員の能力の妥当性が含まれる。PIMAはIMFの「インフラ政策支援イニシアティブ」の一部をなしている。





世界経済における法人課税

一部の巨大多国籍企業が税金をほとんど納めていないという一般の人々の認識により、税制全般の有効性と公平性に対する懸念が高まり、新しい国際法人課税制度の必要性に関心が集中している。低税率国への利益移転が行われることにより、経済協力開発機構(OECD)非加盟国では毎年2,000億ドルの歳入が失われていると見られ、これはGDPの約1.3%に相当する。こうした、特に低所得国でおおいに必要とされている財源があれば、より力強く、より包摂的な経済成長を実現し、低所得国は2030年までに持続可能な開発目標(SDGs)を達成できるかもしれない。特許などの査定が困難で移転が容易な無形資産に依存する、高収益かつ技術主導型でデジタル中心のビジネスモデルの台頭により、現行の国際課税ルールの見直しも必要となっている。

2019年2月に理事会は、国際法人課税制度の現状を調査し、次の3つの重要基準に照らした改革のオプションを分析するIMFの新しいリサーチについて議論した。すなわち、利益移転や租税競争への対処、法律面や行政面での改革に対する障害の克服、そして新興市場国や発展途上国の利害の十分な認識である。理事たちは、技術的かつ政治的に困難なこれら税制上の課題に関する分析と議論を歓迎した。理事たちはまた、OECDや本分野で活動する他機関と引き続き緊密に協働し、今後もIMFの活動が他機関の活動を補完することの重要性を強調した。

その他の問題

包括的サーベイランス見直し

2020年の包括的サーベイランス見直しは、2014年の「3年ごとのサーベイランス見直し(TSR)」以降最初の包括的見直しとなるものである。この見直しは将来を見据えたものであり、サーベイランスの優先事項を再検討し、加盟国との関係でIMFの信頼と影響力を強化すべく各国への関与のあり方を再考することにより、今後10年に予測される世界の経済・金融環境に備えることが中心となる。

包括的サーベイランス見直しは、2020年から2030年の世界経済を規定する可能性が高いマクロ金融的な背景の概略を議論することから始まる。こうした背景には、伝統的な経済政策の処方箋の再考を促すような世界の貿易・金融統合をめぐる緊張や、あらゆる人のために役に立ちうる技術進歩と人口ボーナスが含まれる。こうした背景を土台に、包括的サーベイランス見直しでは次にサーベイランス上の優先事項が提案され、そのような優先事項の推進を通じて加盟国にもたらされうる利益について議論される。包括的サーベイランス見直しではまた、IMFサーベイランスの方法と成果物の種類を改善することも含め、IMFによる政策助言の影響力をどう強化するかという問題も取り上げられる。

将来を見据えるという2020年包括的サーベイランス見直しの性格に照らして、全般的なガイダンスを示し最先端の考え方や専門知識を提供するためにふたつの外部諮問グループが設置された。サーベイランスに関する外部諮問グループは、サーベイランス見直しの優先事項と戦略的方向性を助言した後、判明しつつある調査結果や職員による予備的勧告について議論することになる。デジタル技術に関する外部諮問グループは、現下の重要な技術トレンドが持ちうるマクロ経済への影響やその政策的含意について助言し、IMFが技術革新というレンズを通してサーベイランスにおける新たな政策アプローチを確立するのを支援する。

IMF報告書における第三者指標の利用

IMF職員は、内部の専門知識に不足または限界がある時に、他機関の専門知識や予測を利用する必要がある。第三者指標の利用は、リスク・波及効果、マクロ金融・マクロ構造問題、ガバナンス・汚職などの優先分野や、格差、ジェンダー、気候変動といった新分野において、IMFの事実に基づくアプローチを支える上で一定の役割を果たしてきた。

しかし、第三者指標の質にはばらつきがあることが、IMFの信頼性にとって課題やリスクとなっている。指標の中にはハードデータに基づくものもあれば、専門家による質的評価や経験、認識、あるいは様々な基礎データソースからの複合データに基づくものもある。問題が生じるのは、第三者指標のソースや方法論が不透明な場合や、認識や価値判断に基づく指標の質や信頼性が問われる場合である。

2018年度中に理事会によって示された助言に従い、2018年9月にIMFは、透明性と頑強性、そして利害関係者の見解の反映というベストプラティクス3原則から成る第三者指標枠組みを運用するためのガイダンスノートを発表した。

データ

データ・統計戦略の更新

2019年度、デジタル世界の進化するデータニーズにIMFと加盟国がより良く応えることを可能にするデータ・統計のエコシステムへの移行を概説する「データ・統計戦略」の策定をIMFは継続した。

この戦略の実施を支援するために、新たにデータガバナンス枠組みが構築された。この枠組みは、IMFの主席統計官・データ責任者兼統計局長、データ・統計常任委員会、データ・統計戦略の管理・実施を担当するハイレベルグループ、IMFデータを正しく管理する上での方針・実践・ガイドラインの実行を促進・監督するデータガバナンス・グループによって構成される。

この戦略の一環として、新たにデータサイエンティストの専門職種を設けることにより、ビッグデータや機械学習技術など統計に関するイノベーションをさらに可能とし、IMFの活動における統計の主流化を促進する。2019年1月には、IMFの統計出版物について、冊子として印刷することを取りやめ、電子版のみとする変更が実施された。利用者は引き続き出版物の基礎となるデータにオンラインからアクセスできる。

強化された一般データ公表システム

IMF理事会が2015年5月に承認した「強化された一般データ公表システム(e-GDDS)」のもと、各国当局はIMF職員と行う政策対話の基礎となるデータの公表を約束している。ワンストップのオンライン・データポータルである国別データ概要ページを通じた公表は、各国当局が同意した更新頻度と適時性にしがたって行き、マシンツーマシン通信にも対応するアクセスしやすいデータを用いる。

この取り組みは国際的な協力を促しており、例えばアフリカ開発銀行と米州開発銀行が、情報テクノロジーのインフラ(オープンデータプラットフォーム)の整備で物理面から支援を行っている。この支援により、アフリカと西半球の一部諸国で国別データ概要ページが維持されている。



今年には多くの国でe-GDDSの導入が進んだが、その例としてはアンゴラ、アゼルバイジャン、バハマ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カンボジア、ドミニカ共和国、フィジー、ガンビア、ガーナ、ケニア、ラオス、ミャンマー、オマーン、パキスタン、パナマ、セルビア、東ティモール、トーゴ、ウズベキスタン、アラブ首長国連邦、バヌアツが挙げられる。

特別データ公表基準

「特別データ公表基準(SDDS)」の採用により、統計のよりタイムリーな入手が可能となり、その結果、健全なマクロ経済政策と金融市場のより効率的な機能に貢献することになる。2019年度には、モンゴルがSDDSに加入した。これは、e-GDDSの実施によりSDDSへの前進が促進されたアジアで最初のケースである。

SDDSプラス

IMFが行っているデータ公表イニシアティブの中で最高クラスである「特別データ公表基準(SDDS)プラス」は、国際資本市場で大きな役割を担い、金融機関が世界的な結びつきを持つ国や地域を主な対象としている。2019年度には、フィンランド、ラトビア、リトアニア、北マケドニアがSDDSプラスに加入した。

IMFのデータ基準イニシアティブの下で主要経済指標を公表する国の数は、2017年4月の83か国から2019年3月の121か国へと増え、46%の増加となっている。



G20データギャップ・イニシアティブ

2018年9月、金融安定理事会(FSB)とIMFは、G20データギャップ・イニシアティブの第2フェーズ(DGI-2)の実施に関する第3次進捗報告書を公表した。この報告書では、世界金融危機後に確認されたデータギャップへの対処と、政策に活用されるタイムリーで信頼できる統計の正常な流れの促進を目的とした勧告の実行を進めるために、2017年9月以降になされた活動を更新している。2019年のデータギャップ・イニシアティブの業務計画には、不動産価格、経済部門別の勘定、証券統計を扱う3つのテーマ別ワークショップと年次国際会議の開催が含まれている。全体的なイニシアティブの進展については、IMFと金融安定理事会がまとめるDGI-2の第4次進捗報告書として、2019年9月にG20の財務大臣と中央銀行総裁に報告される予定だ。

金融包摂におけるギャップ

IMFの「金融アクセス調査(FAS)」では、金融包摂の重要な柱である金融サービスへのアクセスとその利用に関する年次データを収集している。今年の調査である2018年版FASには、男女別データの主流化、支店を持たない銀行業務の形態である非店舗型のリテール代理店販売経路の報告、流通しているデビットカードとクレジットカードの数の追跡という3つの面が新たに加わった。

FASのデータによれば、小売店や郵便局、そして銀行の代わりに果たす小企業などに代表されるリテール代理店販売経路は、南アジアとラテンアメリカで大きく勢いを伸ばしている。データからはまた、低所得国を筆頭に、各地域でモバイルマネーの成長が続いていることも伺える。平均すると低所得国では、成人1,000人当たりで見ると、モバイルマネー口座数が銀行口座数の2倍以上となっている。サブサハラアフリカにおけるモバイルマネーの成長には全く衰えが見られない一方で、世界の他地域も大きく後れをとっているわけではない。アジアでモバイルマネーが急成長を遂げている国の例としては、バングラデシュ、インドネシア、パキスタン、フィリピンが挙げられる。



男女別データからは、金融包摂における男女格差縮小の進展にはばらつきがあることが見て取れる。こうした各国間のばらつきは、例えば女性の労働参加率などに見られる各国差と結びついている可能性があり、このことにはさらなる関心が払われるべきである。

FASは、中央銀行や金融規制当局が金融機関とサービス提供者から収集した行政データに基づいている。目下、データセットは189か国について10年以上をカバーしており、金融へのアクセスと利用に関する100以上の時系列を含んでいる。FASは2018年10月までオランダ外務省の資金提供を受けて行われていたが、その後はIMFの「決定のためのデータ(D4D)基金」に組み込まれ、現在ではD4DがFASを支援している。

第6回IMF統計フォーラム 「デジタル時代における経済的福祉の測定 —測定の対象と方法」

2018年11月、ワシントンDCにおいて、デジタル時代における経済的福祉の測定をテーマに第6回IMF統計フォーラムが開催された。提出されたペーパーでは、より人に主眼を置いたマクロ経済統計のアプローチや、デジタル化の影響のより良い理解へ向けた実践的なステップが検討された。取り上げられた問題の例としては、国民経済計算における所得分配の測定、フェイスブック等の無料デジタルプラットフォームやオンラインショッピングから生じる消費者余剰、データの価値、オープンソースソフトウェアへの投資などが挙げられる。



融資

IMFは開発銀行と異なり、特定のプロジェクトに対する融資は行わない。そのかわり、国際収支上の困難を抱える加盟国に融資を提供し、自国や他加盟国の経済に打撃となるような措置に頼ることなく、経済政策を修正して成長を回復するための時間的な猶予を与える。IMFの融資は、国際収支上の問題への対処や、経済の安定化と持続可能な経済成長の回復に取り組む加盟国を支援するものである。危機の克服がIMFによる融資の中心的な役割である。

大まかには、IMF融資にはふたつのタイプがある。非譲許的な金利の融資と、より貧しい国に譲許的な条件で供与する融資である。なお、後者の金利は低く抑えられているか、場合によってはゼロとなる。譲許的な融資は現在、すべて無利子で提供されている。

世界金融危機は、起こりうる負のショックに対処する国を支援するために、効果的なグローバル金融セーフティネットを持つ必要性を浮き彫りにした。このことから、最近の融資制度改革の主な目的は、危機を解決する機関としてIMFが果たしている伝統的な役割を、新たな危機予防ツールで強化することにあった。

非譲許的融資活動

一般資金勘定の資金

一般資金勘定(GRA)はIMFの主たる勘定で、加盟国が出資割当額(クォータ)として払い込む通貨と準備資産のプールである。IMFの非譲許的融資はこの一般資金勘定が原資となっている。2019年度、理事会は非譲許的融資制度の下で新たに7件の取極と、1件の既存取極(アルゼンチン)の拡充、1件の既存取極(メキシコ)の縮小を承認した。その総額は純額ベースで505億SDR(米ドル換算で700億ドル。2019年4月30日時点の1ドル=0.721626SDRで換算)となっている。これら取極のうち2件は予防的なものであった。

縮小されたメキシコへの融資枠(89億1,770万SDR)を除くと、取極によって新たに約束された融資枠全体のうち、アルゼンチンとのスタンドバイ取極とその後日の拡充が70%近く(407億SDR)を占めた。残りの30%を構成したのは、ウクライナとの別のスタンドバイ取極(28億SDR)、拡大信用供与措置(EFF)3件に基づく拡大取極(バルバドスに2億800万SDR、アンゴラに26億7,300

万SDR、エクアドルに30億3,500万SDR)、コロンビアとのフレキシブル・クレジットライン(FCL)に基づく取極(78億4,800万SDR)、モロッコとの予防的流動性枠(PLL)に基づく取極(21億5,080万SDR)であった。表2.1は今年度に承認された取極の詳細を、図2.1は過去10年度間に承認された取極を示している。

2019年度、融資取極に基づく一般資金勘定からの「買い入れ」と呼ばれる支払いは合計で340億SDRだった(472億ドル)。こうした買い入れのうち、93%がアルゼンチン、エジプト、ウクライナによって行われた。

「買い戻し」と呼ばれる返済の合計額は2019年度、82億SDR(114億ドル)であった。買い戻しに比べて買い入れの規模がかなり大きかったことから、一般資金勘定からの融資は前年度の379億SDR(525億ドル)から637億SDR(883億ドル)に増加した。図2.2は、過去10年度間の非譲許的融資の残高を示している。

表 2.1
一般資金勘定下で2019年度に承認された取極

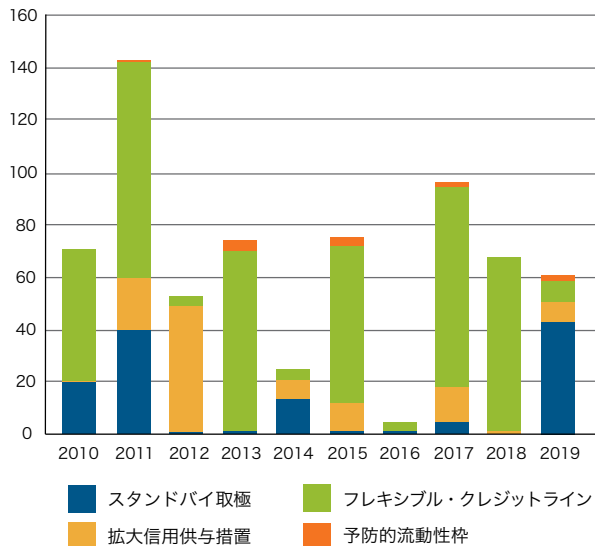
(単位は100万SDR)

加盟国	取極	発効日	承認額
新規取極			
コロンビア	24か月フレキシブル・クレジットライン	2018年5月25日	7,848.0
アルゼンチン	36か月スタンドバイ取極	2018年6月20日	35,379.0
バルバドス	48か月拡大信用供与措置	2018年10月1日	208.0
アンゴラ	36か月拡大信用供与措置	2018年12月7日	2,673.0
モロッコ	24か月予防的流動性枠	2018年12月17日	2,150.8
ウクライナ	14か月スタンドバイ取極	2018年12月18日	2,800.0
エクアドル	36か月拡大信用供与措置	2019年3月11日	3,035.0
小計			54,093.8
既存取極の拡充・縮小			
アルゼンチン	36か月スタンドバイ取極の拡充	2018年10月26日	5,335.0
メキシコ	24か月フレキシブル・クレジットラインの縮小	2018年11月26日	-8,912.7
小計			-3,577.7
合計			50,516.1

出所:IMF財務局

図 2.1
2010～2019年度に承認された一般資金勘定下の取極
(年度末は4月30日)

(単位は10億SDR、会計年度)



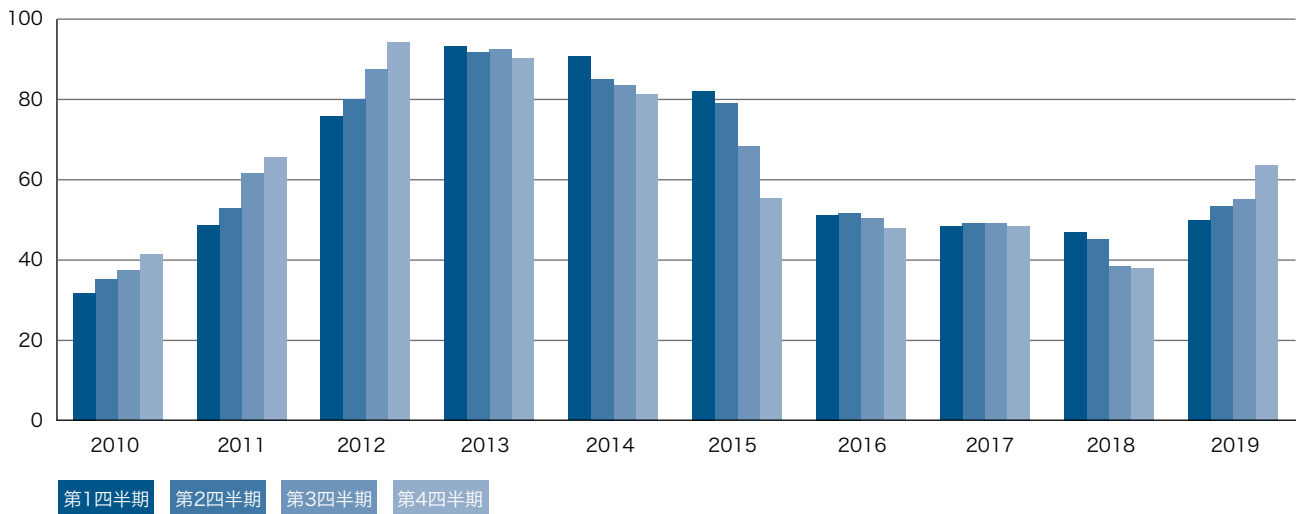
出所: IMF財務局
注: 図は各年度における新しい取極の額を示しており、既存の取極についてプログラム承認後に行われた拡充と縮小は反映されていない。

一般資金勘定の借り入れ

IMFは加盟国のクォータに基づいて運営されている機関であり、第14次クォータ一般見直しの効力が生じたことにより、クォータ資源は倍増した。しかし、借り入れによる資金も引き続きクォータ資源を補完する上で重要な役割を果たしている。新規借入取極(NAB)は、参加40か国と結ばれた一連の与信取極で合計額は約1,820億SDRに上る。新規借入取極は、クォータに次ぐ第2の資金調達源としての機能を果たしている。IMF理事会は、2016年1月26日付けで第14次クォータ一般見直しが発効したことを受け、2015年10月1日～2016年3月31日と定められていた新規借入取極の対象期間を前倒しで2016年2月25日に終了させた。

現行の新規借入取極の各取極は2016年11月に更新され、2017年11月17日から2022年11月16日までの5年間有効となった。

図 2.2
2010～2019年度における非譲許的融資残高の推移



出所: IMF財務局



IMFはまた、個別の加盟国と二者間の借入取極を結んでいるが、これはクォータと新規借入取極に次ぐ第3の資金調達源の役割を担う。2016年の借入枠組みの下、二者間の借入取極によって、IMFは加盟国からの国別借入を一時的な措置として引き続き利用できることとなり、融資能力の急激な低下を回避することが可能となっている。2016年の枠組みの下での借入は、全案件の期限が最長で2020年12月31日に設定された。このうち、第1段階の期限を2019年12月31日までとするが、債権者の合意を得ることにより1年間延長できると定められている。2019年4月30日現在、加盟国40か国が国別借入取極を通じて合計3,160億SDR(4,390億ドル)の融資を行うことを約束している。

一般借入取極(GAB)とは、新規借入取極の参加国が新規借入取極に基づく借入れを承認しない場合にクォータを補完する緊急手段としての制度であり、その使用はより制限されている。IMFが融資できる総額は、一般借入取極によって増えなかった。これは、一般借入取極によって参加国が約束した貸出額が新規借入取極に基づいて利用可能となっていた金額から差し引かれたためである。一般借入取極は有効期限が終了した2018年12月25日をもって更新されなかった。これは当該有効期限を最後に失効させるという全参加国の合意に基づいている。

表 2.2

IMF一般資金勘定からの融資の条件

この表は、主な非譲許的融資制度を示している。スタンバイ取極は、長期にわたりIMFの中心的な融資制度として機能している。2007年～2009年の世界金融危機を受け、IMFは融資制度を強化した。その主な目的は危機防止制度の強化で、フレキシブル・クレジットライン(FCL)と予防的流動性枠(PLL)を設置した。くわえて、それまでのIMFの緊急支援策に取って代わるラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI)も設置された。RFIは多様な状況で利用可能である。

融資制度(導入年) ¹	目的	条件	分割供与とモニタリング
スタンバイ取極(SBA) (1952年)	短期的な国際収支問題を抱える国に対する短期・中期的支援。	加盟国の国際収支上の問題が合理的な期間内に解決される信頼できる政策の採用。	通常は、パフォーマンス基準など諸条件の遵守を前提に、四半期ごとの買い入れ(引き出し)。
拡大信用供与措置(EFF) (1974年) (拡大取極)	長期的な国際収支問題に対処するための加盟国の構造改革を支える、より長期的な支援。	構造面での課題を含んだ最長4年間のプログラムを採択し、その後1年間の政策の詳細を提示。	パフォーマンス基準など諸条件の遵守を前提に、四半期または半年毎の買い入れ(引き出し)。
フレキシブル・クレジットライン(FCL) (2009年)	潜在的か顕在化しているかを問わず、国際収支上のあらゆる必要性に対応する柔軟性の高いクレジット・トランシュの制度。	事前のマクロ経済ファンダメンタルズや、経済政策枠組みが極めて強固で、優れた政策実績を有する。	取極期間を通じ、引き出しを事前承認。2年間のFCLは、1年後に中間レビューを受ける。
予防的流動性枠(PLL) (2011年)	経済ファンダメンタルズと政策が健全な国のための制度。	強固な政策枠組み、対外ポジション、市場アクセスを持ち、金融部門も健全であること。	早い段階での大規模アクセス。1～2年のPLLについては、半年毎のレビューを行う。
ラピッド・ファイナンス・インストルメント(RFI) (2011年)	緊急を要する国際収支上のニーズを抱えた全加盟国への迅速な金融支援。	国際収支上の問題の解決努力(事前措置を含む場合あり)。	完全なプログラムやレビューを必要としない即時買い入れ。

出所: IMF財務局

¹ 一般資金勘定(GRA)からのIMFの融資は主に、加盟国が払い込む資金でまかわれる。各加盟国には拠出額であるクォータが割り当てられる。各加盟国はクォータを特別引出権(SDR)あるいはIMFが認める外国通貨で、残りを自国通貨で払い込む。IMFの融資は、借入国が自国通貨でIMFから外国通貨を買うことによって供与、つまり引き出される。融資の返済は、外国通貨で自国通貨をIMFから買い戻すかたちとなる。

² GRAから供与された資金にかかる金利は、毎週改定されるSDR金利にマージンを上乗せしたものである(現在100ベースポイント)。この金利は、IMFの毎会計四半期にGRAか

利用限度 ¹	手数料 ²	返済期間(年数)	分割払い
年間:クォータの145% 累積:クォータの435%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) ³ 。	3¼-5	四半期
年間:クォータの145% 累積:クォータの435%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が51か月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) ³ 。	4½-10	半年
事前制限なし	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) ³ 。	3¼-5	四半期
6か月間は、クォータの計125%。1~2年間の取極は、承認と同時にクォータの250%が利用可能。十分な改善が12か月続いた後は、クォータの合計500%。	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) ³ 。	3¼-5	四半期
年間:クォータの37.5%(大規模な自然災害の場合は60%) 累積:クォータの75%	基本金利+上乗せ金利(クォータ比187.5%を超える額については200ベースポイント、借入残高がクォータ比187.5%を超える状態が36か月以上続いている場合は、さらに100ベースポイントを上乗せ) ³ 。	3¼-5	四半期

ら引き出された資金の日次残高に課される。さらに、リザーブ・トランシュ以外のGRAの引き出しに対しては、1回限りの手数料0.5%が課される。また、前払いのコミットメント・フィー(含意された融資枠に対し、クォータの115%以下については15ベースポイント、クォータの115%超575%以下の部分に対しては30ベースポイント、クォータの575%超の部分に対しては60ベースポイント)が、スタンドバイ取極、拡大信用供与措置、予防的流動性枠とフレキシブル・クレジットラインの下での各期間(毎年)の引き出し可能額に適用される。この手数料は、取極に基づいて実際に引き出しが行われた場合は、引き出し額に応じて払い戻される。

³ 上乗せ金利(サーチャージ)は、2000年11月に導入された。新たな上乗せ金利の制度が2009年8月1日に施行となり、2016年2月17日に更新されたが、既存の取極については、ある程度限定的に本規則の対象外として扱われる。

表 2.3
譲許的融資制度

下図に記載された3つの譲許的融資制度が低所得途上国向けに設けられている。

	拡大クレジット・ファシリティ (ECF)	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ (SCF)	ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF)
方針	力強く持続的な貧困削減や成長と整合した持続的・安定的なマクロ経済の実現・維持に取り組む低所得国を支援する。		
目的	長期化している国際収支上の問題に対処する。	短期的な国際収支上のニーズを解決する。	国際収支上の喫緊のニーズに応えるための融資で、融資枠は小さめに設定されている。
適格性	貧困削減・成長トラスト (PRGT) 下で適格性を有する国		
条件	国際収支上の問題が長期化した場合。取極期間中に実際の融資ニーズがあること (融資承認もしくは実行時においてはその限りではない)。	承認時に、国際収支上の短期的なニーズが潜在的にあるか (予防的利用)、顕在化していること。引き出しの際は毎回、ニーズが顕在化している必要がある。	高次クレジット・トランシュ (UCT) のプログラムが不可能か不要な場合で、国際収支上の緊急のニーズあること ¹ 。
貧困削減成長戦略	IMFが支援するプログラムは、加盟国が主体的に取り組む貧困削減・成長目標と総合的で、社会支出など優先的支出を保護する政策の支援を目指すべきである。		
	貧困削減戦略 (PRS) 文書の提出	PRS文書の提出は不要。融資ニーズが続く場合は、SCF利用国は、付随するPRS文書の提出を伴うECFを要請する。	PRS文書の提出は不要
コンディショナリティ	UCTと同等。調整過程とタイミングで柔軟に対応。	UCTと同等。短期間で国際収支上のニーズの解決を図る。	事後のコンディショナリティなし、繰り返し利用する場合には実績を重視 (ショック枠と自然災害枠は除く)。
融資枠の利用に関する方針	年間でクォータの75%まで。累積でクォータの225%まで (予定されている返済分は除く)。利用限度は、全PRGT残高を基本とする。例外的アクセスは年間でクォータの100%、累積でクォータの300% (予定されている返済分は除く)。		
	基準と二次的制限 ²		
	融資枠の利用基準: 全制度下でのIMFの譲許的融資の残高の合計がクォータの75%未満の場合は、3年間のECFでクォータの90%。譲許的融資の残高がクォータの75%~150%の国は、3年間取極でクォータの56.25%。	融資枠の利用基準: 全制度下でのIMFの譲許的融資の残高がクォータの75%未満の場合は、18か月のSCF取極でクォータの90%。譲許的融資の残高がクォータの75%~150%の場合は、18か月の取極でクォータの56.25%。	RCFアクセスには基準なし 二次的制限 (UCTコンディショナリティがないことから): RCFの借入残高がいずれの時点においてもクォータの75%を超えることはできない (予定されている返済分を除く)。RCF下での利用限度は、12か月間でクォータの18.75%、「ショック枠」ではクォータの37.5%、「大規模な自然災害枠」ではクォータの60%とする。2015年7月1日以降にRFI下で行われた買い入れは、適用される年間・累積の限度に加算される。

	拡大クレジット・ファシリティ (ECF)	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ (SCF)	ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF)
融資条件 ³	金利: 現行ゼロ 返済期間: 5.5-10年	金利: 現行ゼロ 返済期間: 4-8年 融資枠利用保証費: 予防的な取極で、利用可能だが引き出していない額につき0.15%	金利: ゼロ 返済期間: 5.5-10年
GRA融資との混合条件	1人当たりの所得と市場アクセスに基づく。債務の脆弱性とリンク。混合を前提とする加盟国には、PRGT資金とGRA資金との割合を1:2とする。		
予防的利用	不可	可。承認時、年間の利用限度はクォータの56.25%まで。その一方で、承認時の年間平均アクセスはクォータの37.5%を超えることはできない。	不可
期間・連続利用	3-4年(5年まで延長可)。連続利用可。	12-24か月。利用は5年間で2.5年まで ⁴ 。	早い段階での支払い。連続利用は可能だが、利用限度など他要件が付随することもある。
並行利用	一般資金勘定(拡大信用供与措置、スタンドバイ取極)	一般資金勘定(拡大信用供与措置、スタンドバイ取極)と政策支援インストルメント	一般資金勘定(ラピッド・ファイナンス・インストルメント、政策支援インストルメント)、RFI下での借入れはRCFの限度額に加算される。

出所: IMF財務局

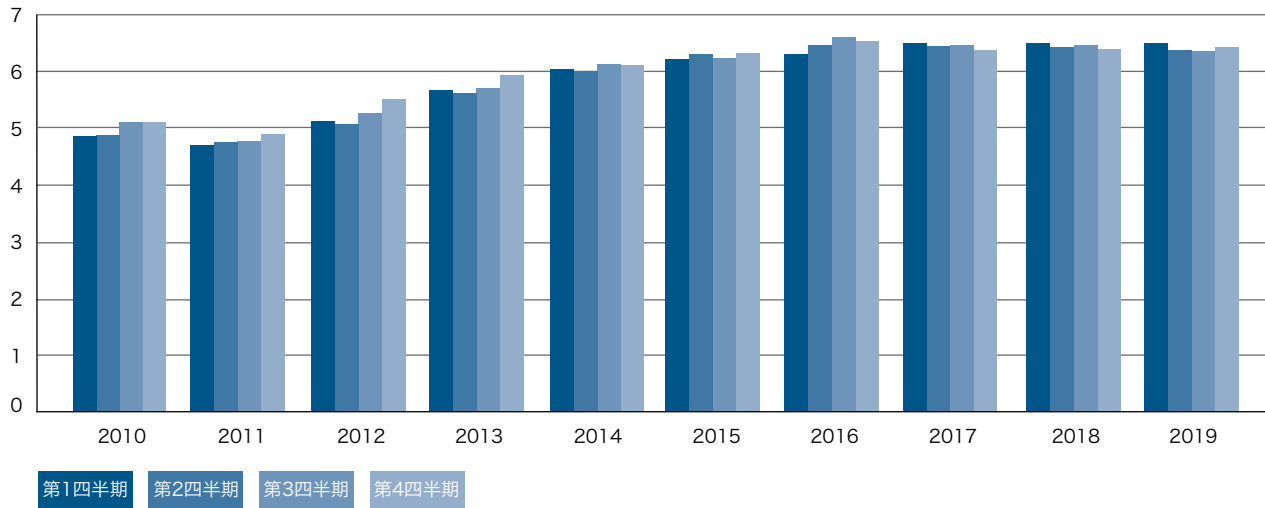
¹ UCT級のコンディショナリティはプログラムに関連した一連の条件で、IMF資金を適切に保護しつつ、資金が確実にプログラムの目標を支えるようにするためのものである。

² アクセス基準は、譲許的融資の借入残高がクォータの150%を超える場合は適用されない。この場合アクセスは、クォータの225%の利用限度(例外的アクセスの場合は同300%)、IMF支援が今後必要になるか、そして返済スケジュールを考慮して決定される。

³ IMFはすべての譲許的融資の金利を2年ごとに見直す。直近の見直しは2016年10月に行われ、理事会はECFとSCFのゼロ金利を2018年12月末まで延長し、世界的に低金利環境が継続する間は(いつでも)引き続きゼロとするように修正された金利設定メカニズムを承認した。2015年7月に、理事会はRCFの金利を恒常的にゼロと定めた。2018年12月、理事会はECF、SCF、外生ショック・ファシリティに基づくPRGT融資の残高について、金利ゼロを2019年6月末まで延長した。

⁴ 予防的なSCFは、期限には加算されない。

図 2.3
2010～2019年度における譲許的融資残高の推移
(単位は10億SDR)



出所：IMF財務局

譲許的融資

2019年度、IMFは低所得途上国に対し、貧困削減・成長トラスト (PRGT) が支援するプログラム下で合計2億3,510万SDR (3億2,572万ドル) の融資を約束した。譲許的融資の融資残高は2019年4月末で52加盟国に対し合計で64億5,000万SDRとなっている。表2.4は、IMFの譲許的融資制度の下での新規取極と、既存取極の融資枠の引き上げについて、詳細を示している。図2.3は、過去10年間の譲許的融資の残高の推移を示している。

IMFの譲許的融資の枠組みは、ニーズの変化を考慮し定期的に見直される。2015年、低所得国のための金融セーフティネットが強化された。これは、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向け努力する加盟国を支援するための、国際社会による一連の取り組みの一環として行われた。主な変更点は次の通りである。

- (1) 貧困削減・成長トラストのアクセス基準と利用限度額を50%引き上げる。
- (2) IMFより貧困削減・成長トラストと一般借入取極の資金をブレンド (混合型) のかたちで受けとっている国に対する資金の譲許的融資・非譲許的融資の割合を1:1から1:2に変更する。
- (3) ラピッド・クレジット・ファシリティ (RCF) 下での、脆弱な状況にある国または自然災害に見舞われた国を支援するための迅速な資金供与については、その金利を恒久的にゼロとする。

2016年11月に行われた理事会の協議では、貧困削減・成長トラスト適格国による一般借入取極の資金利用、混合型融資の方針、資金利用を決定する際の基準の役割など、この金融セーフティネットの活用に関する様々な側面が明確になった。以上に加えて、

- 2016年10月、すべての譲許的融資の金利を2018年12月31日までゼロにするとの決定が下された。金利設定メカニズムも、世界的に低金利環境が継続する間は引き続きゼロとするよう修正された。2018年12月、理事会は拡大信用供与措置とスタンドバイ・クレジット・ファシリティ (SCF) に基づく貧困削減・成長トラストの融資残高について、1年あたりの金利ゼロの適用を2019年6月末まで継続すると決定した。
- 2017年5月、IMF理事会は、PRGT適格国も含め、大規模な自然災害により国際収支の圧力に突然さらされた国への支援を強化するための選択肢を検討した。理事たちは、RCFとラピッド・ファイナンス・インストルメント (RFI) の下で、大規模な自然災害を被った加盟国の年間利用限度をクォータの37.5%から60%に引き上げる提案を支持した。

低所得国向け融資制度の2018～2019年見直しの初回議論が2018年7月に理事会によって実施されたが、これは譲許的融資の活用経験を評価し、既存融資制度を修正する上での選択肢を検討するために行われたものである。この見直しは、本年次報告書の対象年度よりも後の2019年5月に完了している。この見直しの完了につ



いては、2020年度の年次報告書に記載する。議論は当初、ステークホルダーとの協議や職員の経験のレビューで浮かび上がってきた大まかなテーマ2点に焦点が当てられた。これらはそれぞれ(1)貧困削減・成長トラスト資金を十分に保持しつつ融資アクセス方針や融資条件を改める必要性、と(2)借り手となりうる非常に多様な国々を支えるために、より柔軟性が必要な融資制度の側面を模索する必要性、である。この見直しは、IMFが駆使できるツールキットが低所得国の現在のニーズを満たす上で十分かどうかを包括的に再評価する機会となっている。これもまた2020年度の年次報告書に掲載されることになるが、この見直しはIMF方針にかかる一連の議論テーマの一部であり、IMFが支援するプログラムのコンディショナリティと設計の見直しと新しくなった低所得国の債務持続可能性枠組みの導入もその一環で行われる。

最貧国・最脆弱国を対象としたIMFの譲許的融資の継続を支えるため、資金調達の拡大策が2015年から始まった。貧困削減・成長トラストの新たな融資原資として、当初目標の110億SDRを超える114億SDRが調達された。新興市場国と先進国を含む新規14か国を含め、潜

在的な抛出国28か国に打診したところ、2019年4月30日時点で15か国が新規貸出枠の供与を約束した。これには、新たな貸し手であるブラジルとスウェーデンが含まれている。

債務救済に目を向けると、重債務貧困国イニシアティブは概ね完了した。重債務貧困国イニシアティブ適格国・潜在的適格国である39か国のうち36か国が救済を受けた。最近の例だが、2015年4月に1,700万SDRの債務救済の対象となったチャドもこの36か国に含まれている。一方、IMFは2015年2月に設立された大災害抑制・救済基金を通じて、適格国に債務救済のためのグラントを提供することができる。大災害抑制・救済基金は、人命を脅かし急速に拡大して他国に影響を及ぼしうる伝染病、巨大地震など甚大な自然災害、その他の壊滅的な被害をもたらす災害に襲われた結果、国際収支上の問題を抱えた国に例外的な支援を行う。現在までに、ギニア、リベリア、シエラレオネの3か国が大災害抑制・救済基金に基づく債務救済措置を受けた。さらには、2010年にハイチが大災害抑制・救済基金の前身である大災害後債務救済基金から、1億7,800万SDRに上る債務の全額救済を受けている。

表 2.4
貧困削減・成長トラストの下、2019年度に承認
または拡充された取極と融資

(単位は100万SDR)

加盟国	発効日	承認額
新規3か年拡大クレジット・ファシリティ		
シエラレオネ	2018年11月30日	124.4
小計		124.4
拡大クレジット・ファシリティの取極の拡充¹		
ギニアビサウ	2018年6月1日	5.7
ニジェール	2018年12月10日	19.7
小計		25.4
ラピッド・クレジット・ファシリティでの新規供与		
モザンビーク	2019年4月19日	85.2
小計		85.2
合計		235.1

出所：IMF財務局

¹ 拡充の場合は増額分のみを表示。

政策調整インストルメント

2017年に設けられた政策調整インストルメントは加盟国が公的機関・国や民間のドナー、債権者から資金を調達でき、改革アジェンダにしっかりと取り組む姿勢を示せるように支援するために設計されている。IMFと加

盟国の政策対話、また経済発展や経済政策のモニタリング、理事会によるこうした政策の承認を可能にする。政策調整インストルメントの設計上の重要な特色は、IMFの融資取極と政策支援インストルメントを参考にしているが、多少の違いもある。相違点としては、適格条件がないこと（全IMF加盟国が適用対象）、より柔軟性の高い審査スケジュールであること、コンディショナリティのモニタリングはレビュー方式を採用していることなどが挙げられる。

2019年度、理事会はサーシュルとの政策調整インストルメントの進捗を引き続きモニタリングしたほか、セルビアを対象とした政策調整インストルメントを承認した。

セルビア

2018年2月に予防的なスタンバイ取極を完了したセルビアが政策調整インストルメントの利用を要請した2か国目のIMF加盟国となった。セルビアは財政の持続可能性を回復する上で、また、IMFプログラム下でマクロ経済的な状況を改善する上で、大きな進歩を実現してきている。同国の経済的な見通しは今も明るい。しかし、域内や世界的な動向、または市場のボラティリティから波及効果を受けやすい状態が続いている。例えば、新興市場国のリスクを回避する動きが高まりかねない。

2018年7月、理事会はセルビア向けに30か月の政策調整インストルメントを承認した。政策調整インストルメントの目的は、力強く包摂的な経済成長、雇用創出、生活水準向上を促進するために、マクロ経済面や金融面での安定性を維持すること、また、構造改革や制度改革の意欲的なアジェンダを前進させることである。プログラムの見直しは、半年ごとの予め決まった日程で実施される予定である。政策調整インストルメントはIMFの融資財源を利用するものではないが、プログラムのレビューが無事に終了すれば、強力なマクロ経済政策と構造改革を継続するセルビアの強い意志を示す上でプラスに働くだらう。



政策支援インストルメント

政策支援インストルメント(PSI)は、IMFの融資を希望しないか、融資が必要ではない低所得途上国向けに設計された柔軟性を有するツールで、借入取極を締結することなくIMFの助言・支援を受けることができる。政策支援インストルメントは、貧困削減・成長トラスト下でのIMFの融資制度を補完する上で有益であり、また、加盟国が効果的な経済プログラムを策定できるよう支援するものである。このインストルメントによって、加盟国が強力な政策をとりまとめ、IMFが政策を支持しているという明確なメッセージが、ドナーや国際開発銀行、市場に対して発信されることになる。

政策支援インストルメントは、IMFと加盟国の間で緊密な政策対話を促すためのもので、こうした対話は通常半年に1回、加盟国の経済政策・金融部門政策の評価を通じて行われる。政策支援インストルメントを利用できるのは、マクロ経済的な安定性や債務持続可能の強化に焦点を当てた政策枠組みを掲げる貧困削減戦略を実施しつつ、成長や貧困削減を制約している重要分野での構造改革を進める貧困削減・成長トラスト適格国である。こうした改革は、優れたパフォーマンスの維持を支える諸制度を備えた国々にとって、持続的かつ強力で貧困を削減し、成長を促進する上で有益である。概して、政策支援インストルメント下の政策は、マクロ経済の安定性を強化し成長加速と雇用拡大を実現するための構造改革の推進を目的としている。例えば、公共部門管理の改善、金融部門の強化、社会セーフティネット構築といった措置などである。IMF理事会によるプログラム審査は、プログラム下でのパフォーマンスを評価し、プログラムを経済情勢に応じて修正する上で重要な役割を果たしている。

2019年、理事会はルワンダとセネガルとの政策支援インストルメントについて審査を完了した。

プログラム終了後のモニタリング

加盟国がIMFから融資を受けると、その国の政策はより厳格に精査される。そして当該国は、融資プログラムが終了次第、IMFのセーフガードの仕組みにおいて重要な位置を占めるプログラム終了後のモニタリング対象に指定される可能性がある。一般的に、プログラム終了後もIMFからの借り入れが多く残っている加盟国がすべてモニタリング対象となることが期待されている。モニタリングの目的は、加盟国の中期的な成長に対するリスクを特定することと、IMFのバランスシートが傷つくリスクに対して早期に警鐘を鳴らすことにある。必要が生じた場合、IMF職員はマクロ経済の不均衡を是正するための政策措置について助言を行う。

2019年度、理事会はキプロスについてプログラム終了後のモニタリングの進捗状況を審査し、アルバニアとギリシャについて、モニタリングの初回協議を完了させた。

アルバニア

2018年5月に理事会は、アルバニアとプログラム終了後モニタリングの初回協議を終了させた。アルバニア経済は成長を続けており、2017年の実質GDP成長率は前年比3.8%である。建設業の復活、労働市場と家計信用の回復、エネルギー関連プロジェクトでの対内直接投資が主な理由となって内需が力強かったことがこの成長率に反映されている。公的債務の対GDP比率は減少しているが、財政健全化のペースはプログラム終了時点から減速しており、政府による未払いが積み上がってきている。経常赤字は対GDP比で6.9%まで縮小した。この支えとなったのが観光などのサービス輸出である。外貨準備は支障がない状態だ。物価上昇率は低く、与信の伸びはゆっくりだが、銀行には流動性と安定性がある。

望ましい環境と明るい短期的な見通しにもかかわらず、リスクと脆弱性は残っており、リスク源となっているのが公的債務の大きさ、金融業が抱える不良債権、公的制度や司法制度の弱さである。改革の遅滞または外部ショックの波及効果によって、成長見通しとセンチメントが損なわれ、債務の動向に悪い影響が生じ、政府が資金を調達する上でのストレスになりかねない。明るい面としては、

アルバニアのEU加盟交渉入りによって、改革アジェンダ実行を進める機会が生まれ、投資拡大とGDP成長加速につながる。

理事たちはアルバニア経済が力強く成長しているものの、構造改革を大きく前に進める動きなしにはこの成長が持続しないかもしれないと言及した。したがって、アルバニア政府はこの順調な時期に改革アジェンダを進め、潜在成長率を高め、EU加盟の可能性がもたらす利点を享受できるように国を導くべきである。

ギリシャ

2019年3月に理事会は、ギリシャ向けプログラム終了後のモニタリングについて初回の議論を終了させた。

ギリシャ経済の回復は加速しており、より広範囲で回復が見られるようになってきている。景況感が改善するにつれ、輸出、民間消費、投資に支えられ、2018年に推計で2.1%だった成長率は今年、2.4%まで高まると見込まれている。銀行融資はまだマイナスであるが、一般預金が徐々に回復していることで、資本フロー管理施策のさらなる緩和が促進された。中期的には経済成長のペースが1%をちょうど超える程度まで減速すると見込まれている。

ギリシャの中期的な債務返済能力は十分であるが、脆弱性が今も大きい中で高まるリスクに左右されやすい。ギリシャの債務の対GDP比率は中期的な減少軌道に乗っているが、これに貢献しているのが、パートナーである欧州諸国との合意通り、同国が大きな基礎的財政黒字を維持していることであり、また、名目GDP成長や債務救済もその理由である。債務救済によって、予防的な現金バッファが充実し、公的債務の返済コストが低くなった。

しかし、国内外のリスクが高まっている。一方で、高水準にある公的債務や傷ついた民間バランスシートなど危機の後遺症、また、支払規律の弱さに伴って脆弱性が明るみに出ている。

理事たちはさらなる競争力を得るため、また、生産性を強化し、労働市場の柔軟性を確実なものとするためには、さらなる努力が必要だと言及した。理事たちは、団体交渉合意に関する2012年の改革が後退し、法定最低賃金の引き上げに伴って雇用と競争力に生じるリスクに懸念を表明した。

能力開発

中央銀行や財務省など諸機関の能力強化は、政策がもたらす効果の向上と、経済の安定性や包摂性の強化につながる。このことからIMFは、加盟各国と協力して経済の安定性に不可欠な課題に焦点を絞った技術支援と研修を行い、こうした機関の強化に取り組んでいる。

はじめに

能力開発は、融資とサーベイランスと並んで、IMFが果たす3つの中核的機能のひとつであり、IMF予算の30%を占める。能力開発は、経済の強化や包摂的な成長の促進、雇用創出に効果的な政策の立案と関係機関の構築を支援する。IMFは、加盟国に十分な支援を提供するためには、能力開発が二次的な位置付けであったり、孤立した活動であったりしてはならないという認識を強めている。したがって、能力開発を融資やサーベイランスと連携させて検討することで、中核機能間のシナジー効果を実現させ、加盟国により行き届いた支援を提供できる。また、IMFは加盟国への支援において、この3つの中核機能を世界中で展開できるという他機関にはない強みを持っている。能力開発に関する豊かな専門知識と経験を用いて、その政策助言をより実情に即し、効率性を向上させ、かつ影響力をより大きなものにしていく。さらに、高官レベルの政策立案者と定期的に協働することで、能力開発の支援対象の絞り込み、認知度、有効性を強化できる。IMFはまた、ナレッジハブとして機能して、能力開発実施機関の間での知識共有、ピアラーニング、連携を支援して取り組みを強化する体制も整えている。

IMFの能力開発は、ワシントンDCのIMF本部職員主導の代表団派遣、専門家による短期訪問、長期駐在アドバイザーの赴任、そして地域能力開発センターのネットワークとオンライン学習を活用して行われる。16か所に設置された地域センターを通し、IMFは加盟国の新たなニーズに迅速に対応するとともに、他の開発パートナーとの連携を強化している。適切に構成された総合的なビジョンにより、取り組みのすべてにおいて、経済制度の構築に焦点が当てられ、その内容は能力開発実施国の開発優先課題に沿ったものとなっている。こうした取り組みは、二者間・多国間パートナーの資金支援を受けており、現在、地域センターへの支援を含めて、こうしたパートナーの支援を受ける能力開発がIMFによる能力開発の約半分を占めている。

IMFは過去50年間、加盟する189か国すべてに対し、それぞれの優先課題にあった能力開発支援を行ってきた。2019年度においては、IMFが提供した技術面の助言

の約半分が低所得途上国を、政策志向型の研修の半分強が新興市場国と中所得国を対象としたものだった。

加盟国が持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて努力する中、IMFは次のような重要分野に焦点を絞って能力開発を推進している。

- **財政政策:** 歳入確保の強化と支出の効果的な管理の促進で加盟国政府を支援する。対象分野は租税政策・関税政策、税当局の強化、予算編成、公共財政管理、国内・対外債務、社会セーフティネットなどで、これにより、加盟国政府は、財政の持続可能性を維持し、学校や道路、病院などのインフラを強化し、社会セーフティネットを改善できるほか、さらに多くの投資を誘致することができる。
- **金融政策と金融セクター政策:** 加盟国の中央銀行と協働し、金融政策や為替相場政策、通貨や為替相場の枠組み、また、これらの実行について、近代化を支援する。金融セクターを規制・監督する当局と連携し、金融インフラや金融機関の強化に取り組む。また、マクロプルーデンス監督能力や危機管理能力を構築し強化するために他の関連機関と協力する。こうした取り組みは、加盟国におけるマクロ経済と金融の安定性の向上を支え、各国の成長と国際貿易を促進する。
- **法的枠組み:** 加盟国の法的枠組みやガバナンスの枠組みが国際基準を満たすように支援し、各国政府が健全な財政改革・金融改革を立案し、汚職など腐敗と戦い、資金洗浄対策やテロ資金供与対策を進められるようにする。
- **統計:** マクロ経済データや金融データを集計・発信する加盟国の能力を強化することで、経済状態のより正確な把握を可能にし、確かな情報に基づく政策立案を支え、透明性と説明責任を促進し、SDGsの達成を支援する。
- **マクロ経済政策の立案:** 健全なマクロ経済政策や金融政策を立案し施行する政府関係者のスキル強化、政策課題について関係者との踏み込んだ対話、そしてピアラーニング形式での学習を通じた政策経験の共有を進めている。

IMFは政策助言や調査と同様に、能力開発活動においても、以下のような加盟国が取り組む開発優先課題を支援している。

- **格差の縮小**: IMFは政策担当者を対象に、支出や補助金の改革、累進課税、新たな金融テクノロジーの活用を含めた金融包摂の改善など、包摂性を高める政策の導入に関して研修を行う。また、格差の解消に必要な分析、実践、モニタリングのツールを提供する。
- **ジェンダー平等**: IMFによる男女平等に関する能力開発と研修は、男女平等を志向する予算についての政府関係者向けの研修、ピアラーニング形式のワークショップ、技術支援ミッションが行われるようになり、取り組みが拡大している。
- **気候変動への対応**: IMFは、気候変動の影響を最小限に抑えるため、環境税制改革やエネルギー価格の効率的な設定に関して、加盟国との協力を行っている。また、自然災害や気候変動に関連したショックに備えるための強固な枠組みや公共財政管理計画の作成を支援している。IMF職員は、専門家とともに、中央銀行が気候

変動に対するストレステストのツール開発を行う上で、先導的な役割を果たした。

能力開発戦略のレビュー

2018年11月、IMFの理事会は、IMFの能力開発戦略のレビューについて検討した。このレビューは、能力開発について、有効性改善と効率性強化という補強し合う目標2点を主な対象とした。能力開発の有効性については、実行と成果を重視しつつ、IMFの政策助言と融資活動と合わせた総合的な支援を強化し、各支援対象国の関係機関の能力や固有のニーズに合わせて戦略を調整することで高めるべきである。能力開発の効率化については、透明性と説明責任の向上に向けて能力開発のプロセスとシステムを改善して、戦略的意思決定の基準をさらに強固にすることで改善すべきである。

能力開発戦略を支援するために、IMFでは以下の5項目に取り組むことを推奨している。

- 国内外のステークホルダーの役割と責任分担をより明確にする。各国関係当局は、能力開発のプロセス全体を通じてリーダー的役割を務めて、制度上や能力上の制約に十分配慮する。このように国が中心となる戦略では、各地域局が各国の取り組み全体に対するリーダー的役割を担う必要がある。こうした取り組みには、能力開発に関する各国の戦略や優先項目の決定、各国独自の戦略への配慮、能力開発担当部門との協働等が挙げられる。
- 活動の優先項目をより的確に決定してモニタリングの精度を向上させる。能力開発計画を中期的な視点に移行させ、活動全体を俯瞰するモニタリング体制をさらに強化する。
- 活動が各国の事情により即したかたちで提供されるように考慮し、革新的技術を活用した試行を繰り返して、既存の戦略を土台に、能力開発の提供方法をさらに近代的で敏捷性に優れたものへと進化させる。
- IMF内の能力開発活動の内部協議や情報共有の効果を高める。そのために、ナレッジマネジメント、デジタルワークショップ、能力開発管理、管理プログラム等のイニシ





アティブを通じて理事会が定期的に活動に関与する体制をとる。

- IMF以外の能力開発実施機関との協力体制を強化し、最新のコミュニケーション技術を利用し、IMFによる能力開発への取り組みを広く発信して関心を高める。技術支援レポートでの推奨事項の提示方法を改善し、守秘義務を守りクライアントの信頼に応えつつ、より時節を反映した見解や技術支援レポートを発表する。

以下では、IMFによる能力開発の中心分野それぞれについて、優先分野と加盟国の事例を紹介する。

ハイライト：財政

歳入管理

歳入確保は、持続可能な開発に必要な資金を得るため、低所得国が国外からの援助に対する依存を減らすために、極めて重要である。IMFでは歳入管理を強化する革新的な方法を常に検討している。

IMFは2019年7月、歳入確保関連では最初のイベントとして、「カリブ・太平洋地域の歳入確保：共通の課題－異なるアプローチ」と題するワークショップを開催した。35の小島嶼国の代表者が参加し、島国ならではの歳入問題の知見や経験を共有した。各国代表者はこの意見交換の機会から多くを学び、歳入改革実現への決意を新たにした。

IMFはまた、ヨーロッパの歳入管理の幹部リーダーチームと数回にわたって対話形式のワークショップも実施している。2019年2月のワークショップでは、日常業務を効率的に消化しながら、野心的な改革の実現に向けて、シニアマネージャーが協働する強い本部を確立するために重要なスキルの構築に重点が置かれた。こうしたワークショップは、各国のリーダーが組織パフォーマンスに集中しつつガバナンスを改革する際に役立ち、結果として改革の成果が高まった。

租税政策

優れた租税政策は、歳入目標の達成に役立ち、こうした政策に基づく税制は、安定的で包摂性がある公正な成長をサポートする。IMFの専門家は、この分野でも支援を提供している。

ギニア当局は、鉱山への投資が急増した後、移転価格の問題を効果的に処理して歳入を増やすために、税制が持つ力についての懸念を深めていた。IMFは、この機会に国際課税の規定を徹底的に見直すことを提案して、2018年9月に代表団を派遣した。IMFの専門家は、現地の状況に即した規則やプロセスを提案し、提言を具体的な法律文書に落とし込んだ。状況が切迫しているため、国際課税の規定に関する提案は2019年度の予算に早々に計上された。



中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) の加盟国は、2014年の一次産品価格急落の後、優先度の低い支出を整理することから財政再建に乗り出したものの、税収を増やすためにはさらなる取り組みが必要であることが明らかになった。IMFは、同地域全体の改革達成に貢献するために、2017年から2019年にかけて技術面の継続的な支援活動を実施して、状況の診断、政策提言のとりまとめ、新たな地域指令の法的文書草案作成の支援を行った。その結果、2019年4月、CEMACは、新たな物品税指令の適用を正式に承認した。この指令は、今後数年間にわたり、加盟国の大幅な税収増加に寄与するものと見込まれる。

公共財政管理と支出政策

IMFは、加盟国がインフラガバナンスの強化により、評価と能力構築を通じて公共投資の経済成長効果を最大限に高められるよう継続的に支援している。

2019年度、IMFは、18か国で公共投資管理評価(PIMA)を実施し、実施国数は延べ53か国に達した。この評価プログラムは、関係当局がインフラガバナンスを強化するために必要な改革策を見極めるのに役立っている。ベトナムでは、公共投資の複数年計画の策定を促しプロジェクトの査定を強化するための推奨事項が、同国の公共投資関連法改正に重要な知見として役立った。レバノンでは、評価結果により、官民パートナーシップを中心とした財政リスクの特定と査定の手組み構築がさらに進むことになった。

IMFは、能力構築のため特定地域を対象にした様々なセミナーやワークショップを開催している。ベトナムとガーナでは、地域の高官レベルを対象にしたインフラガバナンスに関するセミナーを開催し、アジアとアフリカそれぞれの政府関係者間でピアラーニング形式の学習と経験の共有を推進した。カリブ地域では、3年間で地域ワークショップを3度開催し、官民パートナーシップ財政リスク評価モデル(P-FRAM、官民パートナーシップから派生しうる財政コストや財政リスクを評価する分析ツール)を使用して政府関係者に実践的な研修を提供した。こうした取り組みの成果物としては、官民パートナーシップ管理の手組みと実際の活動に関する特定地域の調査、および財政運営を改善するためのロードマップが記載された資料等が挙げられる。

財政の透明性は、効果的な財政運営を行い、説明責任をしっかりと果たす上で不可欠であり、財政透明性規範および財政透明性評価が、この分野で加盟国を支援する

ためにIMFが継続的に行っている取り組みにとって重要な位置を占めている。2019年6月、IMFは、ウズベキスタンの財政透明性評価を実施し、財政透明性の実践面で基準に達していない部分を洗い出し、具体的な行動計画を策定した。この評価に続けて、関係当局は予算編成において予算情報を開示し一般の参加を確実にするための大統領命令を発令し、財務報告書に記載する内容を拡充し質を向上させるためのロードマップを作成した。こうした改革は2019年度の予算資料に盛り込まれた。IMFはまた、ダカールにおいてサブサハラアフリカのフランス語圏を対象に、財政透明性に関して地域初となるピアラーニング形式のワークショップを開催し、政府関係者、開発パートナー、市民社会の代表者が一堂に会した。

IMFは脆弱国への支援を続け、支援対象国の公共財政管理能力を強化した。ギニアではIMFの支援およびEUの資金援助の下、関係当局が公共財政管理戦略と2019-22年の4年間の行動計画を策定して導入した。IMFは2018年に公共支出と財務説明責任の評価、そして、公共投資管理評価を実施したが、この取り組みでは、こうした評価の結果が活用されている。IMFの支援の下、ギニア当局は2019年1月より中央銀行に置いた国庫単一口座を管理しており、現金管理の向上に努めている。

ハイライト：金融政策と金融セクター政策

金融政策と金融セクター政策の強化におけるIMFの能力開発の取り組みは、世界経済の見通しが現状のように極めて注意を要する状況下では特に重要になる。2019年度、テーマとしては中核分野の多くで、能力開発支援に対する需要が大きかった。金融規制と監督をはじめ、為替相場管理やマクロプルーデンス政策、金融安定性等の中央銀行業務、債務管理、危機の予防と管理、金融安定性の評価などの能力開発が求められた。IMFはまた、サイバーリスクやフィンテックのような新たに台頭してきた領域でも、加盟国をより適切に支援できるように自らの能力を継続的に高めている。また、技術支援のガバナンスや提供方法の近代化にも引き続き深く関与している。

IMFが設定する優先事項および金融資本市場局の2017-20年中期戦略に基づき、金融資本市場の分野で2019年度に提供された技術支援は、正規職員75名分相当の工数となり、世界中で137を超える国・地域の機関が能力開発の対象となった。2019年度はサブサハラアフリカが40%を占めて最大の支援受入先となっており、アジア太平洋、中東・中央アジアが続く。引き続き、IMFの取り組みの大半が、低所得国、脆弱国、新興市場国や経済移行期にある国を対象としている。金融安定性の領域、特に金融セクター安定性評価業務に関連した能力開発が最も著しく拡大した。

これまでの実績から、技術支援を柔軟に提供することが望ましい結果を生み出すために特に重要である点が明らかである。IMFは、ドナーの支援を得て、世界中に36名の長期専門家を派遣し、需要に基づく技術支援の手段として対象国・地域の金融セクター安定性評価を実施した。金融セクター安定性評価を通じて、低所得国や低中所得国が金融セクターのリスクや脆弱性を検知できるように助け、また、これらの国々が課題に取り組めるよう能力開発を行う上で、包括的で優先項目を順序だてた技術支援ロードマップを作成できるように支援した。2019年度には、カンボジア、コソボ、ニカラグア、スリランカ、ギニア、西岸地区・ガザ、ジンバブエの診断審査6件を実施し、2020年度にはさらにバングラデシュ、ジブチ、ガンビア、ギニア、ルワンダの5か国を対象にした審査が予定されている。その他、金融セクター安定性評価対象国であるコスタリカ、フィジー、パラグアイの3か国について、IMFのリソースを活用して、技術支援ロードマップのフォローアップ作業が進められた。同じ作業は金融部門安定性基金の支援を受けたウガンダでも開始されている。さらに、金融部門安定性基金の支援の下、IMFと国際決済銀行(BIS)の金融安定研究所(FSI)は、試験的なプログラムとして、銀行・監督当局のためのオンライン研修コースを2019年2月に共同で完成させている。

以下に、IMFが提供している金融政策と金融セクター政策を対象とした技術支援の他事例をいくつか紹介する。

- アルゼンチン：国内債務管理と金融政策実行枠組みの分野での能力開発によって、融資プログラム実行の取り組みを支援した。
- カンボジア：資本や貸付金の減損に対する引当金などの領域で、銀行セクターの様々な重要規制を改正・施行する関係当局をサポートした。
- ガボン：中部アフリカ諸国銀行と協力して、金融業務の枠組みを強化した。
- ハイチ：監督の枠組みと能力を近代化し、リスクに基づく銀行業務の監督システムを導入した。
- モーリシャス：IMFの支援を受けた当局は、危機管理に関する緊急時対策を改訂、新たな解決策や危機管理体制とそれを補完する改革案を盛り込んだ一連の法案を議会に提示した。
- モンテネグロ：中期の債務管理と対市場戦略の構築を推進した。
- ミャンマー：銀行制度におけるプルーデンス規制の施行、監督能力の強化、緊急時対策の策定、ならびに金融市場および外国為替市場の発展への支援を進める関係当局を支援した。
- ソマリア：銀行への許認可および監視を強化して、効果的な監視に必要な基盤を構築する中央銀行を支援した。
- アフガニスタン、ジョージア(グルジア)、ウクライナ等、IMFプログラム実施国との関与が引き続き進められた。

ハイライト：統計

IMFの統計分野での能力開発は、加盟国がタイムリーで比較可能なマクロ経済統計と金融統計に基づいて政策を立案するために非常に重要である。2011年以降、この分野の能力開発は倍増しており、2019年度には700件を超える技術支援や研修が実施された。こうした実績により、IMFは統計分野において世界で5本の指に入る能力開発実施機関となった。IMFによる統計分野の能力開発は、統計的方法論におけるグローバルリーダーとして、また国際的な基準設定者としての役割を果たすことで、そして、さらには能力開発をIMFの他の中核機能であるサーベイランスと融資の機能と緊密に連携して進めることで、さらに強力な取り組みとなる。

2019年4月、2019年金融健全性指標ガイドが発表された。このガイドは、IMFの統計局による金融健全性指標の概念と定義、データソース、集計と配布に関する方法論的指針の最新版である。ここでは、その他の金融仲介機関、公社債投資信託(MMF)、保険会社、年金基金、非金融企業、家計等の対象部門を拡大できるよう、新たな指標が追加されている。

統計分野における能力開発の新たな中期計画は、支援対象をさらに適切に絞りつつ提供の効率性を高め、世界的優先事項の変化や技術革新に伴う課題に対して、迅速な対応を促進するものである。この中期的な計画の下、地域能力開発センターを通じた活動は統計集計作業の方法論的枠組み改善に重点を置いており、金融部門安定性基金や、2018年6月に立ち上げられた、決定のためのデータ(D4D)基金等の複数ドナーによるテーマ別基金の支援を受けている。

D4D基金は、データの利用可能性と意思決定の質を向上させるために幅広い役割を担っており、厳しさを増す国際環境下で加盟国の重要なデータニーズに柔軟に対応し、国際的な政策対話から発生する新たなデータ要件に取り組んでいる。例えば、債務の透明性に対する国際的な関心の高まりに対して、同基金は、債務統計に関する能力開発を前倒しで進めている。

IMFは、債務統計の対象範囲が限定されている問題から生じる経済リスクのうち、最も緊急性の高いリスクに取り組むため、技術支援ミッションやワークショップをこの目的に応じてカスタマイズすることに加えて、D4D基金の支援を受けて債務統計に関するオンライン学習コースを開発中であり、IMFによる従来型の対面式研修を受ける機会のない層にも支援を広げようとしている。D4D基金の資金を利用することで、IMFは今後、経済統計の全領域を網羅する包





括的なオンライン学習カリキュラムを無料で一般公開できるようにする予定である。

また、D4D基金が政策策定ニーズに対応した別の事例が金融包摂である。金融アクセス調査は、189か国を網羅し、金融包摂に関する年間データを中央銀行や規制当局などサプライサイドからあまりコストをかけず収集した特色ある調査だが、D4D基金は金融アクセス調査の利用可能性を維持し、さらに強化している。この調査には、例えば女性が金融サービスを利用しやすくするための政策決定を助ける男女別データなどが含まれている。金融サービスの利用しやすさは、女性たちがより多くの機会を得るために重要な手段のひとつである。2018年の金融アクセス調査に伴って、男女別データの収集が主流化されたが、各国で調査への回答状況を改善し、調査範囲を拡大するためのワークショップが行われ、こうした男女別データの収集を支えた。

統計に関する能力開発は、IMFが新しく2018年3月に開始したデータと統計に関する新総合戦略の実施に重要な役割を果たす。この戦略の目的は、IMFと加盟国がデジタル世界におけるデータニーズの進化に十分応えられるよう、データと統計のエコシステムへの移行することだ。技術の変化を統計上適切に反映させる方法、また経済動向を評価するにあたって新技術をいかに活用するかなどの課題に取り組むにあたり、IMFはデジタル革新の真ただ中で好調な新興市場国をパートナーとしている。例えばD4D基金の支援を受け、インドネシアの技術支援プロジェクトではビッグデータを高頻度の価格データ収集に活用することを

検討してきた。また不動産の価格指標に関する能力開発プロジェクトでは、ビッグデータを通じてソースデータを生成する課題に取り組むことを目指している。これは、金融セクターの安定性にとって短期間で脅威となりうる不動産バブルに対する早期警告システムを構築するためである。

質の良い経済データは持続可能な開発目標(SDGs)のモニタリングにおいて重要である。SDGs指標の3分の1以上が、直接的あるいは間接的に経済変数を測定目的で利用していることがその理由だ。例えば、GDPや輸出、歳入などの経済統計の数字が分母としてSDGsの多くで使われている。統計に関する能力開発は、低所得国と低中所得国、中でも脆弱国が主な対象であるため、IMFはSDGsのモニタリングを支援可能な立場にある。例えばリベリアの場合、IMFの技術支援を受けて初めて2008年から2016年のGDP試算が発表された。最終的に、脆弱で紛争の影響を受けた42か国のうち、39か国が、金融アクセスと金融利用のデータを2018年の金融アクセス調査に報告した。SDGsのモニタリング強化を支援するIMFの能力開発活動に加え、国際社会は、IMFを金融安定性、金融アクセス、財政の変数を網羅する4指標についての管理機関として選択した。

最後に、金融部門安定性基金の下、IMFは対象を金融セクター統計に絞った技術支援に重点的に取り組み、低所得国、低中所得国の金融セクターに影響を及ぼす経済上のリスクや脆弱性を検知できるよう支援している。これには金融健全性指標に関する能力開発をはじめ、全世界でSDGsのモニタリングを支援することなど、2022年までには

ボックス2.1 加盟国によるGDP推計基準年変更に対する能力開発

2019年度、IMF統計局はGDP推計の基準年の変更（リベース）を含めて国民経済計算について支援と助言を提供した。多くの場合、こうした変化に伴って、名目GDPの試算値に大きな改訂が行われた。過去1年間に、GDPの非常に大きな改訂が8か国によって発表され、こうしたケースではGDPが20%以上、上方修正されている。大幅な改訂はマクロ経済分析や予測に影響を与え、主要指標も例外ではない。そして、注意深く調整された、対GDP債務比率に基づく債務持続可能性分析も時に必要になる。

GDPを試算する上での基準年の変更は、マクロ経済統計における経済構造を新しくする上で重要な取り組みである。基準年の変更は一般的に、国民勘定集計のためのデータソース、手法、分類の包括的な見直しや刷新と並行して行われる。IMF統計局は加盟国に対し、国際基準に合わせて5年毎に、もしくは経済的に重要な変化が新たにあった場合にはさらに高い頻度で、GDP推計の基準年を変更するように助言している。こうした基準年の変更によって、名目GDPに予期せぬ大幅な変化が生じないように緩和できる。基準年の変更が頻繁であることで、GDP試算値が証拠に基づく政策策定や監視にとって意味のあるものであり続けることになる。しかし、データが人々に信頼されるためには、各国の統計当局による明確かつタイムリーな情報発信によって、この取り組みが支えられる必要がある。

ば全世界的な報告を実現することを目指している。さらに、各国がバランスシートの分析作業を実施して、経済セクター間や国際的な相互関連性や波及効果について検知できるような能力開発も含まれている。これによって、各国がリスク分析とリスク低減政策に有用な情報を入手することにもなる。

ハイライト：法律

金融の健全性に関連する諸分野での能力開発が継続して行われた。すなわち、資金洗浄・テロ資金対策（AML/CFT）、汚職など腐敗への対策、コルレス銀行取引関係についての能力開発である。複数ドナーによるAML/CFT基金からは、テロ資金供与、事業体の透明性に関する研究プロジェクトに加えて、22か国での技術支援プロジェクトにかかる費用が拠出されている。これに加えて、16か国でのプロジェクトが上記以外の多国間基金、自己資金、あるいは国別の基金によって支援を受けている。IMFは成果を最大化し、取り組みの重複を避けるため、技術支援活動を定期的に調整している。ボツワナでは、IMFチームが米英の財務省スタッフと協力して金融情報とAML/CFTに関わる銀行監督機能について助言を行った。最近では、マネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）による国際基準の下、中国の評価を実施、また南アフリカでの評価作業が始まっている。法的問題に関する包括的な腐敗防止の評価は、2020年にこの分野に特化した能力開発活動を開始することを目指して取り組まれている。

金融・財政法の分野での技術支援は、中央銀行業務、金融セクターの法的枠組み、銀行の破綻処理、危機管理に関するものを含めて、これまでと同じ水準で行われた。財政ルールの法制化など公共財政管理の法的枠組み、公的債務や保有証券、税制などの金融市場改革に関する支援は策定済みのアジェンダに沿って増加した。これらの分野はワシントンDC、クウェート、モーリシャス、シンガポールで行われた様々なセミナーの中心トピックだったが、南アフリカでは、2019年3月にフィンテックや新技術に関わる法的問題についてのセミナーも開催された。



税法に関する技術支援は、所得税、付加価値税、税務上の手続きといった主要分野で高い需要が続いていたが、これは国際課税問題への世界的な注目の高まりを反映している。IMFの政策ペーパーである「世界経済における法人課税」の発表もこれを後押しした。こうした項目は、G20が求めるツールキットなど低所得国の能力開発を支えるために設計された成果物に対する法制面からの貢献でも考慮されている。

IMFはまた、全加盟国に対して外国為替制度についての技術支援を引き続き提供してきた。例えば、マダガスカルやミャンマーなどでは、国際通貨基金協定下での義務の遵守を確実にする目的で、各国の外為法とその関連規制の起案を手助けしている。

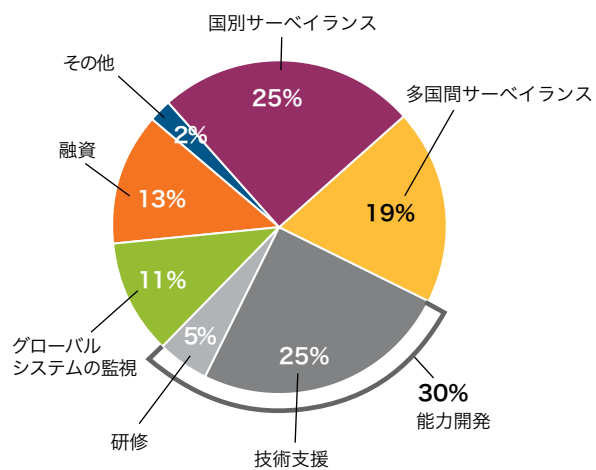
IMFは、破綻、債権者の権利といった分野での技術支援を継続し、存続可能な企業の早期かつ迅速な再生とそうでない企業の清算、過剰債務を抱える家計の再出発、債権者の権利保護の全体的な改善で加盟国を支援した。さらに、破綻管財人関連の規制や、破綻に関するデータ収集システム開発など特定のトピックにも支援を行ってきた。IMFは破綻に関する政府関係者向けのワークショップを共同ウィーン研修所とシンガポール研修所で開催した。さらにインドでは、インド破産倒産委員会と企業省と共催で、政府関係者向けに破綻に関するワークショップを実施した。

IMFの研修としては、高官向けに「国際金融機関の法的側面」と題されたコースなどが共同ウィーン研修所とシンガポール研修所で継続して開講された。



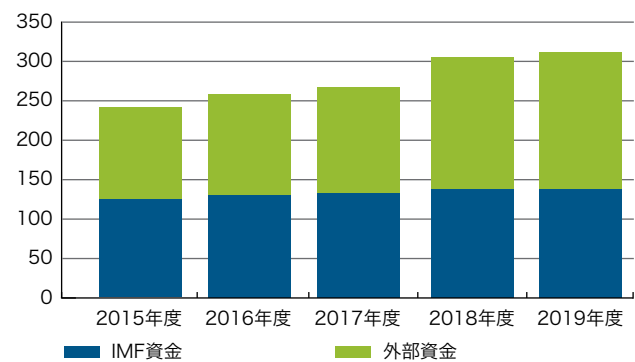


図 2.4 IMFの運営経費 主要な活動別の内訳 (2019年度)



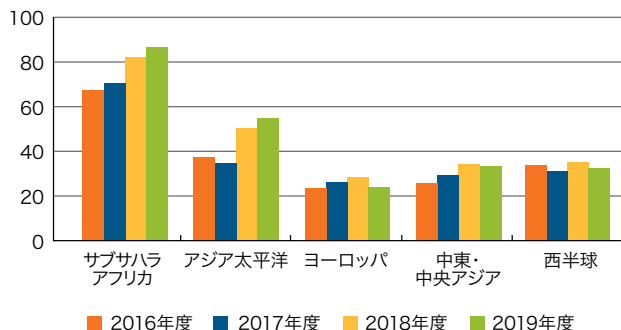
出所: IMF予算企画室、Analytic Costing and Estimation System、IMF職員による試算

図 2.5 能力開発への支出 (2015~2019年度)
(100万米ドル)



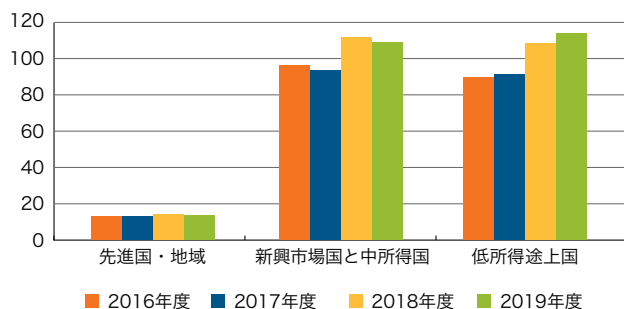
出所: IMF予算企画室、Analytic Costing and Estimation System、IMF職員による試算

図 2.6
能力開発支出の地域別内訳 (2016~2019年度)
(100万米ドル)



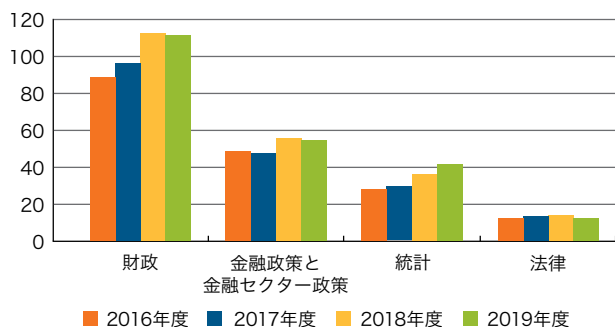
出所: IMF予算企画室、Analytic Costing and Estimation System、IMF職員による試算

図 2.7
能力開発支出の所得グループ別内訳 (2016~2019年度)¹⁾
(100万米ドル)



出所: IMF予算企画室、Analytic Costing and Estimation System、IMF職員による試算
「先進国・地域」は2019年4月「世界経済見通し(WEO)」の分類に従っており、小さな島々や領土・地域を含む。「低所得途上国」は貧困削減・成長トラスト(PRGT)適格国であるが、小国の場合には1人あたりの国民総所得がPRGT適格上限を下回っている国々である。ジンバブエが「低所得途上国」に含まれる一方で、比較的豊かなPRGT適格国の一部が除外されている。「新興市場国と中所得国」は上記の基準に基づき「先進国・地域」「低所得途上国」のいずれにも含まれない国々である。

図 2.8
能力開発支出の分野別内訳 (2016~2019年度)
(100万米ドル)



出所: IMF予算企画室、Analytic Costing and Estimation System、IMF職員による試算

数字で見るIMFの能力開発

加盟国の要請を受けて始まるIMFの能力開発支援は、制度・政策の策定と政府機関職員的能力開発の2本柱で進められているが、これまでに全加盟国189か国に対して実施されてきた。能力開発は2019年度IMF運営経費の3分の1近くを占めた。この大半が技術支援で(運営経費の25%)、研修の割合は5%となっている(図2.4)。

2019年度、IMFの能力開発支出は全体で見ても、2018年度と概ね同水準であった。2019年度の能力開発活動の直接経費(全体的なサポートと、ガバナンスにかかる間接経費を除く)は3億600万ドルほどで、2018年度の3億300万ドルと大きく変わらなかった(図2.5)。外部資金を原資とした2019年度の能力開発は全体の55%を占めた。

能力開発全体で見ると

サブサハラアフリカが能力開発の支出で最大の割合を占めた。これは、同地域内に低所得途上国が多く存在していることを反映している。能力開発活動の支出は全体としてはほぼ横ばいであったが、サブサハラアフリカでは5%、アジア太平洋地域では14%増加した。これは、この2地域での能力開発センター(SARTACとCICDC)の活動拡大による。またヨーロッパで14%、西半球で8%減少した(図2.6)。引き続き、IMFの能力開発支援の大半が新興市場国と中所得国(46%)、低所得途上国(48%)を対象としていた(図2.7)。

財政、金融政策や金融セクター政策、統計、法律の分野間で、提供された能力開発の構成比は概ね変わらないが、増加の度合いは分野ごとで異なっていた。統計に関する支出は14%増加した一方、法律関連は13%、金融政策・金融セクター政策関連は3%減少した(図2.8)。IMFが提供する能力開発のうち、財政に関するものが全体の37%を占めた。

研修

研修は能力向上の重要な支援策のひとつとして継続的に行われており、IMFは研修を通じて、加盟国が健全なマクロ経済政策の立案と実施に必要な人的資本を強化するために行っている取り組みを支援している。IMFの研修は加盟国政府機関職員向けに、最も関心の高いマクロ経済分析や財政・金融・金融セクター政策をはじめ、マクロ経済統計と法律問題などについても提供されている。さらに分野横断的な問題として包摂的な成長、最近のトピックであるジェンダー予算やフィンテックにも対応している。IMFの研修は、地域研修センターのネットワークとプログラムを活用することでグローバル展開しているが、このことは研修内容に地域固有の問題を確実に取り入れることにも効果を上げている。

2019年度、IMFは457件の研修を実施し、188の加盟国から選ばれた1万7,469人の政府機関職員が参加した。IMFの研修参加者のおよそ半数は新興市場国と中所得国からで占められていた(図2.9)。地域別では、サブサハラアフリカが一番多く30%、次にアジア太平洋地域の25%が続いた(図2.10)。2019年度は脆弱国からの政府機関職員の研修参加が3,739人と依然として多く、全体の21%を占めていた。今やオンライン学習が主要な研修提供方法となっている。

オンライン学習は広く一般に知識を共有する目的、また政府関係者への研修数の増加を図るという目的の両方の達成に効果的だとわかってきた。2013年末のプログラムの立ち上げ以降、191か国の1万8,960人を超える政府関係者と1万3,400人以上の一般市民がオンラインコースを修了した。2019年度は20以上のコースが5か国語で開講されたが、同時に最長1年を期限に自分のペースで学習・修了できるコースも増えている。カリキュラムは拡大しており、国際決済銀行と共同開発された「銀行の監督と規制」が新たに追加されたほか、「エネルギー補助金改革」「天然資源に恵まれた国のマクロ経済運営」の両コースが新たな言語に翻訳されて提供されるようになった。大規模オンライン公開コース(MOOC)は、あらゆる層の受講者に好評で、IMFのアウトリーチや知識共有にとって有効な手段となっている。

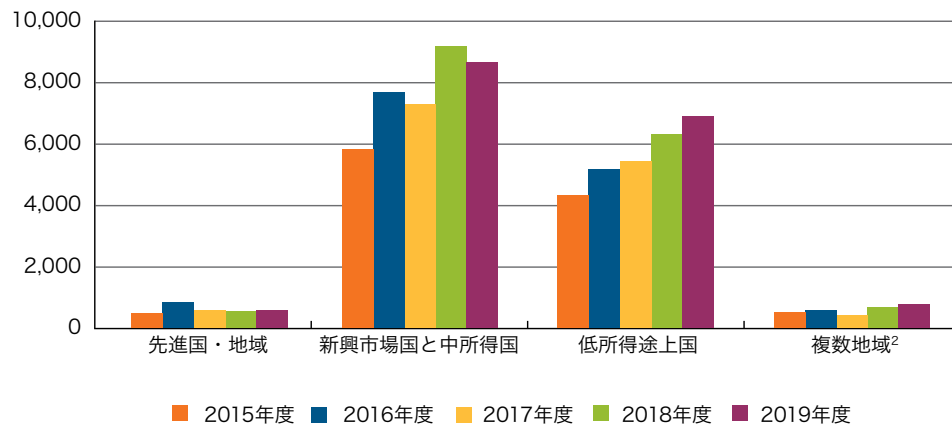
研修方法は様々で、技術支援を組み合わせることで特定の国に焦点を当てた能力開発を実施して効果を高めることもある。例えば、IMFの外部研修プログラムを主体としたカスタマイズの研修など、制度を鑑みてその国のニーズに合わせたものを政府関係者チームに対して提供し、将来を見通した政策決定の支援を行う場合がある。2019年度、マラウイ準備銀行を対象に、モデルベースの予測と政策分析システムに関してカスタマイズの研修プロジェクトが行われたが、この研修ではIMFの研修チームがIMFのマラウイ担当チームや駐在代表事務所と緊密にやりとりすることで、プログラム業務と能力開発の間の連携を確実なものとした。金融政策のコミュニケーション戦略を策定する際の構造的ベンチマークはマラウイ向けの新拡大クレジット・ファシリティ(ECF)の一部となっている。また、マラウイ当局はこの構造的ベンチマークを目標より前倒しで達成した。アルメニアとジョージアでは、財務省スタッフがIMFの研修チームと協力して政策シナリオ分析ツールのモデルを開発し、政策審議や決定の一端を担っている。このようなツールや関連の分析手法は、今後もっと体系的に予算策定プロセスに組み込まれることになるだろう。

現在、共同ウィーン研修所では、コーカサス・中央アジア諸国の中央銀行関係者を対象として、ピアツーピア形式の高官向けワークショップが毎年、開催されている。このワークショップはIMFの中東中央アジア局、スイス国立銀行、共同ウィーン研修所の共催で実施されている。直近のワークショップでは、金融政策伝播の仕組みを強化する方法、モデリングやコミュニケーション戦略の改善、中央銀行のガバナンス改善などが参加者により議論された。スタンフォード大学のジョン・テイラー教授が本ワークショップの特別ゲストとして招かれた。

IMFでは、ピアラーニング形式の学習をもっと柔軟に提供して効果を高めるため、新技術を活用しての支援方法を試行し続けている。2019年度、「低所得国のための債務持続可能性枠組みに関するインタラクティブガイド」が、政策文書と関連する分析ツールとともに発行された。このインタラクティブガイドの特徴は、短い動画やインタラクティブな図や表などのデザイン要素を使って、IMFと世界銀行が新たに作成した低所得国向け債務持続可能性枠組みのテンプレートについて利用者の理解と利用を促進していることである。

図 2.9

所得グループ別の研修参加者数¹（2015～2019年度）
（人）



出所: Participants and Applicant Tracking System (PATS)、IMF職員による計算

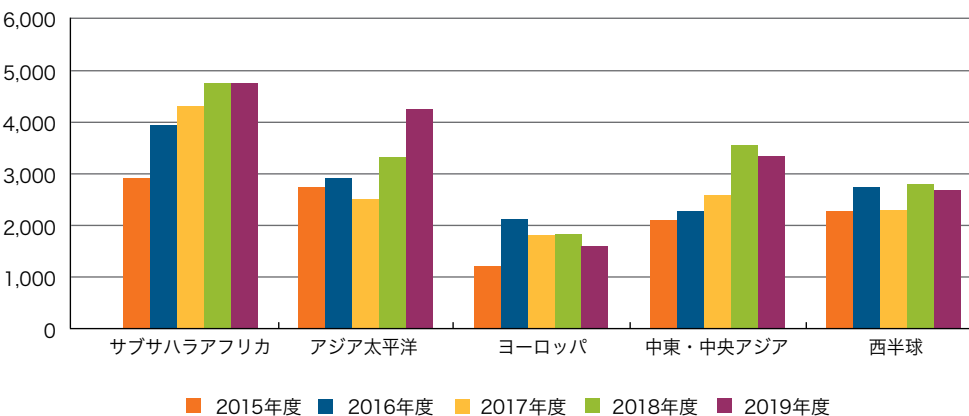
注: IMFによる研修の大半はIMF能力開発局の研修プログラムの一部であり、能力開発局が調整を行い、能力開発局や他局によってIMFの本部や世界中の地域研修センターにて、また地域研修プログラムを通じて、政府機関職員に提供されているものが含まれる。また、研修参加者数にはIMFによるオンラインコースを無事に修了した各国政府機関職員の数も含まれている。研修は能力開発局の研修プログラム以外にも機能局が行っているものがある。

¹ 「先進国・地域」は2019年4月「世界経済見通し(WEO)」の分類に従っており、小さな島々や領土・地域を含む。「低所得途上国」は貧困削減・成長トラスト(PRGT)適格国であるか、小国の場合には1人あたりの国民総所得がPRGT適格上限を下回っている国々である。ジンバブエが「低所得途上国」に含まれる一方で、比較的豊かなPRGT適格国の一部が除外されている。「新興市場国と中所得国」は上記の基準に基づき「先進国・地域」「低所得途上国」のいずれにも含まれない国々である。

² 地域機関からの参加者に行われた地域研修も含む。

図 2.10

出身地域別の研修参加者数（合計）（2015～2019年度）
（人）



出所: Participants and Applicant Tracking System (PATS)、IMF職員による計算

注: IMFによる研修の大半はIMF能力開発局の研修プログラムの一部であり、能力開発局が調整を行い、能力開発局や他局によってIMFの本部や世界中の地域研修センターにて、また地域研修プログラムを通じて、政府機関職員に提供されているものが含まれる。また、研修参加者数にはIMFによるオンラインコースを無事に修了した各国政府機関職員の数も含まれている。研修は能力開発局の研修プログラム以外にも機能局が行っているものがある。

能力開発のためのパートナーシップ

パートナーによる支援のおかげで、加盟国のニーズにマッチした質の高い能力開発がIMFや世界の開発面での優先事項に沿ったかたちで提供できるようになっている。パートナーシップはIMFの能力開発を様々な面で支えている。例えば、パートナーが資金拠出を行うことで能力開発の提供方法が強化されている。さらにパートナー自身の経験や知識を共有することを通じて、ピアラーニングとテーマ別・地域別の問題に関するベストプラクティスの情報伝達にも一役買っている。また、パートナーは、能力開発が必ず結果志向のものであるように力を注ぐIMFの姿勢も共有している。

パートナーによる支援は多国間の支援を受けたIMFの地域能力開発センターとテーマ別基金、また二者間プロジェクトによって提供されている。これらのイニシアティブにより、パートナーは資源を効果的に活用し、大きな成果を挙げることが可能になっている。地域センターは世界に広がるセンターのネットワークを構成するが、こうしたセンターは、現地で展開されるIMFの能力開発活動の大半を調整している。センターの活動はIMFが持つ専門知識の中核分野を中心とするテーマ別基金によって補完される。

2019年度、IMFによる能力開発には合計2億2,100万ドルが新たに拠出され、パートナーの資金拠出を受けた活動は総額1億7,800万ドルに達した。これは、全能力開発活動の約半分に相当する。過去3年間の5大ドナーは欧州連合(EU)、日本、スイス、中国、クウェートである。能力開発におけるパートナーシップはすべて高く評価され、加盟各国での大きな実績に貢献している。主なポイントは以下の通りである。

- IMFの能力開発を25年以上一貫して支えている日本は、IMFの能力開発活動を最も長きにわたって支援しているパートナーである。同国は2019年度に様々な分野を支援したが、特にアジアに重点を置いており、その例がタイ能力開発オフィスとシンガポール研修所への資金拠出である。また、日本は決定のためのデータ(D4D)基金にも他のパートナーと共に参画し、IMFのテーマ別基金への拠出額を増やした。

- 欧州連合(EU)は、IMFの能力開発にとって最大の支援を行っており、全地域の技術支援センターと大半のテーマ別基金を支援している点において唯一のパートナーである。2019年度、EUは歳入確保基金、D4D基金、中央アフリカと西アフリカの地域技術支援センターに資金拠出した。公共財政管理プログラムは、2018年10月に国際協力・開発協力総局の支援を得て発足したが、脆弱な状況の国々と低所得国や低中所得国を対象を絞っている。2018年12月、南東欧の公共財政管理プログラムと国内歳入確保プログラムの第2フェーズと、また、EUの東方パートナーシップ加盟国における新たな財政ガバナンスプログラムが近隣・拡大交渉総局によって署名された。2018年12月、EU統計局は統計に関するプロジェクトに署名した。2018年6月、IMFはEUの開発に関する旗艦イベントである「欧州開発デーズ」に参加してIMFのジェンダーに関する取り組みを紹介している。

ボックス2.2

コーカサス、中央アジア、モンゴルのための地域技術支援センター

IMFはコーカサス、中央アジア、モンゴル(CCAM)を対象とする地域能力開発センターについて、各国や外部パートナーと協力する意思を発表した。CCAMは多様性の高い地域で、この地域には低所得国、移行経済国、新興市場国、資源国があり、経済制度や政策枠組みを構築する点で大きな進歩を遂げてきた。しかし、各国は今も課題に直面している。課題の中でも大きなものが、一次産品価格や地政学的な状況といった外的ショックに対する脆弱性である。IMFは、CCAMセンターによって、新たに生じるニーズに迅速かつ柔軟に対応し、加盟国や開発パートナーと緊密に連携し、域内でピア間の情報交換を促進できるようになるだろう。CCAMセンターはアルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、モンゴル、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンと直接、協力することになる。

- イギリスは、IMFの能力開発、中でもAML/CFT、金融セクター、税務診断、また、サブサハラアフリカやカリブ地域、南アジアの地域センターを長きにわたって支援している。また、2件の大規模な統計と調査に関する二者間プロジェクトにも資金提供している。2018年12月、同国の開発当局である国際開発省はサブサハラアフリカの地域能力開発センターへの拠出を増やし、歳入確保に関するテーマ別基金への資金拠出に同意した。また、この新たな合意事項は、脆弱国を対象を絞った能力開発にも寄与することになる。
- 韓国は、IMFによる能力開発の強力なパートナーとして、アジア太平洋地域内外で重要なイニシアティブを広く支援している。歳入確保、資金洗浄対策、統計に関するイニシアティブ、IMFのアフリカ研修所などが例である。2018年の年次総会中に、韓国は支援の継続を決定し、IMF能力開発への支援期間を3年延長することを約束した。
- 2018年12月、歳入確保基金に関するテーマ別基金の運営委員会は、増額と期間延長を承認した。元の計画の予算は5年間で6,000万ドルだったが、承認後、6年間で7,700万ドルの予算を運用することになり、開発の優先項目である歳入確保に関する能力開発の提供に寄与することとなるだろう。
- 債務管理ファシリティの第3段階が2019年の春季総会でスタートした。債務管理ファシリティはIMFと世界銀行が共同で立ち上げたテーマ別基金で、国の債務管理に重点をおき、主に低所得国を対象としている。総合的な債務管理の能力開発提供に特化した、複数ドナーによる唯一の基金である。

地域能力開発センター

16か所あるIMFの地域能力開発センターはIMFの能力開発インフラの屋台骨として機能している。これらセンターは、各地域の優先課題に合わせた活動を展開しており、加盟国の新たな能力開発ニーズにIMFが迅速に対応することを可能にしており、現場での他利害関係者との密接な連携を行う。地域センターは駐在アドバイザーの拠点となり、ピアラーニングを促し、現場での研修実施を支援、フォローアップ作業を一貫して行っている。開発パートナーとセンターのホスト国、そして加盟国がこうしたセンターの運営に必要な資金の4分の3以上を提供している。2019年春、IMFは新たな地域能力開発センターを設立し、コーカサス・中央アジア諸国、モンゴルを支援する計画を発表した(ボックス2.2参照)。

地域センターの活動のハイライトは以下の通りである。

能力開発のためのグローバルなテーマ別基金

能力開発のためのグローバルなテーマ別基金は外部パートナーによって支えられており、このような基金によって経済発展が進んでいない国々はSDGsの達成に必要なツールを確保することができる。これら基金は国々が歳入確保を改善し、財政や天然資源の管理を強化するとともに、金融セクターの安定性と利用可能性を促進し、債務問題に対処し、統計の改善によって経済政策を決定する能力を強化するのを支えている。また、脆弱な状況の国々に特化した基金もふたつ設立されているが、南スーダンとソマリアに協力している。

テーマ別基金のハイライトは以下の通りである。

- 2018年6月、D4D基金が立ち上がった。この基金の目的は、低所得国や低中所得国がマクロ経済統計の利用可能性、質、範囲、スケジュール、公表方法などを改善するのを支援することであるが、これらは政策立案能力向上にすべてつながっている。主な成果として、多くのSDG指標の集計や報告に必要なインフラが各国で整うことが期待される。また、金融アクセス調査は、D4D基金の重要な部分を担っている。
- カリブ地域能力開発センター(CARTAC)のパートナーと対象国は、センターへの資金拠出を約束した。また、CARTACは2018年5月の運営委員会での合意にしたがって、気候変動と災害に対する耐性強化にさらに注力する予定である。
- 太平洋金融地域技術支援センター(PFTAC)は太平洋島嶼を対象にした地域センターで、2018年12月に25周年を迎えた(ボックス2.3参照)。パートナーと加盟国は現段階の予算を4,000万ドルまで大幅に増加させる



ボックス2.3 太平洋金融技術支援センターの25周年

2018年12月に太平洋金融技術支援センター（PFTAC）の25周年を祝うイベントが開かれた。PFTACはIMF初の技術支援センターである。2日間の会議の最初には、フィジーのアイヤズ・サイード＝カイクム首相代理とIMFのカルラ・グラツコ副専務理事によって挨拶が行われ、この会議にはニュージーランド元首相で国連開発計画（UNDP）元総裁のヘレン・クラーク氏も参加した。200人を超える政策担当者、社会に将来の方向性を提示するリーダーたち、民間部門や学会、メディアの代表者たちが、PFTACの国々16か国がいかにも今後も成長機会を最大限に活かせるか、自然災害への耐性を構築できるか、包摂的な成長を実現できるかについて議論した。また、実践的な技術支援やピア間での学びが能力をいかに向上するかについても話し合われた。若者向けの写真コンテストが地域のこれまでの発展に光を当て、PFTACの取り組みについて関心を高めた。PFTACはオーストラリアやニュージーランド、EU、韓国、アジア開発銀行、センターのホスト国であるフィジー、センター対象国各国から支援を受けている。詳細については、下記のリンクからビデオをご覧ください。

<https://www.imf.org/external/mmedia/view.aspx?vid=5982227772001>.

ことで合意しており、包摂的な成長と気候変動に対する耐性に対する新たな需要に対応する。

- アフリカでの研修需要が非常に強いことから、IMFマネジメントはアフリカ研修所（ATI）による第2段階の活動を拡大していくことを承認した。新たな段階は2019年5月から2024年の4月、この期間中の予算は3,500万ドルで、第1段階の2,300万ドルと比較して増額されている。この増額は、IMFの専門知識にとって中核分野である問題や、ガバナンスやジェンダー、気候変動といった新たに台頭してきた問題に対応する研修を拡大させる助けとなるだろう。また、脆弱国に合わせた研修やピアラーニングのさらなる提供にも貢献するだろう。カスタムメイドの研修を通じて、アフリカの技術支援センターにとって優先順位の高いプロジェクトへの支援が継続されることになる。

エネルギー補助金改革のオンラインコース アラビア語での提供開始

中東経済金融センター（CEF）はIMFの関係部署と協力して、エネルギー補助金改革に関するアラビア語のオンラインコースを開発・提供した。アラブ地域に合わせた内容で、モロッコから得られた主要な課題と教訓を考察する特別なモジュールを組み込んでいる。コースは好評で、2019年1月～2月の初回開講では、アラブ諸国の政府機関職員180人が本コースを履修・修了している。

ボックス2.4 ASEAN諸国での金融政策に関する 高官級フォーラム

2018年7月9日から10日にかけて、IMFとシンガポール通貨監督庁の共催で、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国における金融政策の枠組みと実践について、時代に合わせた刷新を議論するピアツーピア形式の高官級フォーラムが開催された。不安定で大規模な資本フロー、貿易摩擦の深刻化に伴う不透明性、金融安定性へのリスク、世界的な金利上昇に直面する中で金融政策を実行する上での課題について、また、外国為替市場にはいつ介入するか、いかに介入するかに関して、国別サーベイランスの中で対話が行われており、こうした対話にIMFの能力開発を統合することが本フォーラムの重要目的であった。

本フォーラムのセッションでは、ASEAN諸国中央銀行の副総裁や理事、その他幹部による活発な議論が行われたほか、IMF職員が意欲を高めるための短いプレゼンテーションを行い、国際的な専門家がベストプラクティスや教訓について議論した。本プログラムは、枠組み設計、政策措置・運営、モデルや予測のツール、コミュニケーションという金融政策の相互に関連する4分野について対話を最大化するかたちで設計された。ジョン・テイラー教授が進行に携わり、刺激的な基調講演を行い、透明でルールに基づいた金融政策と戦略を設計するための多国間でのアプローチを呼びかけた。

包摂的な成長とガバナンスに関する 世界的な教訓についてのハイレベルシンポジウム

IMFの中東経済金融センター（CEF）とアラブ経済社会開発基金は、クウェートで行われた一連のハイレベルシンポジウムを共催し、またIMFの各部門とも協力した。この一連のシンポジウムは、アラブ諸国の課題に関して特に意義のある経済政策問題についての議論を深める目的で、IMFのシニアスタッフや幅広い改革の経験を持つ政策立案者など、多様なバックグラウンドを有するパネリストを招いて行われた。最初のシンポジウムは2018年11月、世界経済

表 2.5
IMF能力開発のためのテーマ別基金と国別基金

基金名	パートナー
歳入確保(RM)	オーストラリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス、欧州連合
税制診断ツール(TADAT)	ドイツ、日本、オランダ、ノルウェー、スイス、イギリス、欧州連合
天然資源からの富の管理(MNRW)	オーストラリア、オランダ、ノルウェー、スイス、イギリス、欧州連合
資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)	フランス、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、カタール、サウジアラビア、スイス、イギリス
金融部門安定性基金(FSSF)	中国、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、サウジアラビア、スウェーデン、スイス、イギリス、欧州投資銀行
債務管理ファシリティII(DMF II) (世界銀行と共同)	オーストリア、ドイツ、オランダ、ノルウェー、ロシア、スイス、アフリカ開発銀行、欧州連合
金融セクター改革強化イニシア ティブ(FIRST) (世界銀行と共同)	フェーズ3:ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スイス、イギリス フェーズ4:ドイツ、スイス
決定のためのデータ(D4D)	中国、ドイツ、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スイス、欧州連合
ソマリア基金	カナダ、イタリア、イギリス、アメリカ、アラブ経済社会開発基金、欧州連合
南スーダン基金	ノルウェー

出所:IMF職員による作成

の発展が地域に与える影響をテーマに開催され、IMF調査局のモーリス・オブストフェルド前局長が基調講演を行った。2回目は2019年2月、優れたガバナンスと透明性を向上させる方法について世界中の経験から得られた教訓に関する内容で、IMFのルイ・マルク・デュシャルム統計局長が招かれた。上記の2回にわたるシンポジウムは、2018年2月、IMF中東中央アジア局のジハード・アズール局長を招いて行われた「アラブ世界における包摂的な成長:今こそ行動の時」というパネルディスカッションのテーマを補完するものとなった。

表 2.6
IMFの地域能力開発センター

センター名	パートナー	対象加盟国・地域
アフリカ研修所 (ATI)	オーストラリア、中国、ドイツ、韓国、モーリシャス (ホスト)、欧州投資銀行	サブサハラアフリカの45か国
AFRITAC Central (AFC)	中国、フランス、ガボン (ホスト)、ドイツ、オランダ、欧州投資銀行、欧州連合	ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ガボン、サントメ・プリンシペ
AFRITAC East (AFE)	ドイツ、オランダ、スイス、タンザニア (ホスト)、イギリス、欧州投資銀行、欧州連合	エリトリア、エチオピア、ケニア、マラウイ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ
AFRITAC South (AFS)	オーストラリア、中国、ドイツ、モーリシャス (ホスト)、オランダ、スイス、イギリス、欧州投資銀行、欧州連合	アンゴラ、ボツワナ、コモロ、エスワティニ、レソト、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ
AFRITAC West (AFW)	中国、コートジボワール (ホスト)、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、欧州投資銀行、欧州連合	ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ
AFRITAC West 2 (AFW2)	オーストラリア、カナダ、中国、ガーナ (ホスト)、スイス、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州連合	カーボベルデ、ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ
タイ能力開発オフィス (CDOT)	日本、タイ (ホスト)	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (主要対象国)。また、一部プロジェクトでは東南アジア・太平洋島嶼の他の国々も対象にすることがある。
カリブ地域技術支援センター (CARTAC)	バルバドス (ホスト)、カナダ、メキシコ、オランダ、イギリス、カリブ開発銀行、東カリブ中央銀行、欧州連合	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、キュラソー、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、モントセラト、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島
中米、パナマ、ドミニカ共和国地域技術支援センター (CAPTAC-DR)	カナダ、グアテマラ (ホスト)、ルクセンブルク、メキシコ、ノルウェー、スペイン、中米経済統合銀行、欧州連合	コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ
中国・IMF能力開発センター	中国 (ホスト)	中国、その他
共同ウィーン研修所 (JVI)	オーストリア (主要メンバー、ホスト) と国際パートナー、ドナー	31か国 (中欧、東欧、南東欧、コーカサス、中央アジア29か国に加えてイランとトルコ)
中東経済金融センター (CEF)	クウェート (ホスト)	アラブ連盟加盟22か国
中東地域技術支援センター (METAC)	フランス、ドイツ、レバノン (ホスト)、スイス、オランダ、欧州連合	アフガニスタン、アルジェリア、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、スーダン、シリア、チュニジア、西岸地区・ガザ、イエメン
太平洋金融地域技術支援センター (PFTAC)	オーストラリア、フィジー (ホスト)、韓国、ニュージーランド、アジア開発銀行、欧州連合	クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、東ティモール、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツ
シンガポール研修所 (STI)	オーストラリア、日本、シンガポール (ホスト)	アジア太平洋地域の37か国
南アジア地域研修技術支援センター (SARTTAC)	オーストラリア、インド (ホスト)、韓国、イギリス、欧州連合	バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、スリランカ

IMFは以上に加えて、地域研修プログラムを通じてコースを提供している。

出所：IMF職員による作成

第3章

財務、組織、説明責任

IMF組織図

2019年4月30日現在



¹ 正式名称は「発展途上国への実質的資源の移転に関する世界銀行および国際通貨基金総務会の大規模合同委員会」である。

² 専務理事室に付属している。

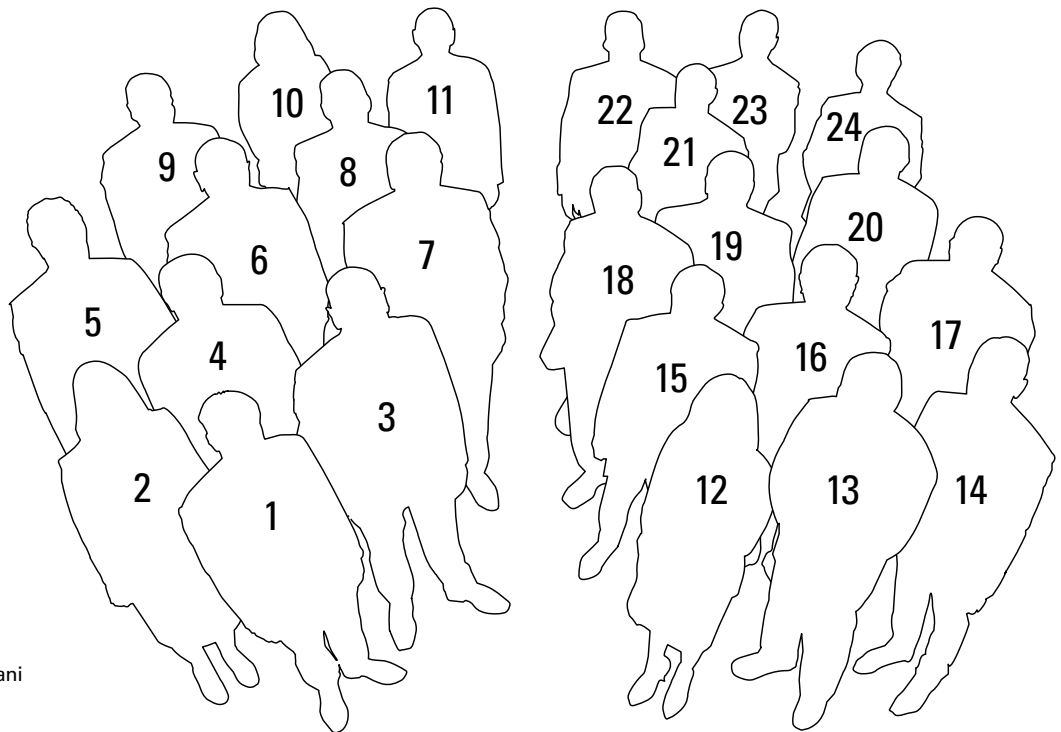


IMF理事

2019年5月時点



1. Hervé de Villeroché
2. Shona Riach
3. Thomas Östros
4. Jafar Mojarad
5. Gabriel Lopetegui
6. Raci Kaya
7. Aleksei Mozhin
8. Leonardo Villar
9. 貝塚 正彰
10. Louise Levonian
11. Mark Rosen
12. Alisara Mahasandana
13. Subir Gokarn
14. Maher Mouminah
15. Domenico Fanizza
16. Jin Zhongxia
17. Dumisani H. Mahlinza
18. Hazem Beblawi
19. Alexandre Tombini
20. Nigel Ray
21. Anthony De Lannoy
22. Mohamed-Lemine Raghani
23. Paul Inderbinen
24. Steffen Meyer



2018年の理事定期選挙

24議席について選挙が行われた後、新たに選出された理事たちが2018年11月に2年の任期をスタートさせた。その結果、新任の理事11名と理事代理8名が新たに理事会に加わり、2020年10月31日までの任期を務めることになった。

理事会は選挙プロセスを進めるに当たり、選挙実施の正式な規則の制定を任務とする委員会を設置した。規則で

は、選挙される理事の数(1992年以來の慣行通り24名)を決定し、複数国から成るグループがそれぞれ保有しうる投票権シェアの最高水準を定めている。これは、理事会内での投票権の配分が合理的なバランスを保つようにするためである。規則ではまた、選挙の流れとプロセスについても要点が述べられている。これらの規則は理事会によって提出され、2018年8月に総務会によって承認された。

次回の理事定期選挙は2020年10月に実施される予定である。

理事と理事代理 (2019年4月30日時点)

Adam Lerrick 空席	アメリカ
貝塚 正彰 齋藤 克仁	日本
Jin Zhongxia Sun Ping	中国
Anthony De Lannoy Richard Doornbosch Vladyslav Rashkovan	アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、ジョージア、イスラエル、ルクセンブルク、モルドバ、北マケドニア、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、ウクライナ



ゴーカン理事を追悼して

2019年7月、シュビール・ゴーカン理事が病のために急逝されました。ゴーカン理事はインド国籍で、理事会では2015年12月から、バングラデシュ、ブータン、インド、スリラン

カを代表されていました。IMFの理事会、マネジメント、職員は、ゴーカン理事の思慮深さ、雄弁さ、知性の鋭さを尊敬し、ゴーカン氏が理事として成し遂げられた数々の功績に心からの感謝を表しました。

Steffen Meyer <i>Klaus Gebhard Merk</i>	ドイツ	Subir Gokarn <i>Mahinda K. M. Siriwardana</i>	バングラデシュ、ブータン、インド、スリランカ
Leonardo Villar <i>Pablo Moreno Alfonso Guerra</i>	コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、スペイン、ベネズエラ	Dumisani H. Mahlinza <i>Ita Mannathoko Kingsley I. Obiora</i>	アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
Juda Agung <i>Keng Heng</i>	ブルネイ、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、トンガ、ベトナム	Paul Inderbinen <i>Piotr Trabinski</i>	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、ポーランド、セルビア、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
Domenico Fanizza <i>Michalis Psalidopoulos</i>	アルバニア、ギリシャ、イタリア、マルタ、ポルトガル、サンマリノ	Aleksei Mozhin <i>Lev Palei</i>	ロシア連邦、シリア
Hervé de Villeroché <i>Armel Castetsi</i>	フランス	Jafar Mojarad <i>Mohammed Dairi</i>	アフガニスタン、アルジェリア、ガーナ、イラン、リビア、モロッコ、パキスタン、チュニジア
Shona Riach <i>David Paul Ronicle</i>	イギリス	Hazem Beblawi <i>Sami Geadah</i>	バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モルディブ、オマーン、カタール、シリア、アラブ首長国連邦、イエメン
Nigel Ray <i>Nam-duk Heo Grant Johnston</i>	オーストラリア、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ナウル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、サモア、セーシェル、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ	Maher Mouminah <i>Ryadh M. Alkhareif</i>	サウジアラビア
Louise Levonian <i>Anne Marie McKiernan</i>	アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ国、グレナダ、アイルランド、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島	Mohamed-Lemine Raghani <i>Herimandimby A. Razafindramanana Facinet Sylla</i>	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、トーゴ
Thomas Östros <i>Jon Sigurgeirsson</i>	デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン	Gabriel Lopetegui <i>Juan Carlos Di Tata</i>	アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ
Raci Kaya <i>Christian Just Szilard Benk</i>	オーストリア、ベラルーシ、チェコ、ハンガリー、コソボ、スロバキア、スロベニア、トルコ		
Alexandre Tombini <i>Bruno Saraiva Pedro Fachada</i>	ブラジル、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エクアドル、ガイアナ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、スリナム、東ティモール、トリニダード・トバゴ		

マネジメント



◀ インドネシアのガジャマダ大学で学生と写真を撮るクリスティーヌ・ラガルド専務理事。

▶ IMF財政フォーラムで開会の挨拶を行うデビッド・リプトン筆頭専務理事。



▶ 張涛副専務理事がドミニカ国の青少年育成センターを訪問。

◀ インドネシアのバリ島で開催された2018年IMF・世界銀行年次総会にて、古澤満宏副専務理事とジャファール・モジャラッド理事。



◀ カルラ・グラッソ副専務理事とオランダ外務省のクリスティアン・レベルヘン氏。IMFの「天然資源からの富の管理基金」に対するオランダの貢献を記念して。





張 濤
副専務理事

古澤満宏
副専務理事

クリスティーヌ・ラガルド
専務理事

デビッド・リプトン
筆頭副専務理事

カルラ・グラッソ
副専務理事・最高総務責任者

幹部(2019年4月30日現在)

地域局	
アベベ・セラシ	アフリカ局長
李昌鏞(イ・チャンヨン)	アジア太平洋局長
ポール・トムセン	欧州局長
ジハド・アズール	中東中央アジア局長
アレハンドロ・ウェルナー	西半球局長
機能局	
ジェリー・ライス	コミュニケーション局長
アンドリュー・トゥイーディ	財務局長
ヴィトール・ガスパール	財政局長
シャーミニ・クーリー	能力開発局長
ローダ・ウィークス・ブラウン	法律顧問兼法律局長
トビアス・エイドリアン	金融顧問兼金融資本市場局長
ギータ・ゴピナート	経済顧問兼調査局長
ルイ・マルク・デュシャルム	主席統計官・データ責任者兼統計局長
マーティン・ミュライゼン	戦略政策審査局長

広報・地域事務所

鷲見 周久	アジア太平洋地域事務所長
クリストファー・レーン	国連特別代表
ジェフリー・フランク	欧州事務所長兼欧州連合上級常駐代表

サポートサービス局

クリス・ヒームス	コーポレートサービス設備局長
カルパナ・コーチャー	人事局長
エドワード・アンダーソン	主席情報官兼情報技術局長
林建海	秘書局長

特別室

ダニエル・クリティン	予算企画室長
チャールズ・コリンズ	独立評価機関長
ナンシー・アシコ・オニャンゴ	内部監査室長
デレク・ビルズ	投資顧問室長
ビベク・アロラ	リスク管理室長

ボックス 3.1 退任・新任の幹部職員の経歴



エドワード・アンダーソンは、2018年6月に最高情報責任者(CIO)兼情報技術局長としてIMFに加わった。経験豊富なITリーダーであり、直近ではワールド・ビジョン・インターナショナルのCIOを務めていた。それ以前には、大統領によって任命され、米国平和部隊で74か国におけるITサービス・デリバリーの全面的な刷新を監督した。また、ITやビジネスソリューションの分野で多くの民間コンサルティング組織を指揮した。



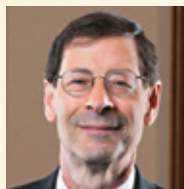
ペトラ・デ・ブリュッセルは、2018年10月に多様性とその受容を担当する顧問としてIMFに加わった。多くの多国間開発機関において、多様性とその受容を担当し、採用ブランディングとアウトリーチ、その他の人事イニシアティブに関して、幅広い経験を有している。ペンシルバニア州立大学とサリー大学で学位を取得。



ギータ・ゴピナートは、2019年1月に経済顧問兼調査局長としてIMFに加わった。ハーバード大学経済学部を公職就任のため休職中。同大学では国際学と経済学のジョン・ズワンストラ教授を務めている。為替相場や貿易・投資、国際金融危機、金融政策、債務、新興市場国危機に関する研究論文を多数執筆。プリンストン大学で経済学博士号取得。



ショーン・ヘイガンは、法律局で法律顧問兼法律局長など、14年にわたり様々な役職を務めた後、2018年9月にIMFを退任した。法律局長としての業績には、IMFの融資ツールキットの近代化やサーベイランス・プロセスへの統合、ソブリン債に関する方針の明確化、重債務低所得国を対象とする多国間債務免除の考案などがある。IMF法や、金融危機の防止・解決に関する広範な法律問題について幅広く執筆。特に、支払不能や、ソブリン債を含む債務の再編を重点テーマとした。ジョージタウン大学ローセンターで法務博士号を、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで国際政治経済学修士号を取得。



モーリス・オブストフェルドは、経済顧問兼調査局長を3年間務めた後、2018年12月にIMFを退任した。チーフエコノミストとして、IMFにおける研究を主導し、「世界経済見通し」に重要な貢献を行ったほか、書籍『Advancing the Frontiers of Monetary Policy』の共著者を務めた。マサチューセッツ工科大学で博士号を取得。



ローダ・ウィークス・ブラウンは、2018年9月に法律顧問兼法律局長に就任した。1997年にIMFでの勤務を開始した。過去に、コミュニケーション局副局長のほか、様々な役職で法律、加盟国、政策に関する幅広い分野を担当した。ハーバード大学ロースクールで法務博士号を取得。

人事と優先事項

世界経済で役割を効果的に果たすために、IMFは極めて有能かつ多様なスタッフを国際的に採用し、その定着と育成に努め、業績を適切に評価する必要がある。こうした広範な目標を支援するために、相互補完的な3つのイニシアティブが実施されている。すなわち、(1)継続的学習やイノベーション、強力なマネジメントの文化とリーダーシップを培うような人事戦略の実行、(2)効率性や費用対効果の高いサービス・利益の実現を強化するための業務プロセスの合理化、(3)優秀かつ多様な人材を引きつけ、定着を促すために望ましい勤務先として選ばれ続けることである。

職員の現況

2019年4月30日現在、IMFには2,765名の職員が勤務している。IMF幹部職員の一覧は80ページから81ページに、組織図は第3章の冒頭に掲載されている。

2018年に新しく採用された正規職員は150名で、2017年の172名を下回った。新規採用された正規職員のうち7名が管理職、109名が専門職、34名がサポートスタッフであった。IMFはエコノミストに高度な分析能力と政策策定経験を求めており、2018年にはエコノミストプログラムを通じて大学院博士課程の新卒者25名を採用したほか、エコノミスト50名を中途採用した。また2018年には契約職員を477名採用した。

2018年には外部資金派遣人員プログラム(EFA)で日本、韓国、スウェーデンから3名を採用した。EFAの任期は2年で、費用は複数ドナーによる共同信託基金を通じた加盟国の資金でまかなわれる。EFAは、自国や他国の政府機関職員への資金供与を希望する加盟国すべてが利用できる。現在、5か国から合計9名がEFAプログラムに参加している。IMFスタッフの国籍別、性別、国カテゴリー別の内訳については、Web Table 3.1から3.3をご参照ください。また、IMF職員の給与体系はWeb Table 3.4に掲載しています。

多様性とその受容

IMFは職員の出身地域や性別、学歴など様々な特性に関して、加盟国を広く代表することを目指している。2019年4月30日時点で、加盟国189か国のうち、職員の出身国は147か国にのぼっている。2018年に外部から新しく採用された専門職のうち、サブサハラアフリカや東アジア、中東・北アフリカといった職員数が相対的に少ない国籍の職員が27%を占めた。2019年にIMFは、専門職と管理職を合わせ

た数字で、サブサハラアフリカ出身職員の割合に関して、ベンチマークを達成した。IMFはまた、女性のエコノミストと管理職に関するベンチマークを上回り、2020年度末までに管理職の女性率を30%に引き上げるという目標を達成した。

さらにIMFでは、全員が成功し全力を發揮できるように多様性を受容する包摂的な労働環境作りに務めている。そのため、無意識のバイアス研修やハラスメント防止研修が全職員に義務付けられている。くわえて、選考プロセスに関与する管理職に対しては、多様性の受容を促す面接スキルの指導が行われた。多様性とその受容を担当する顧問であるペトラ・デ・ブリュッセルは、「グローバルな国際機関として、我々には模範を示すとともに、自らに対しても、カウンターパートに対しても、厳格である義務がある。私たちがIMF内の多様性とその受容に以前よりも関心を払うようになり、それがビジネス上不可欠だけでなく純粋に正しい行いなのだ」という考え方に完全に同意するようになって以来、この25年間で大きな前進が見られた。私たちは今後もIMFが職場として多様性をさらに高め、その受容を進め、加盟国をより一層代表できるように高い目標を設定していく」と述べている。

内部調査室

2016年7月に創設された内部調査室(OII)は、IMFの正規職員と契約職員の服務規律違反が疑われた場合に予備調査と機関調査を行っている。

OIIはIMFの服務規律制度の一部をなし、正当なプロセスを踏んでIMFの規定違反の可能性について徹底した検証を行っている。OIIは他の部局や職員から干渉されることなく調査を実施し、独立して結論を下すことができる。OIIの調査は、誠実性、専門性、公正性、公平性と客観性の原則に基づいて実施される。

マネジメントの構造と給与体系

IMFマネジメントの報酬はIMF理事会が定期的に見直している。専務理事の給与は総務会が承認する。ワシントンDCの消費者物価指数に基づいて年次調整が行われている。2018年7月1日現在、IMFマネジメントの給与体系は以下の通りである。

■ 専務理事	\$516,700
■ 筆頭副専務理事	\$449,290
■ 副専務理事	\$427,910

IMFの財源とガバナンス

予算と収入

中期予算

2018年4月、理事会は2020年度と2021年度の暫定予算とともに、2019年度について11億3,500万ドルの運営予算（純額ベース）を承認した。表3.1では、理事会が承認した最新の2020年度予算と2021年度の暫定予算を反映して、両年度の情報を更新している。これは慎重なアプローチの表れであり、IMFへの要請が増える一方で中期的な収入状況は安定しているにもかかわらず、IMF予算は7年

連続で横ばいとなった。IMF理事会は、2019年度の総支出の上限を14億1,700万ドルとすることを承認した。これには、能力開発活動のための外部資金1億9,600万ユーロと、2018年度予算に計上されながらも実行されずに繰り越された最大4,600万ドルが含まれる。また、建物とIT設備プロジェクトのために7,100万ドルの資本予算が承認された。資本予算には、それ以前に別途予算が充当されていたHQ1ビルの改修は含まれていない。

2019年度予算では、IMF加盟国にとっての優先分野における活動強化とIMFの近代化が支持された。また、加盟各国との関係を強化し、金融セクター評価プログラム

表 3.1
主要支出項目別予算(2018~2021年度)
(単位:100万米ドル)

	2018年度		2019年度		2020年度	2021年度
	予算	実績	予算	実績	予算	予算
運営経費						
人件費	969	962	1,009	995	1,035	...
旅費交通費 ¹	126	121	135	126	129	...
修繕、その他	209	226	215	224	219	...
不測事態の予備費	11	...	12	...	14	...
総支出	1,315	1,309	1,371	1,346	1,397	1,435
収入 ²	-211	-211	-236	-214	-239	-246
純予算額	1,104	1,099	1,135	1,131	1,158	1,190
繰越金 ³	44	...	46	...	47	...
繰越金を含む純予算額	1,148	1,099	1,181	1,131	1,205	1,190
繰越金を含む総予算	1,359	1,309	1,417	1,346	1,444	1,435
資本予算⁴						
建物とIT設備	66	116	71	141	86	96
その他の情報						
2019年度のドル換算での純予算額	1,129	1,124	1,135	1,131	1,129	1,129

出所: IMF予算企画室

¹ 2019年度は国外での年次総会出席旅費を含む。

注: 個別項目は四捨五入しているため、足し合わせても合計の数値と一致しない場合がある。

² ドナー拠出の活動、世界銀行とのコスト分担取極、刊行物売上、駐車料金、その他雑収入を含む。

³ 既定ルールに基づき前年から繰り越し。

⁴ 資本予算の割当額は3年間にわたって支出することができる。予算は1年度の割当額を示しているが、実績には過年度の割当額からの支出も含む。

(FSAP)など金融セクター関連活動を増強するための予算が増額された。中央銀行デジタル通貨やフィンテック・アジェンダなどの主要な経済・金融政策分野における活動の予算も増額された。組織の近代化に関する努力の例としては、デジタルトランスフォーメーション、ナレッジマネジメント、人事サービスが挙げられる。

2019年度の実際の運営支出額は11億3,100万ドルで、承認された予算(純額ベース)を400万ドル下回った。実際の支出が予算を下回った額は、前年度より若干小幅となった。

2019年度の資本的支出は1億4,100万ドルに上った。そのうち8,200万ドルはHQ1ビルの改修費であり、改修工事は2019年秋に完了する見込みである。残りの予算は設備やIT機器の耐用年数に応じた交換と改善、近代化アジェンダの費用に充てられた。

財務報告にあたり、IMFの運営費は国際財務報告基準(IFRS)にのっとり発生主義で会計処理されている。この基準では、収入と支出の発生ベースでの計上と、年金数理評価に基づいた職員福利厚生費の算定と償却が要求される。IMFが2019年度の監査済み財務諸表で報告した内容に基づき、2019年度運営予算実績(純額ベース)11億3,100万ドルと、IFRSに基づく運営費12億9,900万ドル(9億3,100万SDR)の詳細な照合データを表3.2にまとめた。

収入モデル、手数料、報酬、負担分配、純利益

収入モデル

IMFは創設以来、支出原資を確保する手段として、主に融資に依存してきた。だが、2006年には追加収入を得るため、投資勘定を設置して、準備金を投資している。また、2008年には理事会が、IMFが保有する金の限定的な売却による利益を用いて設置する基金を含んだ新しい収入モデルを承認した。この新たな収入モデルと並行して国際通貨基金協定の第5次改正が2011年2月に発効し、IMFの投資権限が拡大された。これは投資予想収益を増大させ、長期にわたる財務基盤を一層強化することを目的としている。2013年1月、理事会はIMFの準備金投資に関する新戦略についてルールを採択した。2015年8月には債券サブアカウントの投資について、2018年3月には主に

表 3.2
運営費用

(特に別段の表示がない限り、単位は100万米ドル)

2019年度運営予算の実績(純額)	1,131
計上時期の相違	
年金および退職給付費用	175
資本的支出(当年度および過年度支出の償却)	54
運営予算に含まれない金額	
資本的支出 (国際財務報告基準に従い、直ちに計上された勘定科目)	31
一般勘定への戻し入れ (貧困削減・成長トラストおよびSDR勘定より)	(92)
運営費用総額	1,299
その他の情報	
監査済み財務諸表に計上された運営費用の総額 (単位は100万SDR)	931

出所: IMF財務局および予算企画室

注: 個別項目は四捨五入しているため、足し合わせても合計の数値と一致しない場合がある。為替換算は、支出に関する2019年度の米ドルとSDRの実効為替レートについて加重平均をとった値である約1.40に基づく。

基金サブアカウントの投資について、ルールが採択されている。投資戦略では、市場環境の変化やIMF資金の公的な性格、IMFの評判を守る必要性を考慮に入れつつ、引き続き基金の実質価値を保全しながら収入を確保することを目指している。

手数料

IMF融資活動が高水準で推移していることと投資収益の低調さを反映して、収入の主な源泉は与信残高から徴収される手数料の状態が継続している。IMF融資に対する基本手数料率(利子率)は、SDR金利とベースポイントで表示される固定マージンの合計である。IMF理事会が2011年12月に採択したルールの下、マージンは1年目終了前の見直しを条件に、2年間固定で設定される。このマージンは、IMF融資に関連した仲介コストをまかなうためのものであり、またIMFの準備金を積み立てるための原資でもある。ルールには、手数料率が金融市場の長期的な状況と合理的な整合性を保つようするための確認業務も盛り込まれている。2018年4月、理事会は2020年4月まで手数料率のマージンを100ベースポイントに据え置くことを

ボックス 3.2 HQ1ビル改修工事の進捗状況

IMFはワシントンDCに本部ビル2棟を構えているが、古い方のHQ1ビルの改修工事が2019年度中も続いた。プロジェクトは大幅に進み約98%が完了しているが、最も困難な工程のひとつである理事会室や理事フロアなど、重要な工事がまだ残っている。

2019年度にはオフィススペースとして3フロアの利用を再開した。最後まで使用されていた2フロアでも工事が始まり、スタッフはもう1棟の本部ビルであるHQ2に一時的に移転した。理事会室はHQ1内の別の場所に一時的に設置されている。ビ

ルの諸システム、屋根、工事現場撤去などの工事も完了させる必要がある。

大規模改修の主目的は、老朽化し、故障しているビルの諸システムに必要な改修を施すことだ。この改修プロジェクトでは環境に優しいことを証明するLEED(エネルギーと環境設計におけるリーダーシップ)認証の獲得を目指しており、環境への影響が小さいグリーンビル設計と工事手順を取り入れている。2020年の工事完了時には、ビルの光熱費の大幅な削減が見込まれ、IMFが最も高いサステナビリティ基準を満たす一助となる。



決定し、2019年4月の中間見直しにおいてこのマージンを再確認した。

クレジット・トランシュや拡大信用供与措置の下での多額のIMF融資については、さらに追加手数料が課される。各国のクォータの187.5%を超える融資額分については、200ベースポイントの追加手数料が徴収される。第14次クォータ見直しの発効によりクォータが倍増したことの影響を緩和するために前回の改定が行われた。「レベル別サーチャージ」と呼ばれるこうした追加手数料に加えて、クレジット・トランシュについては融資残高が36か月以上クォータの187.5%を上回り続けている場合に、また拡大信用供与措置については融資残高が51か月以上にわたり同基準を超えている場合に、100ベースポイントの「期間別サーチャージ」が課される。

期間毎に生じる手数料と追加手数料に加えて、IMFはサービス料、コミットメントフィー、特別手数料も課している。一般資金勘定(GRA)から引き出しがある度に、0.5%のサービス料が課される。GRAを原資とする取極のもとでは、12か月ごとの各期間の初めに未実行融資残高に対して還付可能なコミットメントフィーが徴収される。具体的には、未実行残高に対して、クォータの115%以下について

15ベースポイント、クォータの115%超575%以下の部分に対して30ベースポイント、クォータの575%超の部分に対しては60ベースポイントのコミットメントフィーが課されている。コミットメントフィー徴収対象期間中に融資が実行された場合には、すでに納められたコミットメントフィーのうち、融資額相当額が還付される。また、IMFは手数料の6か月未満の支払遅延に関して、特別手数料を徴収している。

報酬と利子

支出面では、IMFは各加盟国のGRAにおけるリザーブ・トランシュ・ポジションと呼ばれている債権ポジションに対して利子(報酬)を支払う。国際通貨基金協定では、報酬率はSDR金利を超えてはならず、また同金利の80%を下回ってはならないと定められている。現在、基本報酬率は、SDR金利に設定されている。SDR金利は、SDR構成通貨のマネーマーケットにおける代表的な短期債券の金利の加重平均を基に算出され、5ベースポイントの下限が設けられている。IMFはまた、新規借入取極(NAB)の下での借入残高に対してもSDR金利に等しい利子を支払っている。

表 3.3
IMFへの返済が6か月以上遅延している国の延滞金額とその種類別内訳
2019年4月30日時点 (単位:100万SDR)

	合計	種類	
		一般勘定 (構造調整ファシリティを含む)	信託基金
ソマリア	241.5	233.1	8.4
スーダン	969.3	885.9	83.3
総計	1,210.7	1,119.0	91.7

出所:IMF財務局

負担の分担

IMFの手数料率と報酬率は、融資返済延滞で発生するコストを加盟する債務国と債権国で等しく分担する仕組みに従って調整される。6か月以上延滞となっている融資の未払い手数料による収入減は、負担分担メカニズムである手数料率の引き上げと報酬率の引き下げにより回収される。そのため延滞が解消された際には、これらの金額は加盟国に還付される。

2019年度の調整後の平均手数料率と平均報酬料率は、それぞれ2.041%と1.031%であった。

純利益

IMFの2019年度の純利益は、活発な融資活動による収益と投資勘定の収益を主に反映し、また、その収益が主

にIMFの確定給付債務の再計算に伴う損失により部分的に相殺されたことを受け、6億SDR(9億ドル)となった。4億SDR(5億ドル)の損失は、IFRS(国際会計基準(IAS)第19号「従業員給付」)に沿って、IMFの退職後従業員給付制度が有する確定給付資産・負債の測定に使用される当該年度の主要な数値計算上の仮定を変更した影響を即時認識したことに主に起因する。

IMFへの延滞債務

2019年4月末時点のIMFに対する延滞債務は12億1,070万SDRに上っている(表3.3)。同時点で、ソマリアとスーダンの加盟国2か国がIMFに対する債務を6か月以上にわたり長期延滞していた。両国は1980年代半ばからの延滞が累積し、それぞれの延滞分が延滞債務全体の約20%と約80%を占めている。

ボックス 3.3 5大プロジェクト

加盟国に対するIMFのサービスを強化するために、スタッフの働き方に関係して、ビジネスプロセスの改善と技術プラットフォームの改良を目的とした複数のプロジェクトがIMF内部で進行中である。2018年度にIMFは、IMFをより効率的で有効な機関とするために、これら5大プロジェクトの開発を開始した。

「1HR」は、人事ビジネスプロセスを近代化・簡素化・自動化するものである。それにより、近代的で業界基準に合ったシステムと、将来の変化に適応しやすくするための機敏でモバイル端末からも使いやすいプラットフォームが提供されることになる。

「能力開発管理と管理プログラム」は、効率的な能力開発管理を支援し、支援システムの改良を図りつつIMF内の業務プロセスにおけるギャップを縮小しつつ対処するものである。

「コア・ナレッジマネジメント・システム」は、IMFの知識の利用可能性とアクセス可能性を高めるのに資する近代的なプラット

フォームを提供するものである。これは、強力なコンテンツ管理やより一貫性があり明確なタグとフィルターを実現し、情報の見つけやすさを強化するために設計された4つの相互に関連するプロジェクトで構成されている。

「統合型デジタルワークプレイス」は、スタッフが日々の業務を遂行する上で近代的かつパーソナライズされた経験を提供する。このプロジェクトでは、IMFの各種業務間で共通の構造を特定し、効率性と生産性を向上させるために一貫性があり自動化されたワークフローソリューションが提示される。

「iデータ」は、IMFの現行のデータ管理・公表手段に取って代わるものである。このプロジェクトにより経済データの近代的なライフサイクル管理プラットフォームが導入され、高品質データへのシームレスなアクセスと共有が促進されるとともに、IMFの経済データ環境が業界基準に合致するものとなる。

延滞債務に関するIMFの協力強化政策の下、長期延滞国に対しては一連の是正措置が採られてきた。2018年度末の時点で、ソマリアとスーダンはIMF融資の不適格国となっている。

クォータ：IMFの資金調達源

加盟国189か国がIMFの融資原資を提供する主な方法は、クォータの出資である。このクォータ出資額に応じて、加盟国の議決権も決定される。多国間借入、また、各国からの個別の借入は金融危機が発生した際に第2、第3の防衛線としての役割を果たす。これらの資金(約1兆ドル)を原資として、IMFは加盟国支援のために非譲許的融資を行っている。低所得国に対する譲許的融資と債務免除は、拠出金をベースとする別の信託基金から調達している。

加盟各国には世界経済における相対的地位を基にクォータが割り当てられている。クォータの総額は4,770億SDR(約6,610億ドル)である。SDRはIMFの勘定単位で、その価値は主要通貨バスケットに連動する。また、IMFは約1,820億SDRの多国間借入資金を利用することもできる。くわえて、国別の借入取極を通じて3,170億SDRの資金を調達できる。借入取極の更新時期は契約ごとに異なる。2016年の国別借入取極は2019年末に有効期限を迎えるが、2020年末まで1年延長することが可能である。

また、クォータの見直しは定期的に行われる。現在進行中の第15次見直しは、資金額や資金の種類観点から、加盟国のニーズに見合うだけの資源をIMFが調達できるようにする機会となる。この見直しは2010年見直しのガバナンス改革に基づいて行われるが、ガバナンス改革には最も貧しい加盟国のクォータと議決権のシェアを守る取り組みも含まれている。クォータ決定の基準として10年にわたり使用されてきた計算式も見直しの対象である。

2019年度に拠出されたクォータ

2016年1月26日に「第14次クォータ一般見直し」で合意されていたクォータ増額を実施する条件が整った。その結果、クォータ資源は約2,385億SDR(約3,305億ドル)から約4,770億SDR(約6,610億ドル)へと倍増した。2019



年4月30日現在、189か国のうち増加額の99%以上を割り当てられた181か国が支払いを完了し、合計額は4,750億SDR(約6,580億ドル)となった。

特別引出権

特別引出権(SDR)は、IMFが加盟国の準備資産を補完する手段として1969年に創設した国際準備資産である。IMF加盟国でSDR勘定に参加している国(現時点では全加盟国)は、SDRを自由利用可能通貨に交換できる。これまでに合計2,042億SDR(約2,830億ドルに相当)が加盟国に配分された。そのうち1,826億SDRは世界金融危機に伴い2009年に配分されたものである。SDRの価値は、米ドル、ユーロ、人民元、日本円、英ポンドの5通貨で構成されるバスケットに基づいている。IMFなど一部の国際機関では、SDRが会計単位として使われている。SDRは通貨ではなく、またIMFに対する請求権でもない。むしろ、SDRはIMF加盟国の自由利用可能通貨を潜在的に請求する権利である。SDRはこうした通貨との交換が可能である。

説明責任

IMFにおけるリスク管理

IMF協定で定められたその役割により、IMFは一連のリスクを負っている。2016年に理事会は、IMFがその業務を通じて長期間にわたり許容し問題なく管理しうるリスクのレベルを承認した。リスクの許容については理事会が定期的に見直しを行う。

IMFはリスクを積極的に管理するため、3本の防衛線を用いている。第一防衛線は、日々の業務を遂行し、そうした業務につきものであるリスクの特定と管理のために内部管理システムを設定・維持している各局である。特殊分野においては部局横断的な委員会がさらなるリスク監視を行っている。

リスク管理室(ORM)は第二防衛線としての役割を果たしており、リスク管理枠組みの開発・維持、リスクの評価、そしてマネジメントと理事会に対するIMF全体のリスク概要の報告について責任を負っている。リスク概要ではリスク軽減努力が必要な分野が指摘される。この1年間に、理事会は2度にわたってリスク管理に関する公式の議論を行った他、非公式なやりとりの頻度を上げ理事たちとの関与が強化された。ORMによる評価は、IMFの戦略・予算立案サイクルにとって考慮する情報となるものである。筆頭副専務理事が議長を務めるIMFリスク管理委員会はリスク軽減策の分析と優先順位付けを行い、IMF全体のリスク対処機能の横断的統合を確保する。

第三防衛線である内部監査室(OIA)はガバナンス、リスク管理、そして内部管理の有効性を保証する。リスクの管理・軽減に関する最終責任はマネジメントと理事会が負う。

IMFは広範かつ相互に関連する4分野でリスクを監視し、積極的に管理している。

- **戦略的な方向性**は、専務理事のグローバル政策アジェンダ(GPA)によって示される。これは中期予算によって裏付けされ、外部環境の変化に対応するものである。
- IMFが**中核業務**を果たす上でのリスクは、サーベイランス、融資、能力開発の活動が戦略的な方向性や目標と整合的であるようにすることに関係する。また、その資金

確保モデルが継続的に守られるようにすることも関連がある。融資リスクを管理する上で、IMFは融資へのアクセス、プログラム設計、コンディショナリティに焦点を当てた主要ツールを伴う重層的な枠組みを採用している。十分な水準の引当準備金と、IMFの事実上の優先弁済権は、この枠組みの欠かせない一部だ。

- **業務横断的な資産**に係るリスクとは、IMFの人的資本、情報セキュリティ、テクノロジー、有形資産、その他の補助的要素がどの程度、機関の戦略的な方向性に沿った施策の遂行と、中核業務の実行を可能にできるかを指している。
- **風評リスク**とは、利害関係者がIMFに対して否定的な見方をして、それがIMFの信頼性と影響力を損なう可能性を意味する。

2018年11月、IMFは技術サービスを提供する企業の一部従業員がIMFの調達情報を許可なくアクセスしていた証拠を発見した。外部機関による徹底した調査によって、人事やIMF業務、加盟国に関連する機密情報はまったく閲覧されていないとの結論が出されている。IMFは、今後の業務リスクを減らすために、情報セキュリティ統制強化の実行など是正策を実施した。

監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは、外部監査法人、内部監査部門、独立した外部監査委員会(EAC)で構成され、IMFの付随規約に基づいて年次監査全般の監督を行っている。

外部監査委員会

外部監査委員会(EAC)は3人の委員で構成され、理事会の推挙に従い専務理事が任命する。委員の任期は3年であるが、任期をずらして選任され、IMFから独立して職責を行使する。委員は異なる加盟国から選ばれ、年次監査の監督を行なうために必要な専門知識と資格を有していなければならない。通常EAC委員には、国際的な会計法人、公的部門、学界での豊富な経験を有するものが就く。

委員長は委員の互選によって選ばれ、運営方法も自ら決定し、IMFマネジメントから独立して年次監査の監督に

当たる。EACは毎年ワシントンDCで開かれる。通常は1月また2月に年次監査の計画立案を監督するために、6月の監査終了後に、そして7月にIMF理事会への結果報告のために開催される。IMF職員と外部監査法人は年間を通じEAC委員の助言を求める。2019年度は、公認会計士でアンティグア・バーブーダの国際会計事務所のパートナーであるキャシー・デービッド氏が委員長を務め、イギリスで法人の報告業務、監査業務、コーポレート・ガバナンスについて助言を行う独立コンサルタントであるキャサリン・サーンズ氏、公認会計士でフィリピンの国際会計事務所の元シニア・パートナーであり同国の商業銀行で監査委員長を務めるジュディス・ロペス氏が委員として活動した。

外部監査法人

外部監査法人はEACとの協議に基づき理事会が推挙し、専務理事が任命する。外部監査法人はIMFの年次外部監査を担当し、IMFの財務諸表に関して監査意見を表明する。対象範囲は国際通貨基金協定第5条2項(b)に基づき運営される諸勘定と職員の退職年金などである。年次監査の完了に際しEACは監査結果を理事会に説明し、外部監査法人の作成した監査報告書を専務理事と理事会経由で総務会に提出する。

外部監査法人の任期は5年で、さらに5年を上限に更新できる。2014年11月、PricewaterhouseCoopersがIMFの外部監査法人に指名された。外部監査法人は、監査法人の独立性を保護する厳格なセーフガードに従い、禁止さ

ボックス 3.4 セーフガード評価によるリスク管理

IMFが加盟国に融資を行う場合には、当該加盟国の中央銀行がIMFからの融資資金を管理し、IMFが支援するプログラムに関して信頼できる財政データを提供できるという合理的な保証を得るために、セーフガード評価を実施する。セーフガード評価は、加盟国の中央銀行のガバナンスと統制の枠組みの診断を目的にした審査で、IMFの他のセーフガードを補完している。他のセーフガードとは、資金アクセスの制限、コンディショナリティ、プログラム設計、誤報告の対処策、プログラム終了後のモニタリングなどである。セーフガード評価は中央銀行の(1)外部監査メカニズム、(2)法制と独立性、(3)財務報告の枠組み、(4)内部監査メカニズム、(5)内部統制システムという5分野について診断する。この点に関しては、「Protecting IMF Resources - Safeguards Assessments of Central Banks (IMF資金の保護 中央銀行のセーフガード評価)」についてのファクトシートをご参照ください。

2019年4月末時点で、97か国の中央銀行を対象に311件の評価が実施されている。そのうち6件が2019年度に完了した。IMFは、各国の中央銀行によるそれぞれのセーフガード枠組みの改善と、IMFの勧告に対する対処の進捗をモニタリングしている。モニタリングは、IMF融資の返済が完了していない限り継続される。現在

は約62の中央銀行がモニタリング対象となっている。

2015年には、国庫に対する財政セーフガードの確認義務が新たに制定された。修正されたセーフガード基準では、リスクベースのアプローチが採用される。この確認は、加盟国が例外的な融資を要請し、融資額のかなりの部分(少なくとも25%)が国家予算に充てられる場合にのみ実施される。2019年度は、1件のセーフガード確認が完了した。

セーフガード活動の一環として、2019年度には、IMFのシンガポール研修所と中東経済金融センター(クウェート)で地域セミナーを実施した。セミナーでは、セーフガード分野における中央銀行の国際的なベストプラクティスや標準が紹介されるとともに、各国の中央銀行職員が自身の経験を共有する機会が提供された。さらに2019年1月には、各国の中央銀行職員と外部監査人を対象に、中央銀行のガバナンスに関するハイレベル・フォーラムがドバイで開催された。このフォーラムでは、広範な監視の法的基盤、財務リスク管理の役割拡大、中央銀行にとってのフィンテックの発展の影響、データ解析、人工知能が取り上げられた。

れているサービスを除く一定のコンサルティング・サービスを提供できる。これらのセーフガードにはIMFの外部監査委員会が関与するほか、一定限度額を上回るコンサルティング料に関してはIMF理事会の承認が必要になる。

内部監査室

内部監査室(OIA)は、IMFの保護と強化を目的とし、独立して保証と助言を行う役割を担っている。OIAにはふたつの使命があり、それぞれ(1)IMFのガバナンス、リスク管理、内部統制の効果を検証すること、(2)IMFの業務プロセス改善のために、ベストプラクティスと費用効率の高い統制ソリューションの開発に関して助言するコンサルタントかつ促進者としての役割を果たすことである。OIAはその独立性を確保するためIMFマネジメントの直接指揮命令下に置かれ、EACとは機能的な指揮命令関係を維持している。

OIAの2019年度の作業プログラムでは、分散的かつ現場ベースの短期専門家任命プロセスやIMFのコンプライアンス活動、ITインフラのマネージドサービス、IMFの海外拠点、能力開発の成果に対する品質管理の実践などが取り上げられた。また、OIAの2019年度の作業プログラムの対象範囲には、プログラム進捗状況について継続的にフィードバックを行うため、ワンHRプログラムへの助言支援も含まれた。ワンHRプログラムは、職員、管理職、人事事務担当者が経験する人事慣行の近代化によって制度的価値を提供することを目的としている。さらに、OIAの作業対象にはIMFの変革管理の実践をカバーする「インサイト・ノート」も含まれた。2019年度中に、OIAは最初の年次報告書の作成も行った。年次報告書は、OIAの作業全体に根ざす一連の質的なテーマの抽出を意図したものである。

OIAは、独立評価機関(IEO)による外部評価で出された勧告への回答として第9次モニタリング定期報告を行った後、マネジメントによる対応が完了していない項目の選別とフォローアップのための枠組みを提案し、理事会はその提案を承認した。

OIAはまた、多国間金融機関の内部監査部門長が集う2019年年次大会の運営を担った。

理事会は年に2回、監査結果と未解決の監査問題の進捗状況に関する情報を含む活動報告書で、OIAの活動に関する情報提供を受けている。2019年度のこうした活動については、理事に対する直近の非公式説明が2019年1月に行われた。

独立評価機関

IMFの独立評価機関(IEO)は2001年に設立され、IMFの方針や活動について客観的な独立評価を実施する。設立規則に従い、IEOはIMFの役職員から完全に独立し、理事会と一定の距離を保って業務を行う。IEOの使命は、IMFの学習する組織風土を強化し、対外的な信頼性を高め、IMF理事会が持つ制度的なガバナンスと監督の機能を支えることである。

2018年のIEO外部評価とフォローアップ

2018年7月、理事会はIEOの第3次外部評価について議論した。この評価は、ドナルド・カベルカ氏(議長)、チャ・ダー・ジウン氏、ペルニラ・マイエソン氏から成る専門家パネルが作成した。評価の目的は、IEOの有効性を再評価し、IEOの機構、果たすべき役割、運営方式、設立規則の改善可能性を検討することである。

理事たちは、IMFの説明責任や対外的な信頼性、さらには一定程度、学習する組織風土を強化する上でIEOが重要な役割を果たしているとのパネルの見解を共有した。理事たちはまた、IEOの独立性がしっかりと確立され、IEOがIMFに関する問題を評価する際の自由度が高いとする評価を歓迎した。さらに理事たちは、パネルの勧告を広く支持した。理事会での議論以降、勧告のフォローアップに関して大きな進展が見られた。

IEOは、特に透明性と包摂性を強化するために、将来の評価のためにトピック選択プロセスの改善を行った。これに関連して理事会は、IEOが理事会の懸念事項により迅速に対応できるようにするために新たに簡潔な評価報告を試験的に導入するというIEOの提案を承認した。

理事会は、過去の評価を受けて作成されたマネジメント実施計画(MIP)に含まれ、長期にわたり未執行となっていた多数の活動に取り組むための枠組みを承認した。この枠組みでは、5つの広範なカテゴリーと、それぞれのカテゴリーについてマネジメントによる対応の進展を加速させるための活動を定めている。この「トリアージ」プロセスは、第10次定期モニタリング報告書(PMR)との関連で適用される。

理事会はまた、理事会がIEO報告書を議論するための概要の準備に対してIEOの関与を強化し、MIP上の行動をより具体的かつ計測・実行可能で適切なものとするにより、また、PMRを理事会の公式協議で議論することにより、IEO勧告のフォローアップ・プロセスを改良し、IEOとマネジメント、職員との協力を増進させるための措置を承認した。

IEO報告書と勧告に対するIMF理事会によるレビュー

IMFと金融サーベイランス

2019年1月、理事会はIEOによる評価「IMFと金融サーベイランス」について議論した。理事たちは、世界金融危機以降IMFが金融サーベイランスを大幅に向上させたとするIEOの報告書を歓迎した。理事たちはまた、IMFによる金融サーベイランスの質と影響力をさらに高める余地があるとの見解を共有した。この点に関して、理事たちはIEOの評価と勧告に対する専務理事の広範な支持を歓迎した。

理事たちは、金融セクター評価プログラム(FSAP)による分析を4条協議にさらに統合することや、カントリーチームが持つ金融スキル・専門知識を補強することなどにより、4条サーベイランスの一環での金融・マクロ金融分析を強化すべきとの勧告を支持した。この分野におけるさらなる前進には、FSAPと4条サーベイランスとの間で、金融サーベイランス資源の配分について適切なバランスを見出すことが必要となる。

理事たちは、対象国や論点に関してさらに柔軟かつダイナミックでリスクベースの配分を実現するために現行のFSAPの資源配分アプローチを再検討すべきとの勧告に広

く同意し、理事の多くは義務的な金融安定性評価の件数を見直すという提案に賛成した。理事たちはまた、FSAPの範囲と焦点を見直すことにより、リスクや規制ギャップなど各国固有の事情により即した評価が可能になると同時に、既製の国際的なベストプラクティスに対する過度の信頼も回避できるという点に同意した。これは、付加価値の上昇と、IMF職員および各国当局の時間と資源のより有効な活用に資するだろう。

理事たちは、高度なストレステストを実施する国・地域においては、IMFと各国当局によるリソース負担を制限するために、FSAPはリスクシナリオの策定と各国当局のモデルのレビューに集中すべきとの提案に同意するか、その検討に前向きな姿勢を示した。しかし、他の理事たちは、ストレステストの一貫した質を維持するためにIMFは先進国におけるストレステストを削減すべきではないとの考えであった。理事たちは、FASPのレビューに関連してこれらの問題について議論することへの期待を示した。

理事たちは、IMFによる多国間金融サーベイランスが高く評価され大きな影響を及ぼしているとの結果を歓迎した。同時に理事たちは、厳格さと透明性を向上させ、国際パートナーとの協力を深めることにより、サーベイランスの影響力を強化する余地があると指摘した。こうした考え方に沿って、理事たちは、著作権上の制約はあるものの「国際金融安定性報告書(GFSR)」のデータや分析のオンライン利用をさらに可能にし、GFSRの体裁を改め主な読者である多忙な各国政府職員にとってより読みやすいものにするという勧告を広く支持した。理事たちはまた、IMFの型にとらわれない問題提起能力を損なうことなく、早期警戒演習(EWE)における金融安定理事会(FSB)との協力のよ様な国際パートナーとの協力を引き続き深化させることを支持した。理事たちは、改革のインパクトを評価するに当たり、IMFが自らの比較優位がある分野を活かし、また、利用可能なリソースの範囲内で、国際規制機関と共同で行う活動を継続する必要性を強調した。

理事たちは、IMFはマクロ金融リンケージの理解を深めるために引き続き分析ツールを強化すべきとの勧告を支持した。理事たちは、IMFと主要中央銀行の間の意見交換

と、それに資する簡易ツールの開発と内部広報活動の増強について検討した。

理事たちは、IMFがエコノミストのマクロ金融スキル向上のために多大な努力を払っているとの認識を歓迎した一方、本分野がまだ進展途上にあることに同意した。理事たちは、4条協議に金融・マクロ金融分析を統合するためにカントリーチームが知識と支援を得られることが重要である点を強調した。

理事たちは、IMFがその責任と目的を完全に果たすには金融サーベイランス強化に十分な資源を充てる必要があると認め、この活動に対する追加資源の必要性に関する勧告に同意した。

IMFの役職員は、既存の慣行に従い、進捗状況のモニタリング手法を含む実施計画を策定する上で、理事会で協議された内容を慎重に検討した。

IMFのガバナンス

2018年10月、IEOは2008年の報告書「IMFのガバナンスに関するIEO評価」の改訂版を公表した。改訂版では、2008年にIEO評価「IMFのガバナンス」が公表されてから大きな前進が見られたものの、IMFのガバナンス構造のバランスは依然として有効性と効率性の方に偏っており、説明責任と広聴はIMFの正統性と有効性に影響しかねない懸念を引き続き提起していると結論づけた。IMFのガバナンスは、IMFがその使命を果たすための能力を支える上では有効であったが、クォータと広聴に関する改革については加盟国の多くが十分であったとは考えていない。また、議席数とクォータ配分の調整作業は依然道半ばである。改訂版ではまた、戦略的監視を行う理事会の能力の制約に関する懸念や、意思決定プロセスにおけるマネジメントの支配的役割に関する懸念、そしてマネジメントの説明責任枠組みが実際に発揮する効果が限定的であることへの懸念が指摘された。IMFの最高幹部の選考プロセスについては、透明性と能力主義が不十分で、国籍の考慮による制限が大きすぎると多くの利害関係者が考えている。国際通貨金融委員会(IMFC)によるIMFに対する戦略的方向性の提示については、代表性がより低いG20によって時に影が薄くなってしまっていると一部の委員は考えている。

IMF支援プログラムにおける構造的コンディショナリティ

2018年5月、IEOは2007年の報告書「IMF支援プログラムにおける構造的コンディショナリティに関するIEO評価」の改訂版を公表した。改訂版では、構造的パフォーマンス基準の撤廃を始めIMFの構造的コンディショナリティ枠組みには多くの重要な変更があったことが確認された。また、構造的コンディショナリティの利用の合理化に関して前進が見られ、コンプライアンスに関して小幅の改善が見られたことも確認された。しかし改訂版では、2007年の評価で指摘された問題の多くが顕著なままであり、改めて注意が必要となっていると結論づけられた。レビューに基づくコンディショナリティへの移行が概ね歓迎された一方で、被支援国の主体性の欠如やスティグマ効果の可能性に関する懸念が依然としてある。近年、構造的条件の数は増加の兆候を示しているが、効果については疑問が残る。報告書ではまた、IMFの中心的な専門知識以外の分野でIMFの構造的コンディショナリティを設定・監視する際に世界銀行などのパートナーと協力することや、構造的条件の根拠を説明するIMF作成資料の妥当性、そしてIMF支援プログラムについてのIMFデータベースである「MONA」の質と使いやすさに関する課題が指摘された。

IEOワークプログラム

上述のプロジェクトを完了させたことに加えて、IEOは2019年度も「非伝統的金融政策に関するIMFの助言」の評価を継続し、新たに(1)「資本フローに関するIMFの政策助言」の評価、(2)「IMF支援プログラムにおける調整・債務・成長」の評価、(3)「マクロ構造問題に関するIMFと世界銀行の協力」に関する簡易評価、(4)2009年の報告書「国際貿易政策問題へのIMFの関与」の評価更新を開始した。

「非伝統的金融政策に関するIMFの助言」の評価では、そのような金融政策を実施してきた主要先進国と、そうした政策が及ぼす波及効果に対処した一部の先進国と新興市場国に対して出されたIMFによる助言が精査される。ここでは、中央銀行が採用しうる様々な手段に関してIMFは有益な助言を行ったかという点や、他の政策オプションや最善のポリシー・ミックスと比較して金融政策に期待できる効

果、そして当事国と波及効果が及んだ国の双方にとって非伝統的金融政策の採用がどのような影響を広くもたらしたかという点について評価が行われた。また、IMFが国際通貨協力の促進という機関にとって重要な役割をどの程度果たしたか、そしてIMFが公平性と加盟国間の一貫性という考慮点をどれほどしっかり踏まえることができたかも評価された。

「資本フローに関するIMFの政策助言」の評価は、初期段階にある。金融市場の国際統合が進む中、潜在的なリスクを封じ込めつつ、またそのようなリスクが具体化する場合にはストレスに対処しつつ、資本フローからどう利益を得るかに関する助言はIMFサーベイランスの重要な要素となっている。この評価では、IMFが資本フローに関する助言において加盟国に付加価値をもたらしているかが判断されることになる。重要な論点としては、(1)助言は分析に基づいたか、実証的な支持を得られたもので環境や経験変化に適合しているか、(2)助言は一貫性があり公平なものか、(3)助言は各国個別の状況と加盟国全体の広範な利害との間で均衡がとれているか、などが挙げられる。

「IMF支援プログラムにおける調整・債務・成長」の評価では、プログラムの設計と成果における調整と成長の間のバランスに焦点が当てられることになる。近年、経済成長面で目に見える利益をもたらさないプログラムは政治的支持を失いやすく債務の持続可能性に関する目標も達成できないことが多いとの認識が高まっており、調整と成長の間で正しいバランスをとることへの関心が強くなっている。プログラム設計に関しては、評価ではプログラムがどのように調整目標を達成しながら十分な成長を確保しようとしたか、設計上の選択には入手可能な経済的根拠と、政治経済的要因に関する判断による十分な裏付けがあったかが判断される。プログラムの実施と成果に関しては、評価ではプログラム成果がどのように、そしてなぜ予測から乖離したのか、また、可能な限り、プログラムが最終的に当該国がより力強い経済成長を実現する上で役立ったかが判断される。

「マクロ構造問題に関するIMFと世界銀行の協力」の評価は、IEOが試験的に採択した新しい簡易評価フォーマッ

トで行われる最初の評価である。過去10年間に、IMFは雇用と成長、格差、ジェンダー、気候変動など、マクロ経済的な成果にとって潜在的に重要だと考えられる一連のマクロ構造問題への関心を深めてきた。IMFはまた、これらの問題がIMFにとって中心的な専門分野に属するものではないことから、こうした点に関しては世界銀行などの機関との協力が重要であると認識してきた。この評価では、そうした協力がどの程度有効であったかを判断するとともに、その改善へ向けた教訓が導き出されることになる。

「国際貿易政策問題へのIMFの関与」の評価更新では、過去10年間に見られた貿易状況の著しい変化に照らして、このテーマに関するIEOの2009年評価が再考される。ここでは、2009年評価で提起された問題への対処の進展と、新しく生じた問題に対するIMFの対応が評価され、潜在的な課題と機会について検討されることになる。更新版では、IMFによる貿易関連活動の対象範囲と質や、IMFと他の国際機関との関係、貿易問題に関する対外広報、そして貿易関連活動の内部管理について調査される。

過去、現在、今後のIEO評価に関する情報と文書は、ieo.imf.orgに掲載されている。

理事会で承認された勧告を実行に移す

2018年10月、IMF理事会は「IMFと脆弱国」と題する報告書に対し、マネジメント実施計画(MIP)を承認した。この行動パッケージは、脆弱で紛争影響下にある国々に対するIMFの関与の有効性を向上させることを目的としたものである。MIPには、IMF加盟国のための国別関与戦略の策定や、こうした国々により持続的な財政支援を行うためのオプションの検討、IMFによる能力開発の効果を増大させるための実践的なステップ、そしてIMFが脆弱かつ紛争下の状況において有効な活動を行えるように職員が適切な専門知識と経験を持てるようにするための人事政策上の考慮などが含まれる。

2018年9月に理事会は、「理事会承認のIEO勧告を受けた実施計画の現状に関する第9次定期モニタリング報告書(PMR)」について議論した。本PMRでは、2015年に理事

会によって承認されたフォローアップ・プロセスの改善が最近の活動のより一貫性のある実施に貢献したことが確認された。しかし同時に、本PMRでは未実施の活動数が増えていることが指摘され、実施を推進するためにマネジメントや理事会の介入が必要となる活動を把握しやすくするための新しい指標が導入された。理事会は、MIPで想定された活動の実施進展には引き続き、ばらつきが見られるとする結論を支持した。理事会はそれについて、上述の通り、第10次PMRを控えて、多数に上る未実施の活動に対処するための新しい枠組みを承認した。

透明性

当局が十分な情報に基づく健全な政策決定を行い、経済が円滑に機能するためには、経済政策の透明性と、経済情勢や金融動向を示すデータの信頼性が不可欠である。IMFは、世界経済や加盟国経済に果たす自らの役割について重要情報の正確な発信に努めており、現在の方針をリアルタイムで公開している。

透明性は、経済の効率性を高め、危機発生時の脆弱性を低下させる。加盟国が自国の政策についての透明性を高めれば、こうした政策に関する一般社会の議論や精査を各国当局が受け入れるようになり、政策決定者の説明責任と政策の信頼性が向上し、金融市場がより効率的かつ規律正しく機能するようになる。IMFが自らの方針と加盟国への助言をより開かれた明確なものにすることは、IMFの役割や業務についての理解を向上させ、IMFの政策助言に対する支持を強化し、IMFの説明責任を明確にする。外部の視線にさらされることも、サーベイランスやIMF支援プログラムの質を維持する上でプラスに働かろう。

IMFの透明性に対する取り組みは、公開しない具体的な理由が確固として存在しない限り、文書や情報をタイムリーに公開するという大原則を基本としている。この原則では、加盟国に関する文書の公開については自主性が尊重されている。文書はIMFのホームページ(www.imf.org)に掲載されている。

IMFは理事会での検討に向けて加盟国が作成する文書(いわゆる「理事会文書」)の公表を一般的に「任意ではあ

るが公開を想定」と見なしている。つまり、公表が強く奨励されている。政策ペーパーは公表が前提とされているが、理事会の承認が必要である。加盟国の理事会文書は、当該国が異議を申し立てない限り、当該国の同意を得た後に公表される。複数国を取り扱った文書の公表は、その文書の性質に応じて、理事会もしくは関係国の承認が必要となる。

IMFは(1)IMFのサーベイランスと支援プログラムの透明性、(2)IMFの財務状況の透明性、(3)外部および内部のレビューと評価、(4)対外コミュニケーションを維持することによって、社会の人々に情報を伝え、IMFに対する評価を高めている。IMFの透明性方針は5年ごとに見直され、前回の見直しは2013年に実施された。「説明責任」と「外部関係者へのアウトリーチと交流」の項もご参照ください。

外部関係者へのアウトリーチと交流

IMFのアウトリーチ活動には、ふたつの目的がある。ひとつには、外部利害関係者の声に耳を傾け、その関心と視点への理解を深めることで、IMFの政策助言をより実情に即した質の高いものにすることである。ふたつ目は、IMFの目的と活動に関して外部の理解を深めることである。IMFコミュニケーション局がアウトリーチ活動と外部関係者の交流に主たる責任を負う。

コミュニケーション戦略は時間をかけて進化してきた。IMFのアプローチは過去10年間に「透明性の向上」から「メディアや外部利害関係者にIMFがより積極的に働きかける交流」へと変化してきている。こうした変化は、IMFの方針や業務を説明し、重要な経済課題の議論へのIMFの参加と貢献を可能にし、世界中の加盟国と対話して相互理解を深めることを目的に生じている。

IMFは、コミュニケーションを機関の効果を高めるための戦略的手段として使っている。ソーシャルメディアや動画、ブログ、ポッドキャストなど新しいテクノロジーを駆使した戦略的コミュニケーションは、IMFのコミュニケーション戦略でより大きな役割を占めるようになった。それと同時に、世界の激しい変化に対応するため、IMFは市民社会組織や民間ネットワークなど、幅広いコミュニケーションチャネルを用いたアウトリーチにも引き続き取り組んでいる。

IMFは政府関係者以外に、国会議員、市民社会組織、労働組合、若者のリーダーなど様々な関係者と定期的に交流している。このような双方向の対話により、IMFは自らのアプローチを説明するだけでなく、相手から学び、それらを政策助言の質の向上に役立てている。2019年度には、特に関心と関連性が高いテーマとして、汚職、不平等、ジェンダー、社会的保護、フィンテック、包摂的成長などがあつた。

国会議員

IMFは、法律制定に影響力を持ち、有権者の代表である国会議員との交流を重要視している。2018年の年次総会中に開催した国会議員を対象とするワークショップには、20か国以上の加盟国から約50名の国会議員が出席し、透明性や雇用創出、経済面での女性のエンパワーメント、人的資本の育成について議論を行った。2019年3月には、ニューデリーのIMF南アジア地域研修技術支援センターで開催されたワークショップにバングラデシュ、ブータン、インド、ネパール、スリランカの国会議員19名が参加し、公共財政管理や税制、貿易など問題となっているテーマについて議論した。共同ウィーン研修所で開催された同様のワークショップには、中欧・南東欧の国会議員約20名が集い、IMFの新しいガバナンス枠組みや経済の繁栄について話し合った。2019年の春季会合・世界国会議員会議には60か国以上の加盟国から170名近くの国会議員が出席し、政策決定に民間データを活用するためのパートナーシップや気候変動、財政の透明性、所得の不平等などのテーマが取り上げられた。会議日程には、クリスティーヌ・ラガルド専務理事とのタウンホール形式の会合が盛り込まれた。

市民社会組織

IMFは引き続き市民社会組織(CSO)との密接な交流を行った。2018年の年次総会にはCSOの代表約620名が参加した。不平等や税制、ジェンダーをテーマとするオックスファム・インターナショナルのウィニー・ビヤニマ事務局長とのビデオ対話が特に注目を集めた。IMFは市民社会フェローを21名招待し、また、ジェンダーや汚職、格差、債務、IMFによるコンディショナリティーの見直し、国際課税などのテーマを取り上げた市民社会政策フォーラムを約50回

にわたり開催した。ラガルド専務理事は、CSOの代表400名以上が参加したタウンホール形式の会合においてスピーチを行った。

2019年の春季会合には1,000人を超えるCSO代表者が出席した。IMFは市民社会フェローを15名招待し、また、汚職や債務、ジェンダー、税制、社会的保護などのテーマを扱った市民社会政策フォーラムを46回にわたり開催した。

IMFは、国際法人課税に関する2019年のIMFの分析や社会的支出に関するIMFの枠組みの設計、IMF支援プログラムの設計やコンディショナリティー見直し、中東・中央アジアにおける包摂的成長などについて、CSOの代表と複数回協議を行った。また、インドネシアやヨルダン、モロッコ、フィリピン等の国々で、地域CSOワークショップが開催された。

労働組合

引き続き、様々な機会に労働組合との対話が重ねられた。2019年3月、ワシントンDCで開催されたIMF・世界銀行・国際労働組合総連合(ITUC)のハイレベル会合に35か国から労働組合の指導者・代表65名が参加し、世界の経済見通しや不平等、社会的支出などのテーマをめぐるIMFのマネジメントや幹部職員と意見交換した。スタッフは、年間を通じて、社会的支出に関するIMFの枠組みを始めとする様々な政策問題について労働組合との協議を実施した。多くのカントリーチームが経済サーベイランスや、プログラムのための現地訪問の一環として各国の労働組合と意見交換を行った。

IMFの社会的責任

IMFの「ギビング・トゥゲザー」は、IMFの機関としての寄付制度である。この制度は、現役の職員と退職した元職員が地域社会や国際社会に還元する活動を支援している。この中には、スタッフによる寄付、災害救援募金活動、マネジメントによる寄付、地元地域や国外で活動する慈善団体への補助金交付、スタッフのボランティア活動が含まれている。

今年の「ギビング・トゥゲザー」キャンペーンは記録をふたつ塗り替えた。スタッフの参加率が62%となり、2017年の43%を上回る新記録となった。また、今年度、IMFの職員と退職者は、世界中の1,352の慈善団体に300万ドルの寄付を行い、寄付額も昨年度の260万ドルを上回った。「ギビング・トゥゲザー」プログラムでは、グアテマラにおける火山噴火とインドネシア・スラウェシにおける津波の被害者のために災害救援が呼びかけられ、寄付には100%のマッチングが行われた。

IMFは、教育機会や経済機会の提供により経済的自立を促している地元地域や国外の慈善団体に助成を行っている。2019年度には、ワシントンDCとその周辺にある12の慈善団体に11万5,000ドルを寄付したほか、12の国際的な非営利団体に10万ドルを提供した。IMFマネジメントの寄付は、恵まれない人々の貧困からの救済や教育の提供に注力している草の根の慈善活動の支援に役立てられている。

マネジメントがアンゴラやドミニカ国、フィジー、ガーナ、ホンジュラス、インドネシア、南アフリカ、トンガなどの様々な国を訪問した際に、合計で16万5,000万ドルの寄付がなされた。

今年度はボランティアイベントが何回も開催された。2018年7月には、難民危機の影響を被った学齢期の子どものために、150名の職員により750個のバックパックに物資が詰められた。2018年10月、IMFはインドネシア当局とともに、2018年の年次総会の開催地であったバリ島で、地元社会への貢献として、サンゴ礁再生のためのボランティアイベントを企画した。他のボランティア活動としては、地元高校生に対する金融リテラシー教育や英語指導、口蓋裂の子どもを勇気づけるカードの送付、地域の困窮家庭に配布する食事を容器につめる作業などがある。

持続可能な未来の構築へ向けた取り組みの一環として、IMFは環境負荷や気候への影響を削減するための活動を行った。2019年1月、IMFは機関内の食堂業務とコンコルディア・ホテルにおいて使い捨てプラスチック製品を廃

止し、それにより毎年100万個以上のプラスチック製品が利用されなくなる。

また、IMFの郵便室では毎年推定5~7トンのカタログや販促資料を受領している。2019年1月にIMFは、宣伝物用の格安郵便で送られてくる郵便物について、購読者の購読を取り消し、また、職場での配布を停止することにより、不必要な郵便物を削減するイニシアティブを開始した。2019年度末時点で、IMFは紙の郵便物2トンの送付・配布を阻止した。IMFはさらに、すべての新聞の購読について、モバイル機器やコンピューター上で利用可能なアプリを通じて行う方向へとシフトしている。

2019年度にIMFは、リサイクルとコンポスト化の努力により、発生したごみの63% (1,062トン) を資源に転換した。2019年度は、IMFのエネルギーの37.5%が再生可能なエネルギー源に由来するものであった。

IMF地域事務所

アジア太平洋地域における主要拠点であるアジア太平洋地域事務所(OAP)は、経済サーベイランスやアジアの政策決定者のための能力構築、そして国際経済協力とIMFの戦略的目標を促進するための日本内外でのアウトリーチ活動において重要な役割を果たしている。OAPとその業務は、日本政府による手厚い資金提供を受けている。

OAPはアジア太平洋地域における経済・金融情勢のモニタリングを補助し、OAPのエコノミストは日本、カンボジア、ベトナムの国別サーベイランスに従事するIMFのカントリーチームと協力している。OAPのスタッフはさらに、ASEAN+3(東南アジア諸国連合および中国、日本、韓国)やAPEC(アジア太平洋経済協力)、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)など政策対話のためのアジアの様々なフォーラムに積極的に参加している。

OAPは、アジア太平洋地域の経済政策決定者の能力構築に係るIMFの努力において重要な役割を果たし、強固なマクロ経済管理を通じた持続可能な経済発展の支援に貢献している。OAPは、日本-アジアIMF奨学金プログラム(JISPA)を管理している。JISPAは日本の大学院で

学位取得を目指すアジアの若い政府職員を支援している。JISPAは1993年に始まり、23か国に700人以上の同窓生を数える。その多くは中央銀行や省庁などの政府機関で要職に就いている。2018年以降、OAPは同窓生に対して2週間の継続教育を行っている。これは、さらにキャリアを進む上で役立つスキルの向上と、それぞれの国における政策決定への貢献を意図している。OAPはさらに、内外のパートナーと協力して、アジアの政府職員のための幹部研修コースである「アジアのための日本-IMFマクロ経済セミナー」や、様々な地域能力構築セミナーを開催している。2019年度には、OAPはそのような地域セミナーを3件開催した。すなわち、サモアにおける金融包摂に関するセミナー、ベトナムにおけるインフラガバナンスと資金調達オプションに関するセミナー、そしてカンボジアにおける金融安定性に関するセミナーである。

OAPは、IMFの知名度を高め、IMFの業務や政策勧告に関する一般の理解を促進するために、日本とアジア全域においてアウトリーチ活動や対外コミュニケーションを推進している。今年度OAPは、米中間の貿易摩擦を背景として貿易関連問題に関するハイレベル政策会議を企画したほか、世界の経済見通しやその他の重要テーマに関する経済問題セミナーを10回開催した。若者に対するアウトリーチ活動として、OAPは2017年に日本の大学生を対象とする一連のマクロエコノミスト研修コースを開始した。2019年度には、東京などの都市においてそうした研修コースが4回開催された。

アウトリーチ活動を増強するために、日本やアジア各地のメディアや企業、シンクタンクとの対話に加えて、OAPはふたつのウェブサイト(OAPとJISPA)の運営を通じた情報共有を行い、日本語・英語両方でソーシャルメディアを通じたIMFの情報発信に貢献している。

パリとブリュッセルに所在するIMF欧州事務所は、欧州連合(EU)の諸機関や加盟国、欧州内にある数多くの国際機関や市民社会団体との連絡窓口になっている。この事務所は、ユーロ圏、EUの政策、EUとIMFが共同で資金を供与している国別プログラムに関して、欧州委員会、欧

州中央銀行、欧州安定メカニズム、欧州議会、経済財政委員会、ユーロ圏財務相会合(ユーログループ)作業部会などと連携している。

欧州事務所は経済協力開発機構(OECD)でIMFを代表する。また、経済サーベイランス、IMFが支援するプログラム、技術支援等、IMFが欧州で行う業務を支え、欧州内の連絡とアウトリーチ活動の調整を支援する。さらに世界経済の問題に関して、欧州におけるEUの諸機関、国際機関、域内政府、市民社会団体との対話を促進し、産業界、労働組合、シンクタンク、金融市場、メディア関係者との会談を行っている。

欧州事務所は複数の合同ワークショップやイベントを開催しており、また、欧州経済が直面している重要課題に関するIMFの見方を議論するため、欧州各国の首都において、高官レベルの政策昼食会とメディア向けの説明会を開催している。欧州事務所はニュースレターを発行するとともに、外部向けウェブサイトを運営し、ツイッター上でも積極的な発信を行っている(@IMF_inEU)。くわえて、当事務所は複数の欧州諸国の大学で志願者と面接し、IMFの採用活動もサポートしている。

各国のIMF駐在代表によるアウトリーチ活動

IMFは世界77か国に駐在代表を置いている。駐在代表はIMFの活動やマクロ経済問題に対する理解向上を目的に様々なアウトリーチ活動を行っており、現地の大学、政府、非政府組織と共同で行うことも多い。以下は、各地域における活動の例である。

2019年3月、IMFの欧州事務所長兼欧州連海上級常駐代表であるジェフリー・フランクスは、スイス・ザンクトガレン大学において、「相互に関連する世界でグローバルに行動する」をテーマにTEDxスピーチを行った。今年のイベントでは、多彩な職業のスピーカーたちが「自分へのメッセージ」を披露することが求められた。フランクスの主なメッセージは「より良い世界のためにグローバルに行動せよ、共通の問題に立ち向かうために国際協力を刷新する世代となれ」というものであった。

ウクライナ常駐代表であるヨースタ・リュングマンは、テルノーピリ、ビニツァ、キエフの各都市において、大学生と経済ジャーナリストを対象にIMFの活動とウクライナへの関与を説明するイベントを開催した。リュングマンはまた、キエフにおいて、学者やメディアに対して「欧州地域経済見通し」のプレゼンテーションを行った。

イエメンに関しては、常駐代表であるカリーム・イスマイルがドナーとともに、イエメン政府の能力構築ニーズや技術支援供与、そしてマクロ経済政策・管理の改善を通じて人道状況のさらなる悪化を阻止する方法について議論した。議論では、公的制度の健全性と有効性を回復し、イエメン全土で公共サービスを再開するための方法に焦点が当てられた。イスマイルは、こうした努力の一環として、2019年1月に4か国諮問グループ(サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ)の主催で開催されたドナー会合において、中央銀行制度の能力構築ニーズを評価するためにIMFが派遣した訪問団の結果と、2018年12月のIMFスタッフによる訪問の結論を紹介した。

IMFのパキスタン常駐代表であるテレサ・ダバン・サンチェスは、2018年3月の着任以降、5年に及んだ現地訪問中断の解除を経てIMFとパキスタン社会との関係を強化するために活発なアウトリーチ活動を行っている。こうした努力は2018年7月の選挙以降に強化され、2018年後半にパキスタンの新政権が行ったIMFプログラムの要請を円滑なものとする上で重要であった。さらにサンチェスによる努力は、技術支援ミッションの再開に関する新政府の関心を喚起し、また、一般の人々に対してIMFとの協力関係の価値を明示する上で貢献した。

これまでと同様に、2019年度もジャマイカではIMFによる幅広いアウトリーチ活動が行われた。その例としては、(1)駐在代表であるコンスタン・ロンケン・グアンが国内各地の高校生に向けて行ったIMFの役割とジャマイカとの強固な関係の紹介、(2)中央銀行がインフレ・ターゲティングに移行するのに応じて、焦点を為替相場からシフトさせる必要性に対する広範な利害関係者の注意の喚起、(3)マクロ経済の安定性が確固たるものとなる中で投資機会の発掘に当たり民間セクターがどのように主導的

な役割を果たせるかを模索するためのIMF訪問団と経済プログラム監視委員会委員の間での一連の昼食会、(4)拡大信用供与措置に続く予防的なスタนด์バイ取極が2019年末に終了した後のジャマイカとIMFの関係の性格についての一般の人々に対する説明などが挙げられる。

グアテマラ駐在代表であるヘラルド・ペラサは、ラファエル・ランディバル大学経済学部の招きに応じ、西半球局の「地域経済見通し」に関するプレゼンテーションを行った。2018年6月、ペラサは特別ゲストとしてグアテマラ銀行の第23回経済シンポジウムに参加し、財政局のエラ・ダブラ＝ノリスも主要発言者のひとりとして参加した総括セッションで重要ポイントの説明を行った。

アフリカの常駐代表たちは、デジタルメディアも利用しつつ、新たな層に対するアウトリーチ活動を行った。コートジボワール常駐代表であるホセ・ヒホンは、西アフリカ経済通貨同盟(WAEMU)諸国のジャーナリスト20名を対象としたIMF広報職員による講義および域内におけるIMFの役割の説明を支援した。ギニア常駐代表であるジョゼ・スレマネは、市民社会組織の代表らに対して、公共財政管理と予算問題に関する4回の講習会を実施した。マラウイ常駐代表であるジャック・リーは、リンクトイン上で活発に活動し、マクロ経済に関する諸問題について簡潔な分析ノートを投稿した。

参考情報

第1章 概要

はじめに

IMFの主な役割

国際通貨基金: <https://www.imf.org/external/index.htm>

スポットライト

1. 貿易の推進

October 2018 *World Economic Outlook: Challenges to Steady Growth*: <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2018/09/24/world-economic-outlook-october-2018>

April 2019 *World Economic Outlook: Growth Slowdown, Precarious Recovery*: <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2019/03/28/world-economic-outlook-april-2019>

2018 *External Sector Report: Tackling Global Imbalances amid Rising Trade Tensions*: <https://www.imf.org/en/Publications/ESR/Issues/2018/07/19/2018-external-sector-report>

Policy Papers—Reinvigorating Trade and Inclusive Growth: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/09/28/093018-reinvigorating-trade-and-inclusive-growth>

Policy Papers—Economic Integration in the Maghreb: An Untapped Source of Growth: <https://www.imf.org/en/Publications/Departmental-Papers-Policy-Papers/Issues/2019/02/08/Economic-Integration-in-the-Maghreb-An-Untapped-Source-of-Growth-46273>

2. 金融安定性分析の向上

April 2019 *Global Financial Stability Report: Vulnerabilities in a Maturing Credit Cycle*: <https://www.imf.org/en/Publications/GFSR/Issues/2019/03/27/Global-Financial-Stability-Report-April-2019>

October 2018 *Global Financial Stability Report: A Decade after the Global Financial Crisis: Are We Safer?*: <https://www.imf.org/en/Publications/GFSR/Issues/2018/09/25/Global-Financial-Stability-Report-October-2018>

3. 債務問題への対応

Policy Papers—Assessing Fiscal Space: An Update and Stocktaking: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/06/15/pp041118assessing-fiscal-space>

4. デジタル化の恩恵を享受する

Departmental Papers—FinTech in Sub-Saharan African Countries: A Game Changer?: <https://www.imf.org/en/Publications/Departmental-Papers-Policy-Papers/Issues/2019/02/13/FinTech-in-Sub-Saharan-African-Countries-A-Game-Changer-46376>

Staff Discussion Notes—Casting Light on Central Bank Digital Currencies: <https://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2018/11/13/Casting-Light-on-Central-Bank-Digital-Currencies-46233>

マクロ経済統計における暗号資産の処理: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2019/pdf/Clarification0422.pdf>

Policy Papers—The Bali Fintech Agenda: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/10/11/pp101118-bali-fintech-agenda>

Staff Discussion Notes—Gender, Technology, and the Future of Work: <https://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2018/10/09/Gender-Technology-and-the-Future-of-Work-46236>

Working Papers—Technology and the Future of Work: <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2018/09/28/Technology-and-the-Future-of-Work-46203>

IMF専務理事のグローバル政策アジェンダ(GPA)「共同の責任と成果の共有」: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2019/04/11/managing-director-global-policy-agenda-spring-2019>

IMFブログ—今週のグラフ: アジアのロボットと人々に投資する: <https://blogs.imf.org/2018/08/29/chart-of-the-week-invest-in-robots-and-people-in-asia/>

5. 世界的な機会の拡大

Staff Discussion Notes—Work in Progress: Improving Youth Labor Market Outcomes in Emerging Market and Developing Economies: <https://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2019/01/18/Work-In-Progress-Improving-Youth-Labor-Market-Outcomes-in-Emerging-Market-and-Developing-45130>

April 2019 *Fiscal Monitor: Curbing Corruption*: <https://www.imf.org/en/Publications/FM/Issues/2019/03/18/fiscal-monitor-april-2019>

Policy Papers—How to Operationalize Inequality Issues in Country Work: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/06/13/pp060118howto-note-on-inequality>

Policy Papers—How to Operationalize Gender Issues in Country Work: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/06/13/pp060118howto-note-on-gender>

Staff Discussion Notes—Fiscal Policy and Development: Human, Social, and Physical Investments for the SDGs: <https://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2019/01/18/Fiscal-Policy-and-Development-Human-Social-and-Physical-Investments-for-the-SDGs-46444>

Staff Discussion Notes—Women in Finance: A Case for Closing Gaps: <https://www.imf.org/en/Publications/Staff-Discussion-Notes/Issues/2018/09/17/women-in-finance-a-case-for-closing-gaps-45136>

地域別ハイライト

スピーチ「潮に流されずに船を進める」世界経済が正しい航路を保つためのリスク管理: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/09/27/sp100118-steer-dont-drift>

Book—*Realizing Indonesia's Economic Potential*: <https://www.elibrary.imf.org/idnbook>

Book—*The ASEAN Way: Sustaining Growth and Stability*: <https://www.elibrary.imf.org/aseanbook>

Conference—Opening Up and Competitive Neutrality: The International Experience and Insights for China: <https://www.imf.org/en/News/Seminars/Conferences/2019/04/19/7th-pbc-imf>

Departmental Papers—The Future of Work in Sub-Saharan Africa: <https://www.imf.org/en/Publications/Departmental-Papers-Policy-Papers/Issues/2018/12/14/The-Future-of-Work-in-Sub-Saharan-Africa-46333>

Country Reports—Central African Economic and Monetary Community: Common Policies of Member Countries, and Common Policies in Support of Member Countries Reform Programs: <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2019/01/03/Central-African-Economic-and-Monetary-Community-CEMAC-Common-Policies-of-Member-Countries-46501>

Press Release—IMF Executive Board Approves US\$3.7 Billion Extended Arrangement Under the Extended Fund Facility for Angola: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/12/07/pr18463imf-executive-board-approves-extended-arrangement-under-the-extended-fund-facility-for-angola>

Country Reports—Rwanda: Tenth Review Under the Policy Support Instrument <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2018/11/30/Rwanda-Tenth-Review-Under-the-Policy-Support-Instrument-Press-Release-Staff-Report-and-46407>

Country Reports—Euro Area Policies: Selected Issues: <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2018/07/18/Euro-Area-Policies-Selected-Issues-46097>

Working Papers—Global Value Chains: What are the Benefits and Why Do Countries Participate?: <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2019/01/18/Global-Value-Chains-What-are-the-Benefits-and-Why-Do-Countries-Participate-46505>

Conference—Opportunity for All: Promoting Growth, Jobs, and Inclusiveness in the Arab World: <https://www.imf.org/en/News/Seminars/Conferences/2017/08/08/morocco-opportunities-for-all>

Departmental Papers—Opportunity for All: Promoting Growth and Inclusiveness in the Middle East and North Africa: <https://www.imf.org/en/Publications/Departmental-Papers-Policy-Papers/Issues/2018/07/10/Opportunity-for-All-Promoting-Growth-and-Inclusiveness-in-the-Middle-East-and-North-Africa-45981>

Departmental Papers—Financial Inclusion of Small and Medium-Sized Enterprises in the Middle East and Central Asia: <https://www.imf.org/en/Publications/Departmental-Papers-Policy-Papers/Issues/2019/02/11/Financial-Inclusion-of-Small-and-Medium-Sized-Enterprises-in-the-Middle-East-and-Central-Asia-46335>

Press Release—World Bank Group and IMF to Hold 2021 Annual Meetings in Marrakech, Morocco: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/04/25/pr18147-world-bank-group-and-imf-to-hold-2021-annual-meetings-in-marrakech-morocco>

Press Release: IMF Executive Board Approves US\$4.2 Billion Extended Fund Facility for Ecuador: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2019/03/11/ecuador-pr1972-imf-executive-board-approves-eff-for-ecuador>

Book—*Brazil: Boom, Bust, and Road to Recovery*: r.imfe.li/24306

Conference—High-Level Conference on Building Resilience to Disasters and Climate Change in the Caribbean: <http://www.worldbank.org/en/events/2018/11/09/high-level-conference-on-building-resilience-to-disasters-and-climate-change-in-the-caribbean>

第2章 IMFの活動内容

経済サーベイランス

Policy Papers—Review of the Fund's Strategy on Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2019/02/04/pp101718-2018-review-of-the-funds-aml-strategy>

Press Release—IMF Executive Board Adopts Decisions to Formally Recognize the Core Principles for Islamic Finance Regulation (CPIFR) for Banking: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/05/24/pr18193imf-adopts-decisions-to-the-cpifr-for-banking>

Policy Papers—Fiscal Transparency Initiative: Integration of Natural Resource Management Issues: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2019/01/29/pp122818fiscal-transparency-initiative-integration-of-natural-resource-management-issues>

Press Release—IMF Board Takes Stock of Work on Fiscal Space: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/06/26/pr18260imf-board-takes-stock-of-work-on-fiscal-space>

Policy Papers—Public Investment Management Assessment—Review and Update: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/05/10/pp042518public-investment-management-assessment-review-and-update>

Press Release—IMF Managing Director Christine Lagarde Names External Advisory Groups for the 2020 Comprehensive Surveillance Review: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/10/30/pr18399-christine-lagarde-names-external-advisory-groups-for-2020-comprehensive-surveillance-review>

Policy Papers—Guidance Note for the Use of Third-Party Indicators in Fund Reports: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/09/13/pp071718guidance-note-for-the-use-of-third-party-indicators-in-fund-reports>

Policy Papers—Overarching Strategy on Data and Statistics at the Fund in the Digital Age: <https://www.imf.org/en/publications/policy-papers/issues/2018/03/20/pp020918imf-executive-board-supports-new-strategy-for-data-and-statistics-in-the-digital-age>

国別データ概要ページ: <https://dsbb.imf.org/nsdp>

Press Release—FSB and IMF publish the 2018 Progress Report on G20 Data Gaps Initiative: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/09/25/pr18358-fsb-and-imf-publish-the-2018-progress-report-on-g20-data-gaps-initiative>

Press Release—IMF Releases the 2018 Financial Access Survey: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/09/28/pr18366-imf-releases-the-2018-financial-access-survey>

融資

Policy Papers—2018 Review of Facilities for Low-Income Countries: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/08/01/pp080118-2018-review-of-facilities-for-low-income-countries>

Press Release—IMF Executive Board Completes Second Review under the Policy Coordination Instrument for Seychelles: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/12/07/pr18462-seychelles-imf-executive-board-completes-second-review-under-pci>

Press Release—IMF Executive Board Approves 30-Month Policy Coordination Instrument for Serbia: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/07/18/pr18299-serbia-imf-executive-board-approves-30-month-policy-coordination-instrument>

Press Release—Albania: IMF Executive Board Concludes First Post-Program Monitoring: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/05/21/pr18188-albania-imf-executive-board-concludes-first-post-program-monitoring>

Press Release—IMF Executive Board Concludes First Post-Program Monitoring Discussions with Greece: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2019/03/08/pr1974-greece-imf-executive-board-concludes-first-post-program-monitoring-discussions>

能力開発

Factsheet—Regional Capacity Development Centers: <https://www.imf.org/en/About/Factsheets/Sheets/2017/06/14/imf-regional-capacity-development-initiatives>

Speech—Stress-Testing for the Transition to a Low-Carbon Economy: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2019/04/10/sp04102019-stress-testing-for-the-transition-to-a-low-carbon-economy>

Policy Papers—2018 Review of the Fund's Capacity Development Strategy: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2018/11/20/2018-review-of-the-funds-capacity-development-strategy>

Factsheet—How Does the IMF Encourage Greater Fiscal Transparency? <https://www.imf.org/en/About/Factsheets/Sheets/2016/07/27/15/46/Encouraging-Greater-Fiscal-Transparency>

The IMF 2019 Financial Soundness Indicators Compilation Guide: <https://www.imf.org/en/Data/Statistics/FSI-guide>

Policy Papers—Corporate Taxation in the Global Economy: <https://www.imf.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2019/03/08/Corporate-Taxation-in-the-Global-Economy-46650>

Video—Pacific Islands Technical Assistance Center 25th Anniversary: <https://www.imf.org/external/mmedia/view.aspx?vid=598222772001>

歳入確保基金: <https://www.imf.org/external/np/ins/english/rmtf.htm>

税制診断ツール (TADAT): <http://www.tadat.org/home>

天然資源からの富の管理 (MNRW) 基金: <https://www.imf.org/en/Capacity%20Development/trust-fund/MNRW-TTF>

資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT): <https://www.imf.org/external/np/leg/amlcft/eng/>

債務管理ファシリテイ: <http://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/debt-management-facility>

決定のためのデータ (D4D) 基金: <https://www.imf.org/en/Capacity-Development/d4d-fund>

第3章 財務、組織、説明責任

Press Release—International Monetary Fund Appoints Edward C. Anderson as Chief Information Officer: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/04/25/pr18148-international-monetary-fund-appoints-edward-c-anderson-as-chief-information-officer>

Press Release—Christine Lagarde Appoints Gita Gopinath as IMF Chief Economist: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/10/01/pr18386-christine-lagarde-appoints-gita-gopinath-as-imf-chief-economist>

Press Release—IMF General Counsel Sean Hagan to Retire: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/06/18/pr18242-imf-general-counsel-sean-hagan-to-retire>

Press Release—IMF Chief Economist Maurice Obstfeld to Retire: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/07/25/pr18307-imf-chief-economist-maurice-obstfeld-to-retire>

Press Release—IMF Managing Director Christine Lagarde Appoints Rhoda Weeks-Brown as General Counsel of the IMF and Director of the Legal Department: <https://www.imf.org/en/News/Articles/2018/07/30/pr18321-imf-lagarde-appoints-rhoda-weeks-brown-as-general-counsel-of-the-imf>

独立評価機関: <https://ieo.imf.org/>

頭字語と略語

AML/CFT	資金洗浄・テロ資金供与対策	IEO	独立評価機関
CCRT	大災害抑制・救済基金	IFRS	国際財務報告基準
CEMAC	中部アフリカ経済通貨共同体	IMFC	国際通貨金融委員会
D4D	決定のためのデータ	LIDC	低所得発展途上国
EAC	外部監査委員会	OIA	内部監査室
ECCU	東カリブ通貨同盟	PLL	予防的流動性枠
ECF	拡大クレジット・ファシリティ	PRGT	貧困削減・成長トラスト
EFF	拡大信用供与措置	PRS	貧困削減戦略
e-GDDS	強化された一般データ公表システム	RCF	ラピッド・クレジット・ファシリティ
EWE	早期警戒演習	RFI	ラピッド・ファイナンス・インストルメント
FAS	金融アクセス調査	SBA	スタンドバイ取極
FCL	フレキシブル・クレジットライン	SCF	スタンドバイ・クレジット・ファシリティ
FSAP	金融セクター評価プログラム	SDGs	持続可能な開発目標
FSSR	金融セクター安定性評価	SDR	特別引出権
FY	会計年度	WAEMU	西アフリカ経済通貨同盟
G20	主要20か国・地域	WEO	世界経済見通し
GDP	国内総生産	WTO	世界貿易機関
GFSR	国際金融安定性報告書		
GRA	一般資金勘定		
HIPC	重債務貧困国		

総務会への送り状

2019年8月1日

総務会議長殿

IMF理事会を代表し、国際通貨基金協定第12条7項(a)およびIMFの付随規約10項にのっとり、2019年度(2019年4月30日期)年次報告書を総務会に提出いたします。IMFの付随規約第20項の規定にのっとり、理事会が承認した2020年度(2020年4月30日期)IMF運営予算および資本予算は、第3章に提示いたします。2019年度(2019年4月30日期)の一般勘定、SDR勘定、IMF管理勘定の監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2019/engから閲覧できる別紙VIに掲載されています。外部監査および財務報告手続は、IMF付随規約第20条(c)の規定にのっとり、外部監査委員会の監督を受けました。外部監査委員会のメンバーは委員長を務めたデービッドと、委員のサーンズおよびロペスの各氏です。よろしくご査収くださいませ。

デビッド・リプトン

専務理事代行兼理事会議長





この年次報告書に加えて、別紙VIの財務諸表を無料でダウンロードできます。ウェブブラウザにURLを直接ご入力いただくか、左のQRコードをスキャンしてください。IMF年次報告書特設ページをご覧の上、掲載されている情報をご確認いただければ幸いです。

www.imf.org/AR2019

本年次報告書はIMFコミュニケーション局編集出版課が部局横断の作業部会との協議のもとで作成した。金中夏が委員長を務める理事会評価委員会の指揮の下で、クリストフ・ローゼンバークとジェフリー・ヘイデンが報告書作成チームを監督した。ナグワ・リアドが執筆の主担当を担い、ワラア・エルバラシがプロジェクト・マネージャーを、デニズ・バーシュロンが制作マネージャーを務めた。クリスタル・ハーマンがデジタルデザインの支援を行い、ヒョンウン・パクが事務サポートを提供した。日本語版制作はIMFの言語サービス課が担当した。

デザイン: Beth Singer Design LLC www.bethsingerdesign.com

ウェブデザイン: Feisty Brown www.feistybrown.com

イラスト: Roy Scott www.royscott.com

写真: ページ1: ©IMF。ページ7: ©Alamy。ページ9: ©iStock。ページ13: ©Alamy。ページ15: ©iStock。ページ18: ©IMF(上右)、Stephen Jaffe/©IMF(下右)。ページ20: Stephen Jaffe/©IMF(下左)、©Newscom(上右)。ページ21: ©Alamy(上左)、©Alamy(上右)、©IMF(2段目右)、©IMF(下左)。ページ22: ©Alamy(下左)、Stephen Jaffe/©IMF(下右)。ページ23: ©Alamy。ページ24: ©Alamy(上左)、©Alamy(下左)、©AGEfotostock(上右)。ページ26: ©iStock(下左)、©IMF(上右)。ページ27: ©Alamy。ページ28: Stephen Jaffe/©IMF(上左)、©IMF(下左)、©iStock(下右)。ページ33: ©Alamy(上左)、©Alamy(下右)。ページ34: ©Alamy。ページ36: ©Alamy。ページ37: Stephen Jaffe/©IMF。ページ39: ©Alamy(下左)、©Alamy(上右)。ページ40: ©Alamy。ページ41: ©Alamy。ページ45: ©Alamy。ページ51: ©Alamy。ページ52: ©Alamy。ページ56: ©iStock。ページ57: ©Alamy。ページ58: Stephen Jaffe/©IMF。ページ60: ©Alamy。ページ61: ©Alamy。ページ63: ©Alamy(上左)、Stephen Jaffe/©IMF(下右)。ページ64: ©iStock。ページ70: ©Alamy。ページ74-75: ©IMF。ページ76: ©IMF。ページ78: ©IMF(1段目)、©IMF(2段目)、Stephen Jaffe/©IMF(3段目)、©IMF(4段目)、©IMF(5段目)。ページ79: ©IMF。ページ82: ©IMF(1段目左)、©IMF(1段目右)、Stephen Jaffe/©IMF(2段目左)、©IMF(2段目右)、Stephen Jaffe/©IMF(3段目左)、©IMF(3段目右)。ページ86: ©IMF(左)、©IMF(右)。

人々が成功できるように…

信頼を回復できるように、

腐敗に立ち向かえるように、

誰もが恩恵を受けられる

長期的な経済成長を促進できるように、

政策が環境を整えるべきです。

国際通貨基金 (IMF) 専務理事代行
デビッド・リプトン



International Monetary Fund
700 19th Street NW
Washington, DC 20431 USA

www.imf.org

ISBN 978-1-4983-2162-4



9 781498 321624 >